千葉県山武郡

成東町・山武町嶋戸東遺跡
第6・7・8次発掘調査報告書

平成18年10月

財団法人　千葉県教育振興財団

千葉県山武郡

成東町・山武町嶋戸東遺跡
第6・7・8次発掘調査報告書

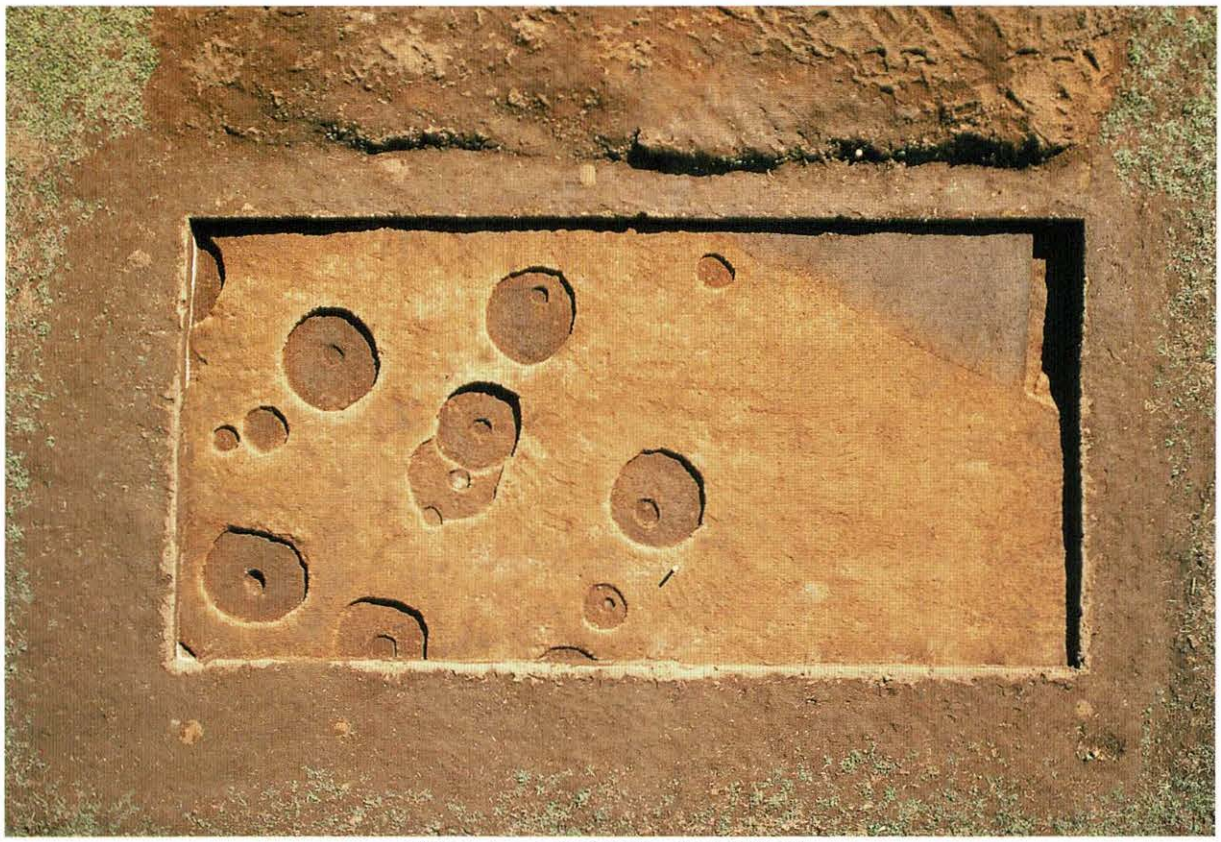

第41トレンチ航空写真（第６次調査）

第42トレンチ航空写真（第６次調査）

第44トレンチ航空写真（第７次調査）

SB32遺構検出状況（第７次調査）

SB32基壇版築検出状況（第７次調査）

第47トレンチSB12・34（第８次調査）

序　文

わが国における中央集権的な国家体制は，いまから1,300年ほど前に制定された大宝令にはじまります。人々や土地を国家が直接支配して税を納めさせる律令制度のもとで，地方の行政単位は国・郡・郷（里）として整備され，国・郡には地方の役所が設置されました。

千葉県にも上総・下総・安房の３国，その下に23の郡が配置され，それぞれ役所として国には国府が，郡には郡衙が設置されました。現在，県内では国府を特定できる明確な遺跡は確認されておらず，郡衙についても下総国相馬郡衙（我孫子市日秀西遺跡）や下総国埴生郡衙（印旛郡栄町大畑Ｉ遺跡）などが特定されているだけで，県内の官衙遺跡の実体はほとんど明らかになっていません。そこで教育委員会では，県内の官衙（古代役所）の状況を解明することを目的に，平成７年度から国庫補助を得て，財団法人千葉県教育振興財団に調査業務を委託し，確認調査を実施してまいりました。

平成９年度からは，山武郡成東町と山武町にまたがる上総国武射郡衙推定地の嶋戸東遺跡の発掘調査を実施したところ，推定通り武射郡衙の中心地であることが確定的となり，建物群も大きく２時期に分かれることが判明しました。

さらに，前期郡庁や後期の館・正倉域などの配置が明らかとなるとともに，隣接する真行寺廃寺跡を含めて郡衙としての施設構成も解明されつつあります。とくに，後期の正倉域の範囲を示す区画溝が，トレンチ調査や航空写真によるソイルマークなどにより確認され，当初想定した範囲を大きく上回る規模であることが明らかとなりました。

このたび，平成14年度から16年度に実施した同遺跡の調査成果がまとまり，ここに刊行の運びとなりました。本書が学術資料として，また文化財の保存と活用のための基本資料として広く活用されることを期待します。

結びに，文化庁をはじめ，成東町教育委員会，山武町教育委員会，土地所有者の方々など，多大な御協力をいただきました関係の皆様には，心から感謝申し上げます。

平成18年３月

千葉県教育庁教育振興部
文化財課長　佐久間　豊

凡　例

1　本書は，千葉県山武郡成東町島戸343－１ほか，山武町麻生新田305ほかに所在する嶋戸東遺跡（遺跡コード404－006）の第６・７・８次発掘調査報告書である（成東町・山武町は平成18年３月27日に松尾町・蓮沼村と合併して山武市（さんむし）となる）。

2　本事業は千葉県教育委員会が国庫補助を受けて行っている官衙関連遺跡確認調査の第９年次に当たり，調査は財団法人千葉県教育振興財団（財団法人千葉県文化財センターから平成17年９月１日付で名称変更）に委託して実施した。

3　発掘調査及び整理担当者，実施期間は本文中に記載した。

4　本書の執筆は，Ⅰの第２節を上席研究員小高春雄が担当し，そのほかは上席研究員小林信一が行った。

5　調査の実施に当たっては，成東町教育委員会，山武町教育委員会，財団法人山武郡市文化財センター，土地所有者伊藤しげ・金親久子・金親　満・佐久間正己・高柳滋子・土屋義雄・矢澤米一の各氏，そして伊藤和夫・金子一成の各氏を初めとする地元の皆様，阿部義平・河原純之・玉田芳英・山中敏史の各氏から多大な協力をいただいた。記して感謝の意を表す次第である。

6　本書で使用した地形図は，下記のとおりである。

第１図　国土地理院発行　1/50,000　東金（N1－54－19－11）平成５年修正　平成６年発行

第３図　成東町役場発行　1/2,500　成東町平面図２（Ⅸ－LF33－3）平成５年修正

成東町役場発行　1/2,500　成東町平面図６（Ⅸ－LF43－1）平成５年修正

7　遺跡周辺及び正倉域航空写真（図版１・２）は，京葉測量株式会社による昭和42年撮影のものである。

8　本書で使用した遺構の略号は，下記のとおりである。

建物跡（SB）　柵列跡（SA）　溝跡（SD）　竪穴住居跡（SI）　土坑（SK）　古墳（SM）

性格不明遺構（SX）　近世土坑（SZ）

なお，遺物の実測図に記載したT記号は，トレンチの略号である。また，遺構実測図のK記号は，攪乱の略号である。

9　本書で使用した間尺の尺度記載は，天平尺（１尺＝297㎜）を基本としたが，数値としては，１尺＝0.3ｍとして概算値を記入した。

10　本書の掘立柱建物跡の方位は，南北棟は桁の方位，東西棟は梁の方位を標記した。

11　鉄滓等の金属反応の有無の判定にはメタルチェッカーを用いた。

12　本書で使用した図面の方位は，すべて座標北である。測量については日本測地系に基づいている。

13　土器の口縁部の計測値は口縁部の外縁で計測した。

14　挿図で使用したスクリーントーン及び網掛けの用例は，次のとおりである。

遺構　カマド・焼土　　山砂

遺物　土師器：断面白抜き　須恵器：断面塗りつぶし　瓦：断面左下がり斜線

金属製品・鉄滓：断面右下がり斜線　赤色塗彩範囲：赤色　漆仕上げ範囲：茶色

本文目次

Ⅰ　はじめに …… 1
1　調査の経緯 …… 1
(1)　これまでの調査の概要 …… 1
(2)　第６・７・８次調査の概要 …… 3
(3)　遺構番号の一部変更について …… 4
2　遺跡の位置と環境 …… 5
(1)　遺跡の位置と地理的環境 …… 5
(2)　遺跡の歴史的環境 …… 6
Ⅱ　遺構と遺物 …… 10
1　第６次調査（平成14年度の調査） …… 10
第40トレンチ …… 10
第41トレンチ …… 10
第42トレンチ …… 14
第43トレンチ …… 22
2　第７次調査（平成15年度の調査） …… 22
第44トレンチ …… 22
第45・46トレンチ …… 28
3　第８次調査（平成16年度の調査） …… 33
第47トレンチ …… 33
道路部の基壇跡の確認調査 …… 39
Ⅲ　まとめ …… 41
1　建物の軸の振れと新旧関係について …… 41
2　前期郡庁の再検討 …… 42
(1)　B－１・B－２建物跡の座標データ復元について …… 42
(2)　前期郡庁の再検討 …… 43
3　SB1周辺の建物配置について …… 45
4　後期正倉域について …… 47
5　結語 …… 51

挿図目次

第１図　遺跡の位置
（国土地理院1/50,000東金）…… 5
第２図　遺跡周辺の古墳時代～平安時代の
環境復元図 …… 7
第３図　調査トレンチ配置図（1/2,500）…… 11
第４図　第40トレンチ遺構実測図
（第６次調査）…… 13
第５図　第40トレンチ遺物実測図
（第６次調査）…… 14
第６図　第41トレンチ遺構・遺物実測図
（第６次調査）…… 15
第７図　SB24・27柱掘りかた断面図 …… 16
第８図　第42トレンチ遺構実測図
（第６次調査）…… 17
第９図　第42トレンチ遺物実測図
（第６次調査）…… 20
第10図　第43トレンチ遺構実測図
（第６次調査）…… 21
第11図　第44～46トレンチ遺構位置図
（第７次調査）…… 23
第12図　第44トレンチ・SD39・42，SI49遺構
実測図（第７次調査）…… 24
第13図　第44トレンチ・SB32遺構実測図
（第７次調査）…… 26
第14図　第44トレンチ遺物実測図
（第７次調査）…… 28
第15図　第45・46トレンチ遺構実測図
（第７次調査）…… 29
第16図　第45・46トレンチ遺物実測図
（第７次調査）…… 31
第17図　第47トレンチ周辺遺構実測図…… 32
第18図　第47トレンチ・SB35・36，SI47・50・51，
SM2，SZ1遺構平面図（第８次調査）…… 34
第19図　第47トレンチ・SB35・36，SI47，SM2，
SZ1遺構断面図（第８次調査）…… 35
第20図　第47トレンチ・SB12・34，SA8，
SM2遺構実測図（第８次調査）…… 36
第21図　SB12・34柱掘りかた平面・断面図…… 37
第22図　第47トレンチ遺物実測図
（第８次調査）…… 38
第23図　道路部・SB37遺構実測図
（第８次調査）…… 39
第24図　前期郡庁域遺構位置図 …… 44
第25図　前期郡庁想定図…… 45
第26図　SB1周辺遺構位置図…… 46
第27図　後期正倉域想定図 …… 49

表　目　次

第１表　掘立柱建物跡・基壇跡一覧表…… 40

図版目次

巻頭図版１　第41トレンチ航空写真（第６次調査）
第42トレンチ航空写真（第６次調査）
巻頭図版２　第44トレンチ航空写真（第７次調査）
SB32遺構検出状況（第７次調査）
巻頭図版３　SB32基壇版築検出状況（第７次調査）
第47トレンチSB12・34（第８次調査）

図版１　嶋戸東遺跡周辺航空写真（1/10,000）
図版２　正倉域航空写真（1/2,500）
図版３　第40トレンチ全景　北から：左
第40トレンチ柱掘りかた　北から：右
SM1周溝　南から：左
SM1周溝断面　西から：右
第41トレンチ内SB23・24・27,
SM3周溝　北から
SB24・27土層断面　西から
図版４　SB24土層断面　西から：左
SI46　北から：右
SB30・33・34，SA4，SI47，SD43・44,
SM2周溝　東から
SB30，SA4　東から
図版５　第42トレンチ内SB33，SA3，SI52，SD46
北西から
SB33，SA3柱掘りかた：左
SB33，SA3柱掘りかた土層断面：右
SB33柱掘りかた：左
SB33柱掘りかた：右
SB33柱掘りかた：左
SB33柱掘りかた：右
図版６　SB33柱掘りかた土層断面：左
SA3柱掘りかた：右
第43トレンチ　北西から：左
SB28柱掘りかた　東から：右
SB28柱掘りかた　北西から
SB28柱掘りかた　西から：左
礎石：右
図版７　第44トレンチ航空写真
SD39土層断面　南から
SD42　南から：左
SI49　西から：右
図版８　SB32　南から
SB32基壇部B-B’土層断面　南西から
SB32基壇部D-D’土層断面　西から
図版９　SB32内柱掘りかた断面　西から：左
SB32内柱掘りかた　北西から：右
第45・46トレンチ航空写真
SD41土層断面　西から
図版10　SI48　南西から：左
SD40土層断面　西から：右
第47トレンチ周辺航空写真
第47トレンチ航空写真
図版11　SB12・34，SA8航空写真
SB12柱掘りかた　南東から：左
SB12柱掘りかた　南東から：右
SB12柱掘りかた　南東から：左
SB12柱掘りかた　南東から：右
SB12柱掘りかた　南東から：左
SB12柱掘りかた土層断面：左
図版12　SB35・36，SI50・51a・b　南から
SB36柱掘りかた　南から：左
SB35・36柱掘りかた土層断面　南東から：右
SB35柱掘りかた　東から：左
SI47，SM2周溝　東から：右
SM2検出状況　南から：左
SM2遺物検出状況：右
図版13　SB34　南から
道路部SB37調査前　北西から
道路部SB37基壇断面　北から
図版14　出土遺物(1)
図版15　出土遺物(2)
図版16　出土遺物(3)

Ⅰ　はじめに

1　調査の経緯

(1)　これまでの調査の概要

嶋戸東遺跡は，平成３年１月に宅地造成に伴い，㈶山武郡市文化財センターによって600㎡の本調査[1]が行われ，掘立柱建物跡２棟と溝跡３条が検出された。２棟の掘立柱建物跡B－１・B－２は大型であり，B－１は調査区内から４間分の柱掘りかたが検出されており，柱掘りかたの直径は１m，深さ１m～1.4mで，柱間は桁行2.7m，梁行3.9mである。B－２は桁行６間，梁行２間以上の建物跡で，柱間は桁行2.7m，梁行2.1m前後である。両者は官衙の中でも中枢の建物である可能性が考えられた。

嶋戸東遺跡の南東350mには真行寺廃寺跡[2]が存在し，同廃寺跡は「武射寺」の墨書土器が出土したことから郡寺と考えられている寺院である。郡名寺院の近隣に郡衙が存在する確率が高く，本地域一帯には武射郡衙跡の存在する可能性が指摘されており，上記の大型建物跡の検出により嶋戸東遺跡は一躍注目を集めるところとなった[3]。

官衙関連遺跡確認調査の一環として，千葉県教育委員会が国庫補助を受け平成９年度～平成13年度[4]（第１次調査～第５次調査）にかけて財団法人千葉県教育振興財団に学術調査を委託し，嶋戸東遺跡がどのような構造の遺跡であるかを確認する調査を実施した。

平成９年度の第１次調査は，平成３年に検出された遺跡中枢部の検出と，遺跡範囲の把握を目的に実施した（第１～８トレンチ：第３図）。掘立柱建物跡群の中で幾つかの核となる区域を確認し，第４トレンチの南半分及び第７トレンチで多くの大型建物跡を確認し，東西棟の建物跡で５間×３間の掘立柱建物跡SB1を検出した。この建物跡は桁行の柱間が12尺等間の極めて大型の遺構であり，ほぼ同一の場所で２回の建て替えが認められ，重要な建物であると考えられた。

第３トレンチでは，東側で一連の掘立柱建物跡群を確認した。また，トレンチの中央・西側にはほとんど遺構がなく，同所に大きな空閑地が存在する可能性が認められた。第２トレンチでは，掘立柱建物跡の柱穴と重複して掘込地業を有する基壇跡を２基検出し，基壇群が存在することが明らかになった。

郡衙関連の遺跡範囲については，北は第１トレンチ南部のSD11から南は第４トレンチの南端部よりもさらに南方に伸び，南北の直線距離は100mを越える。東西は，第５トレンチの西端から第２トレンチb区まで185mを測り，さらにY字路断面の掘込地業遺構（第８次調査SB37）まで含めると350m以上に達し，１町×3.5町以上の規模となることが明らかとなった。

平成10年度の第２次調査は，これまでの調査で検出された遺構の中で，遺跡中枢部と考えられる部分の周辺を調査し，各遺構群の性格をより明確にさせることと，遺跡範囲の西端・南端の把握を目的として実施した（第９～15トレンチ）。

第14トレンチからは掘立柱建物跡B－１・B－２及び第３トレンチで検出した「コ」の字状に配列される形の掘立柱建物跡SB8・9を検出した。また，第13・15トレンチ及び第８トレンチで検出した大型の溝跡SD1の方向が「コ」の字状掘立柱建物跡群のSB8とほぼ同軸であるので，この地域が郡庁域である可能性を想定した。

遺跡の範囲については，遺跡南側の第12トレンチ周辺に浅い谷が入ることが判明し，西限は，第９トレンチで掘立柱建物跡が存在せず，奈良時代と平安時代の竪穴住居跡各１軒を検出したことから，この付近までは掘立柱建物跡が分布しないと考えた。また，第10トレンチの東端部に掘立柱建物跡の柱穴がまとまって検出されているので，この東端付近に西側の境がある可能性が認められた。以上から遺跡の広がりは，南北については第１トレンチ南部のSD11から第11トレンチのSD14までの直線距離127m，東西については，第10トレンチの東端から第２トレンチb区までの225mであり，さらにY字路断面の掘込地業遺構まで含むと420m以上の規模に拡大した。

平成11年度の第３次調査は検出した遺構の中で，遺跡中枢部と考えられる地区をさらに調査し，各遺構群の性格をより明確にさせることを目的とした（第16～23トレンチ）。

第19・21・22トレンチからは，掘立柱建物跡B－１・B－２及び第３・14トレンチで検出した掘立柱建物跡SB8・9と「ロ」の字状に配列される形でSB15を検出した。「ロ」の字状掘立柱建物跡群の規模は東西約54m，南北約41mで，郡庁の建物群と考えた。

第18・21トレンチからは，「ロ」の字状掘立柱建物跡群を構成する掘立柱建物跡を埋め戻して建てられた基壇跡SB14・17を検出した。これらは平成９年度調査の第２トレンチのSB6・7及び第19・20トレンチのSB16，第23トレンチのSB20の基壇跡とともに基壇群を構成すると考えられ，とくにSB6・7・16・20は南北に１列に配置され，規則性があることが判明した。基壇跡は掘立柱建物跡を埋め戻して構築されており，基壇群が郡衙に伴う正倉群と考えられることから，「ロ」の字形の郡庁の移転が確実となった。また，大型掘立柱建物跡SB1周辺では第16トレンチからSB13を検出し，周辺に掘立柱の掘りかた多数が認められ，SB1を中心にかなりの規模の掘立柱建物跡が存在することが判明したため，SB1周辺は「ロ」の字状郡庁よりも後の郡庁と目されることとなった。

平成12年度の第４次調査は遺跡中枢部と考えられる部分の周辺をさらに調査し，各遺構群の性格をより明確にさせることと，遺跡範囲の北端・西端の把握を目的に実施した（第24～29トレンチ）。

第24トレンチでSB1と同規模と考えられるSB21をSB1の南側に検出し，さらにこの区域が後期郡庁跡である可能性が高まった。

平成13年度の第５次調査は推定後期郡庁の構造を確認することと，遺跡の北限と東限を確認することを目的とした（第30～39トレンチ）。

SB1の南側で設定した第31トレンチから総柱建物跡SB23，側柱建物跡のSB24・25・26・27を検出したが，後期郡庁を画する溝跡等は検出することができず，後期郡庁の規模についてはさらに南側に伸びる公算が大きくなった。

遺跡の北限・東限を見極めるために設定した第34～39トレンチからは南東側の第34・35トレンチで遺構を確認した。第34トレンチからは東西に走る溝跡SD35・36を検出し，トレンチ南端からは大型の柱掘りかたを有するSB28を検出した。

以上が第１次～第５次調査で検出した遺構の成果であるが，遺物については掘立柱建物跡に伴うものは僅かで，大半が竪穴住居跡からの検出であり，具体的に官衙を示す遺物は検出していない。ただし，奈良・平安時代に属する遺物の出土が非常に少ない中で転用硯は９点を検出しており，他の遺跡よりも比較的出現頻度は高く，官衙としての片鱗を垣間見ることができる。

(2) 第６・７・８次調査の概要

調査経過 （発掘調査）

第６次調査

組　　織　資料部長兼資料課長　菊池眞太郎

内　　容　官衙関連遺跡確認調査

調査期間　平成14年10月１日～平成14年10月31日

調査面積　上層602㎡

担 当 者　上席研究員　今泉　潔

第７次調査

組　　織　資料部長兼資料課長　菊池眞太郎

内　　容　官衙関連遺跡確認調査

調査期間　平成15年10月１日～平成15年11月19日

調査面積　上層1,028㎡

担 当 者　上席研究員　柴田龍司

第８次調査

組　　織　資料部長　小宮　孟　資料課長　折原　繁

内　　容　官衙関連遺跡確認調査

調査期間　平成16年６月１日～平成16年６月30日

調査面積　上層850㎡

担 当 者　上席研究員　今泉　潔

整理経過

第６・７・８次調査

組　　織　資料部長　小宮　孟　資料課長　折原　繁

整理期間　平成17年５月２日～平成17年８月31日

担 当 者　上席研究員　小高春雄　小林信一

第６次調査（第40～43トレンチ）

第６次調査は以下の２点を主眼にして調査を行い，４か所にトレンチを設定した。

第１は，郡衙推定地の範囲の北端と南端を確認し，遺跡全体の規模を探ることにした。北端部については第34トレンチの南側部分で確認した大型の柱掘りかたを有するSB28の構造と建築方位を確認するために第43トレンチを設定した。また，南端部の調査は台地南端部付近でマウンドが残存する古墳（SM1）の北側に郡衙を区画する何らかの施設があるかどうかを確認するために第40トレンチを設定した。

第２点として，郡衙の空間的構成を知ることが重要であると考え，主に後期郡庁と考えられる区域の南側における遺構の構成状況を明らかにするために第41・42トレンチを設定した。第41トレンチは，平成13年度に調査した５間×３間の総柱の掘立柱建物跡SB23と重複する建物群の面的な広がりを確認し，それらの建物とSB23との関係を把握するための調査区である。第42トレンチは，後期郡庁と庁庭（広場）部分になる可能性がある場所であり，そのすぐ南側にはSB23が存在するので，その空間構成を検証するた

めの調査区である。

第７次調査（第44～46トレンチ）

この調査では，後期正倉の範囲確定と正倉基壇の配置・規模を確認することを目的とし，３か所にトレンチを配置した。第45・46トレンチは正倉を囲む北側の大溝の検出を目的としたトレンチである。第44トレンチは西側の大溝の検出と基壇建物の構築状況を把握するために設定したものであり，比較的広い面積の調査（897㎡）を行った。

第８次調査（第47トレンチ）

この調査では，推定後期郡庁の南東部を精査し，この区域が郡庁機能を有していたかを確認するために実施したものであり，比較的広い面積（850㎡）の調査を行った。

(3)　遺構番号の一部変更について

嶋戸東遺跡の遺構番号は掘立柱建物跡・竪穴住居跡・溝跡については，各遺構種別ごとに番号を通しで付与し，報告書においても発掘調査時の番号で記載している。しかしながら，第６～８次調査において，遺構番号に重複及び番号漏れ等がみられるため，一部番号を付けなおして報告する。改正した遺構番号は以下のとおりである。また，これまでの調査区の遺構群の見直し作業を進めた結果，新たに１棟の掘立柱建物跡の存在が判明したのでそれにも遺構番号を付与した。

番号訂正

旧番号		新番号	旧番号		新番号	旧番号		新番号	旧番号		新番号
SB29	→	SB33	SB50	→	SB34	SB51	→	SB35	SB52	→	SB36
SD33	→	SD45	SK1	→	SK9	SM1	→	SM4（第７次調査）			

番号付与

第６次調査　SI52・SD43・SD44・SD46・SA5・SA6，第７次調査　SA7

第８次調査　SB37・SI53・SA8・SA9，第５次調査　SB38

註

1　山口直人　1994「嶋戸東遺跡」『山武郡市文化財センター年報№９付編調査報告』㈶山武郡市文化財センター

2　沼澤　豊　1982『成東町真行寺廃寺跡確認調査報告書』　千葉県教育委員会

沼澤　豊ほか　1983『成東町真行寺廃寺跡研究調査概報』　㈶千葉県文化財センター

天野　努・今泉　潔　1984『成東町真行寺廃寺跡研究調査報告書』　㈶千葉県文化財センター

谷川章雄ほか　1985『成東町真行寺廃寺跡発掘調査報告書－鍛冶工房址の調査－』　成東町教育委員会

3　栗田則久　1995「千葉県の古代官衙とその周辺」『日本考古学協会　1995年度茨城大会シンポジウム３　地方官衙とその周辺』　日本考古学協会茨城大会実行委員会

4　小林信一　1998『成東町嶋戸東遺跡発掘調査報告書』　千葉県教育委員会

小林信一　1999『成東町嶋戸東遺跡第２次発掘調査報告書』　千葉県教育委員会

香取正彦　2000『成東町嶋戸東遺跡第３次発掘調査報告書』　千葉県教育委員会

香取正彦　2001『成東町・山武町嶋戸東遺跡第４次発掘調査報告書』　千葉県教育委員会

香取正彦　2002『成東町・山武町嶋戸東遺跡第５次発掘調査報告書』　千葉県教育委員会

2　遺跡の位置と環境

(1)　遺跡の位置と地理的環境（第１・２図）

嶋戸東遺跡は成東町大字島戸・野堀・真行寺から山武町大字麻生新田[1]にわたる地域に所在する。島戸・野堀・真行寺はかって旧大富村（明治21年成立）の大字名であり，昭和29年の町村合併によって現在の成東町が誕生した。近世には上総国の武射郡内に属した[2]。

遺跡は標高50mの台地上に立地し，西側は境川谷底平野に面する一方，それ以外は台地と谷が起伏をもって連なっている。南側台地続きは約２㎞未満で九十九里平野に面する急崖となるが（比高差40m），このような崖線はそれより内陸に遡った境川沿いのとりわけ左岸（戸田辺りまで）で認められる。つまり，当遺跡は地形的にみると，九十九里平野中央部に開口する一谷底平野の，それもその出口近くに面する高台上にあると要約することができよう。

谷底平野を流れる境川はかって悪水川とも称され，山武町横田辺りを源流とし，幾つかの支流を併せて平野に入り，殿台付近で成東川に合流し，太平洋に注ぐ（現作田川，旧武射田川）。その流路は台地下の谷底を流れる間は大きな変化があったとは思われないが，開口部付近は縄文時代中期末～後期初め頃の締切砂丘（富口～武射田）によって堰き止められた潟湖の跡[3]に相当し，中世までは沼沢地の広がる未開発の地であった[4]。流れそのものも現在の成東市街から武射田付近（境川－作田川）へとそのまま続いていたのではなく，一旦沼へ入りそれから作田川へ至っていたと考えられる。これは平野内をはしる作田川の両岸（とりわけ左岸）に自然堤防ないし砂丘が形成されている反面，沼沢地内では流路に伴う自然堤防の痕跡が全く見られない点による。なお，この潟湖（以後成東沼と仮称）は平野内の時期別遺跡分布から縄文時代後・晩期にはまったく締め切られて沼沢地化したことが窺われる。

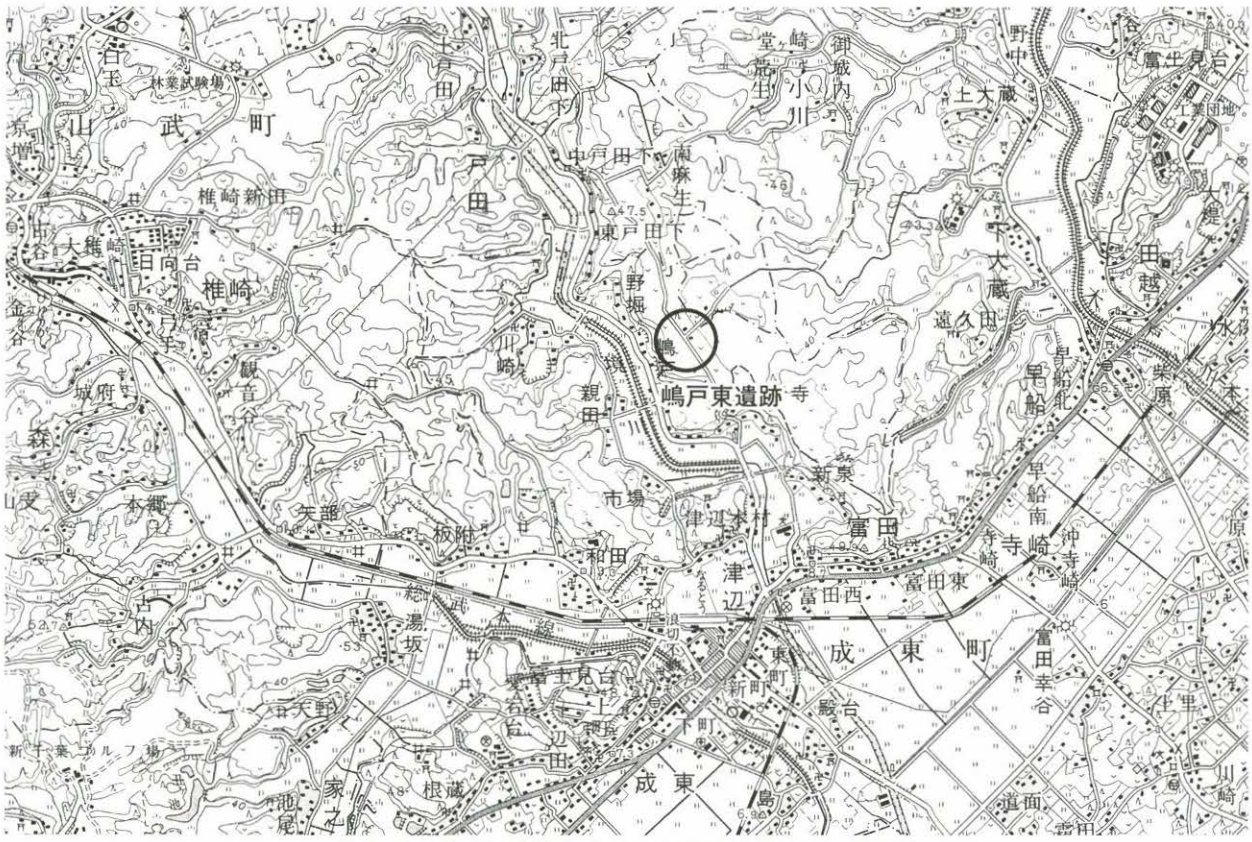

第１図　遺跡の位置（国土地理院 1/50,000　東金）

(2) 遺跡の歴史的環境（奈良・平安時代を中心として）

境川流域には多くの遺跡が確認されているが，それにも時期的な偏りがあって，上流部台地上における縄文時代早期の遺跡群[5]，中流～下流部における古墳群[6]が当地を代表するものといえる。それでは縄文時代前期以降，とりわけ弥生時代～古墳時代の集落は無いのかといえばそうではなく，成東沼に面する比良台遺跡群（比良台遺跡）[7]では該期の住居跡が確認されている。古墳群が連綿と続き，一見集落の存在する余地がないようにみえる境川中・下流域でも，その右岸は古墳が少なく明瞭な相違を示している。左岸の古墳に対応する集落が右岸にあった（あるいは古墳の造営に伴い移動した）といえないだろうか[8]。

その古墳も境川流域では大型の前方後円墳である胡摩手台16号墳を区切りとして終息に向かう。成東川流域では終末期方墳として７世紀初めに位置付けられている駄ノ塚古墳があるが，その被葬者は「真行寺廃寺の近くの方墳」（『成東町埋蔵文化財分布地図』にみえる真行寺古墳群９号墳か）と共に，「のちに評造となる国造やその一族」の可能性が指摘されている[9]。それはとりもなおさず嶋戸東遺跡出現への序章を告げるものと言わねばならない。

嶋戸東遺跡の南側に真行寺廃寺跡がある。この寺院跡は大量に出土した瓦の年代から８世紀初頭頃に創建されたという[10]。近隣の古代寺院跡をみるかぎり真行寺のように継続した例はなく，その点も含めいわゆる郡名寺院として位置付けられるならば，８世紀すなわち奈良時代以降の嶋戸周辺を中心とした地域が直接の対象となるが，遺跡の性格－郡衙推定地－からして山辺郡内の関連遺跡も視野に入れて考えたい。

８世紀代の境川流域の状況を物語る発掘資料は従来，当嶋戸東遺跡・真行寺廃寺跡それに埴谷横宿廃寺跡[11]を除いてはみるべきものがなかったが，近年，中～上流域でもその左岸で新坂遺跡・東風吹山遺跡・蒲野遺跡[12]また同駒形台遺跡[13]等初めて明確な集落が検出されている。嶋戸東遺跡の場合，現在のところ「奈良・平安時代」とされる該期の集落（住居跡100軒以上）や掘立柱建物群が検出されている比良台遺跡群等[14]が検討対象となるが，近年の調査状況や境川左岸の稠密な古墳群が今日まで遺存していることを思えば，古墳時代の墓域と集落の関係が奈良時代においても指摘できるのではないだろうか。

それから，遺跡立地の点で付け加えると，従来台地上のみで考えてきたきらいがあるが，谷底平野の縁辺つまり台地下の縁や谷底平野中の微高地も当然考慮すべきである。というのは，松尾町中谷遺跡[15]や成東町湯坂遺跡[16]のようにそのような調査例が存在するし，真行寺廃寺跡下の境川河畔で縄文時代以降の遺物（土器片等）が出土[17]しており，後者の場合，古墳前期の完形に近い土器などはやはり周辺の遺跡の存在を示すものであろう。つまり，古墳時代前期以降は確実に谷底平野が生活域となっていた可能性が高いのである。

それでは，成東沼を越えた九十九里平野はその当時どういう状況にあったのだろうか。九十九里平野の形成過程については既に研究の蓄積があり繰り返さないが，縄文時代前期以降の海岸線の後退，それも幾度かの画期を経て現在に至っている。結論的に言えば，縄文時代中～後期に現在の平野の骨格はほぼ成ったとみてよいが，現在の飯岡片貝線辺りを境としてそれより以東では土師器の散布は認められない[18]ので，当時の海岸線は少なくとも現在より１㎞は内陸にあったかと思われる。

九十九里平野の開発状況については，近年の発掘調査の増加と遺跡分布調査の進展によって漸く明らかになりつつある。その成果を要約すれば，次のようになろう。

① 九十九里平野の開発は古墳時代前期に一時的且つ地域的な働きかけはみられたものの，古墳時代中期以降は停滞し，奈良時代に至って漸く活発となること。

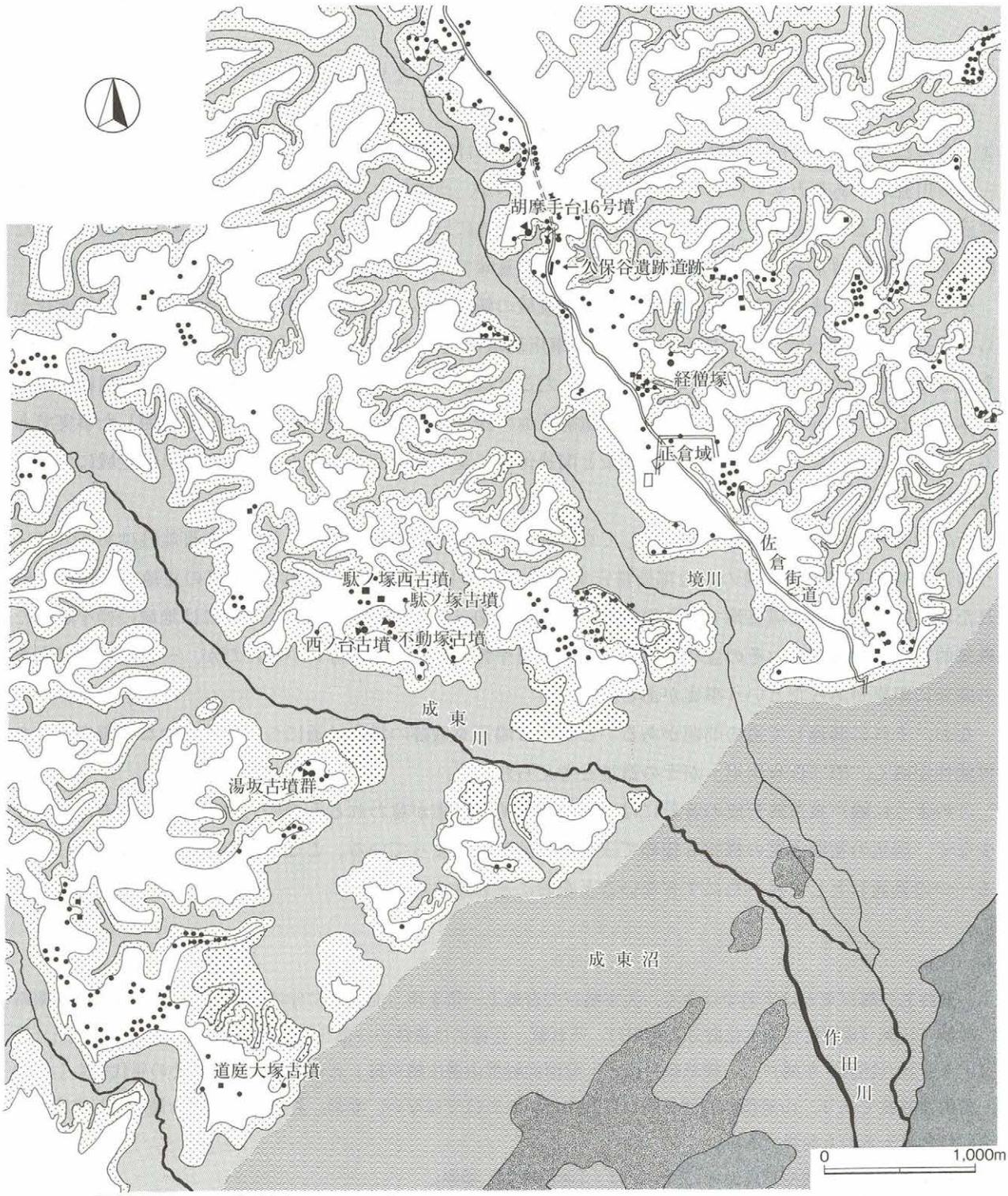

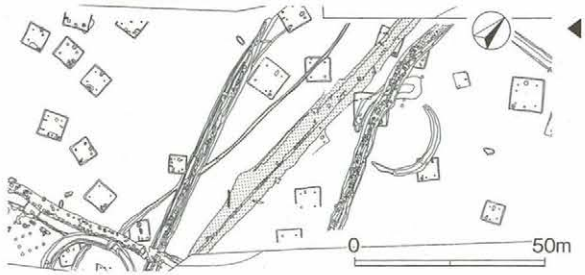

◀山武町久保谷遺跡で検出された奈良時代の道跡（スクリーントーン部分）

● 円墳
■ 方墳
前方後円墳

浜堤跡
自然堤防・砂丘跡
谷底平野・谷部
沼沢地（成東沼）
傾斜面
低位段丘面
台地上平坦面

第２図　遺跡周辺の古墳時代～平安時代の環境復元図

② しかし，面的に広く遺跡が形成されるのは平安時代に入った9世紀前半のことで，それは台地上の開発とも呼応する動きであること。

③ さらにこのような傾向は九十九里の北半部でとりわけ顕著であること。

作田川流域のあり方もその枠を越えるものではないが，当地は九十九里全体でみれば南半部に入り，河畔沿いの砂丘上（白幡遺跡等）と一部旧浜堤跡の微高地にほぼ限定される。これは広大な提間湿地が未だ部分的な開発に留まっていた裏返しと思われ，その意味では平野部の開発を過大評価すべきではない。

そこで，再度台地に立ち返ってみると，境川流域の新坂遺跡・東風吹山遺跡・蒲野遺跡のように前代から引き続いて集落が営まれた例もあるが，成東川流域の荒追遺跡群[19]・鷺山入遺跡[20]の出現に代表されるように9世紀代になって集落が面的に広がったことは確実である。つまり，九十九里平野と同様の現象がみられるのであるが，重要なのは前代の遺跡立地の枠を越えて集落が山間部まで広く展開した事実である。この点は，従来からも中央政権の政策と関連付けて説明されてきたし，ある程度は県内全域に共通する現象でもある。

その相関関係についてはさておくとしても，郡衙の立地そのものが先駆けとなった可能性はある。というのは，嶋戸東にしても隣の山辺郡衙推定地の滝台[21]にしてもそれは古墳時代集落の立地からは少し外れた地（前者は高燥な墳墓地であり後者は支谷を登り切った未開地）であり，そこには地域の枠を越えた政策的な意図が窺える。その意味では共に九十九里平野の中に求めてもいいわけだが，一世紀を経てもその開発に限界があったという事実がある。

なお，それに関連して道の問題がある。とりわけ嶋戸東遺跡の場合は道についても新たな整備を行った可能性が高く，旧「佐倉街道」がその遺址と考えられる[22]。

このように嶋戸東遺跡形成の背景には多分に政策的な配慮が窺われるものの，境川右岸の調査例は未だ少なく，周辺の初期寺院の様相も極めて限定的な情報に留まっている。ここではあくまでも現段階における一つの見通しとして述べたにすぎないことをおことわりする。

註

1　遺跡名の嶋戸東とは字名ではなく，大字嶋戸の台地上一帯を南，北，東に分けた遺跡名に由来する（成東町教委　1986『成東町埋蔵文化財分布地図』）。それ故，正確には遺跡の一部を指す名称である。

2　天正19（1591）年嶋戸村古検地帳には「上総国武射郡山邊庄嶋戸村」とあるが，これはその年代からして中世的な呼称であり，山邊郡の範囲が嶋戸に及んでいたわけではない。なお，近世始めに東金領ないし成東領○○村と見えるのも同様である。

3　その陸化の年代観や形成過程については，『蓮沼村史』参照。

4　この成東沼に面する村々は何れも近世に大幅な村高の増加がみられることから，江戸時代の新田開発によって沼が耕地化したことが窺われる（「第三章近世」『成東町史』）。

5　分布調査また発掘調査によって該期の遺跡が確認されている。

山武郷土史研究会　1974『千葉県境川流域埋蔵文化財分布調査報告』

大内千年　1997『辻遺跡』山武町教育委員会

6　境川左岸の場合，古墳は切れ目なく連続しており，その群の捉え方は必ずしも一定しない。既に消滅した古墳も含め再度の検討が必要と思われる。なお，群内最大の胡摩手台16号墳の位置付けについては，発掘調査が行われており，次の文献を参照のこと。

萩原恭一　1994『山武町胡摩手台16号墳発掘調査報告書』㈶千葉県文化財センター

7　山口直人　1992『比良台遺跡群』㈶山武郡市文化財センター

8　但し，左岸でもないわけではなく，以前の分布調査でも麻生新田に「大規模な集落跡」の存在が指摘されているものの（註５分布調査報告），その詳細については土師器散布地とあるのみである。

9　白石太一郎　1996「第３部　駄ノ塚古墳の提起する問題」『国立歴史民俗博物館研究報告第65集　千葉県成東町駄ノ塚古墳発掘調査報告』国立歴史民俗博物館

10　今泉　潔ほか　1984『成東町真行寺廃寺跡研究調査報告』㈶千葉県文化財センター

11　次の二文献がある。

①　坂詰秀一　1971「千葉県横宿古瓦出土遺跡の調査」『古代文化』第５巻第１号

②　糸原　清　1998「埴谷横宿廃寺」『千葉県の歴史』資料編考古３（奈良・平安時代）

12　石本俊則ほか　1995『新坂遺跡・東風吹山遺跡・蒲野遺跡・西後藤遺跡』㈶山武郡市文化財センター

13　吉田直哉　2000『駒形台遺跡』㈶山武郡市文化財センター

14　密度としては薄いが，当遺跡内でも古墳時代後期～平安時代の住居跡が検出されている。

15　糸川道行ほか　2001『千葉東金道路（二期）埋蔵文化財調査報告書８－松尾町中谷遺跡－』㈶千葉県文化財センター

16　市毛　勲ほか　1971『湯坂遺跡－発掘調査概報－』湯坂遺跡発掘調査団

17　黒沢　崇　2002『成東町　境川Ａ遺跡』㈶千葉県文化財センター

18　成東町周辺ではこの線以西で発掘調査例がある。

①　伊藤一男　1986『横芝町文化財研究紀要Ⅱ粉豆遺跡学術調査中間報告』横芝町教育委員会

②　小高春雄ほか　1991『千葉県山武郡蓮沼村遺跡調査報告書－塩釜地遺跡（近世製塩跡）上野遺跡（歴史時代散布地）－』蓮沼村教育委員会

19　武部喜充　1986『荒追遺跡群』荒追遺跡群調査会

20　山口直人　1999『鷺山入遺跡』㈶山武郡市文化財センター

21　滝台遺跡については簡単な報告があるが，「山邊郡印」の出土地であることに加え，鍛冶遺構群，長大な溝（40m以上）の検出，佛の墨書土器，瓦の出土など，その可能性が高いと思われる。なお，その概要については次の文献がある。

丸子　亘　1969「新発見の『山辺郡印』をめぐって」『古代文化』第21巻１号

22　千葉東金道路二期工事に伴う発掘調査により，山武町戸田において旧佐倉街道脇に並行するかたちで古代の道路（幅約６ｍ，８世紀代の遺物出土）が検出されている（22－①）。また，この道路は現在消滅している部分も多いが，寛永10年（1633）の真行寺村絵図（山辺進家文書Ｆ－９／『成東町史料目録〔２〕　大富地区』）には当時の主要道として描かれている。

①　加藤正信ほか　2000『千葉東金道路（二期）埋蔵文化財調査報告書４－山武町久保谷遺跡－』㈶千葉県文化財センター

Ⅱ　遺構と遺物

1　第６次調査（平成14年度の調査）

第40トレンチ（第４・５図，図版３・14・15）

本トレンチは遺跡の南端を確認するために設定したトレンチである。７本の柱穴と古墳の周溝１条を検出した。トレンチ北端の柱穴群は，芋穴と考えられる撹乱に切られて不明な点が多いが，方形に近い掘りかたのものと隅丸方形のものがみられ，２棟以上の掘立柱建物跡が存在すると考えられる。掘りかたの大きさは0.6m～0.8m程度である。トレンチ北端の柱掘りかたの確認面からの深さは0.49mで，中心部に柱の当たり痕がみられた。少なくとも本トレンチの北端域まで，何らかの施設が存在することが明らかとなった。ただし，区画等の溝の痕跡は認められなかった。

また，調査区の南端で古墳の周溝（SM1）を確認した。古墳の墳丘は部分的に残存（図版３）するが墳形自体は不明となっている。本トレンチ内の周溝の走行方向をみると前方後円墳である可能性が高い。検出した周溝については発掘して精査を行った。上幅は4.25mで，下幅は3.60mであり，深さは0.57mを測り，周溝内には僅かな段差がみられた。周溝内からは６～７世紀代の遺物が出土しているが，いずれも覆土上層からの出土であり，流れ込みの遺物である。覆土上層には１cm前後のローム塊がみられるが，他の層にはローム塊はみられない。

古墳の築造時期は不明な点が多いが６世紀代であると考えられる。

第５図１～３・６～８はSM1周溝内出土遺物である。１は東海地域産の須恵器蓋杯で，色調は灰色を呈する。受け部径は9.6cmで，小型であり，内外面にヨコナデがなされる。７世紀後半の遺物と考えられる。２はコップ形の土師器の杯である。外面には横方向のヘラケズリが施され，色調は橙色を呈する。３は土師器甕の底部であり，外面には斜め方向のヘラケズリが施され，色調は橙色を呈する。外面に黒斑がみられる。

６～８は鉄製品で，６は棒状製品であり鉄鏃の可能性が強いものである。蛇行している現状は銹化による変形と考えられる。先端部についても銹化により膨張・変形が著しく細部が不明瞭であるが鉄鏃刃部の可能性が認められる。残存長は133.0mm，断面の幅4.5mm，厚さは4.0mm，重量は10.7ｇである。７は不明鉄製品であり，断片資料である。残存長は27.5mm，断面部幅は7.4mm，厚さ5.0mm，重量7.2ｇである。８も断片であり，残存長21.0mm，幅16.0mm，重量2.8ｇを測る。

４・５は第40トレンチ内出土遺物であり，４は土師器の小型甕で，外面にはヘラケズリがなされ，色調は赤褐色を呈する。５は須恵器甕の胴部小片であり，外面には平行タタキがなされている。東海地域産と考えられ，色調は灰白色を呈する。内面が平滑であり，転用硯の可能性も認められる。

第41トレンチ（第６・７図，図版３・４・14）

第41トレンチは平成13年度に調査を実施したSB24・SB27の規模を確認するために設定したトレンチである。なお，第41トレンチ及び第42トレンチは，上面が削平されていたため，遺構確認面はハードロームの上面である。

遺構は２棟の掘立柱建物跡（SB24・27）のほか，小型の柱掘りかた及び古墳の周溝（SM3）を検出した。

第３図　調査トレンチ配置図（1/2,500）
黒塗りのトレンチは第６・７・８次調査分

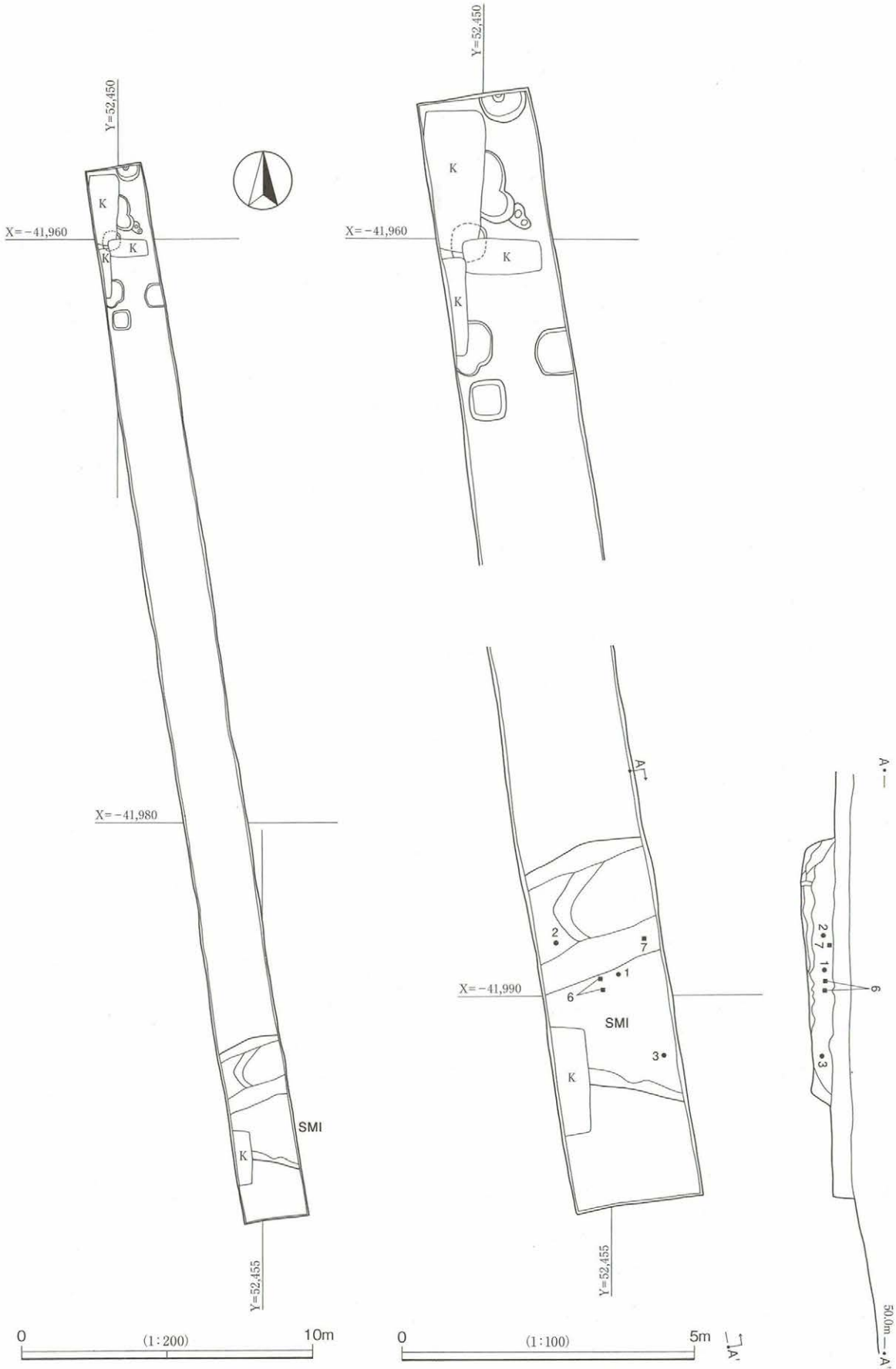

第４図　第40トレンチ遺構実測図（第６次調査）

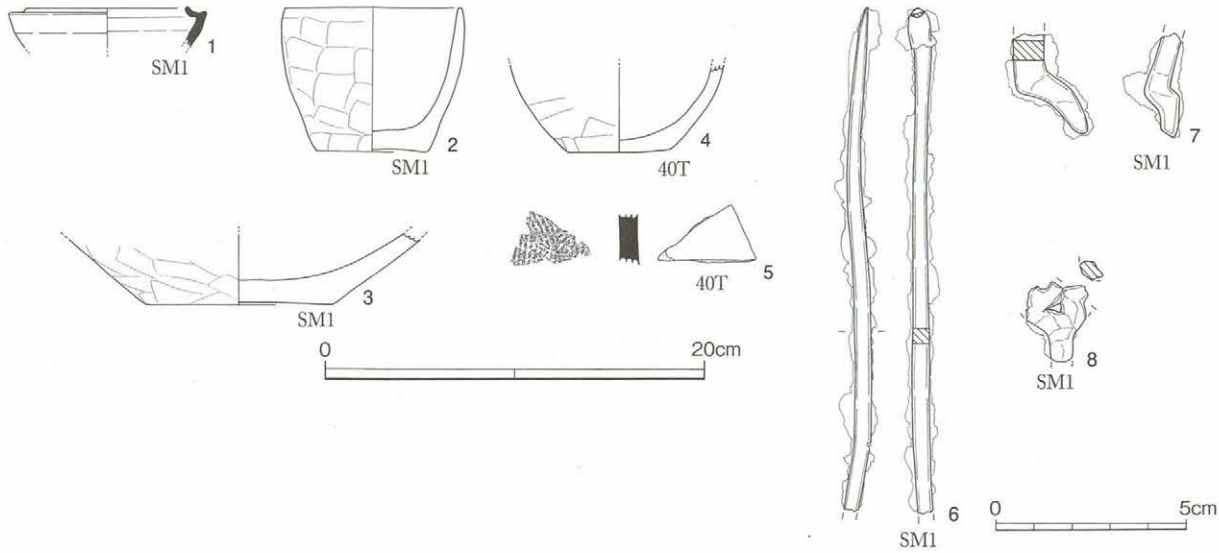

第５図　第40トレンチ遺物実測図（第６次調査）

今回の調査でSB27の南西部の柱穴群を確認し，桁行４間，梁行３間の南北棟建物であることが明らかとなった。桁行7.5尺等間，梁行6.5尺等間で，主軸はN－2°－Eであり，柱掘りかたの大きさは1.0m～1.2mである。

SB24はSB27に切られて存在し，主軸はN－0°－Wをとる。２間×１間以上の規模であり，東西の柱間は７尺，南北は６尺若しくは12尺と考えられる。柱掘りかたの大きさは1.0m～1.2mである。

SB24とSB27については一部の柱掘りかたを半截（第７図）し，柱の当たりを検出した。柱掘りかたの確認面からの深さはSB24が0.25m～0.32m，SB27が0.6mである。柱の太さは両者とも0.25m前後と考えられる。

調査区の南西隅からは古墳の周溝と考えられるSM3を検出した。一部分を掘り下げ，底面が平坦で，皿状を呈することを確認した。確認面からの深さは0.25mである。形状から円墳の周溝である可能性が高い。

第41トレンチ内からは実測できる遺物がほとんど検出できず，僅かに第６図９の土師器高杯の破片を実測することができたのみであった。この遺物はトレンチ内一括遺物であり，外面には縦方向のヘラケズリがなされ，杯部内面にはミガキが施されている。外面には赤色塗彩が施されている。

なお，第５次調査の第30・31トレンチ内の柱掘りかたの状況を再検討した結果，さらに１棟の掘立柱建物跡が考えられるようになった。このSB38は第41トレンチの北にあり，主軸方位はN－5°－Eで，桁行３間，8.5尺等間，梁行２間，8.5尺等間と考えられる。

また，第30・31トレンチ内のSB25についても検討を加えた結果，北方に規模を拡大して考え，桁行は６間，６尺等間，梁行は３間程度，5.5尺等間の規模に訂正しておきたい。

第42トレンチ（第８・９図，図版４～６・14・16）

第42トレンチは第41トレンチの北に設定した調査区である。後期郡庁若しくはその庁庭（広場）部分になる可能性がある区域の調査であったが，具体的な後期郡庁の痕跡は検出することができなかった。

遺構は３棟の掘立柱建物跡（SB30・31・33）と柵列跡２列（SA3・4），３軒の竪穴住居跡，古墳の周

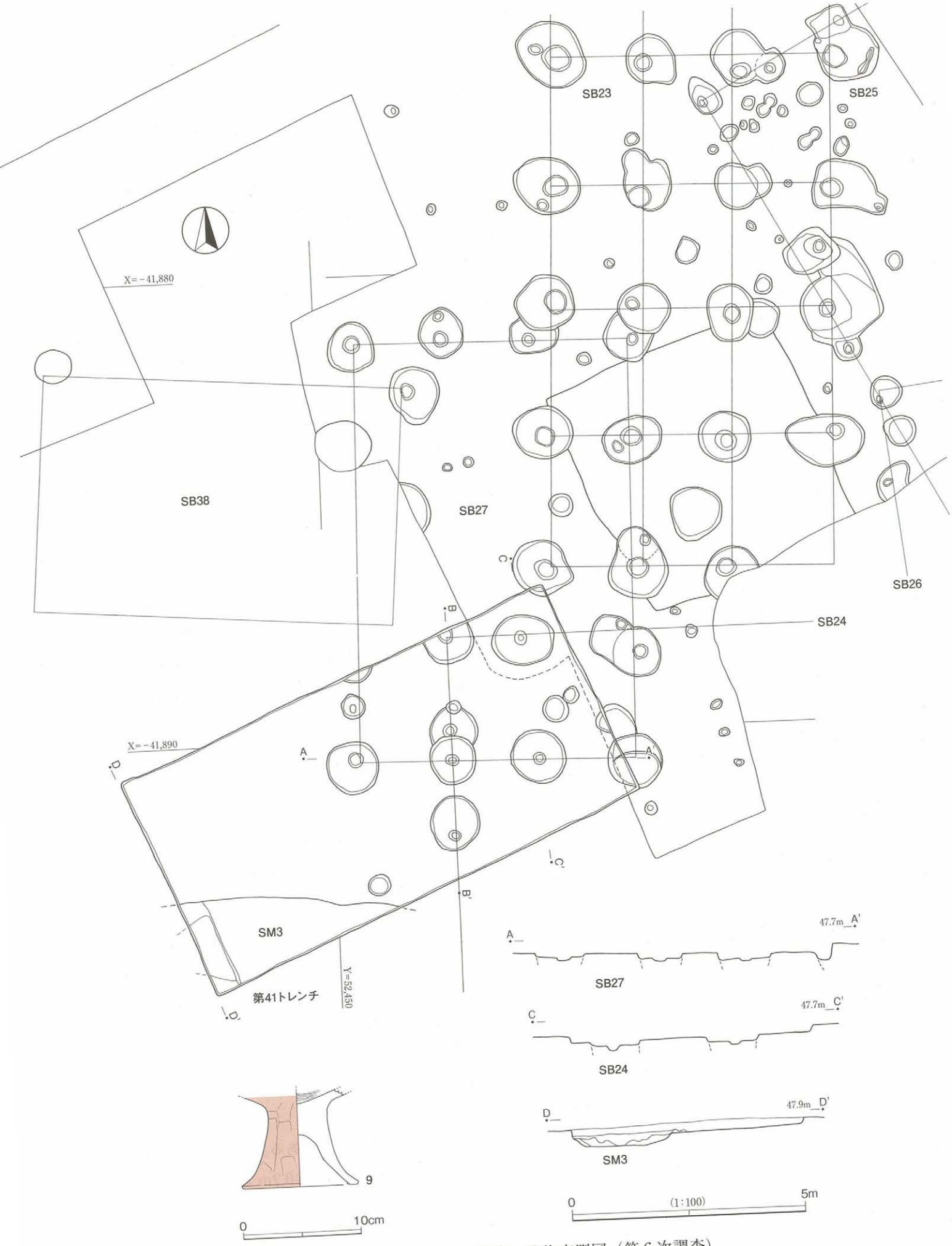

第６図　第41トレンチ遺構・遺物実測図（第６次調査）

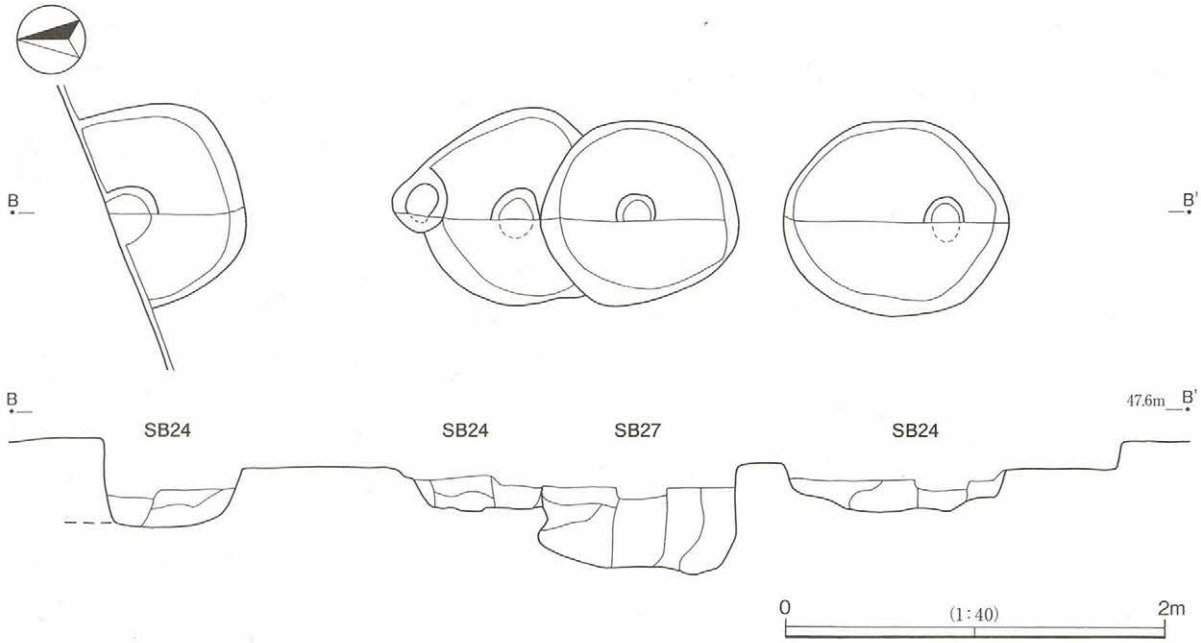

第７図　SB24・27柱掘りかた断面図

溝２条，溝跡４条，縄文時代の陥し穴１基を検出した。

検出した掘立柱建物跡の方位はいずれも北に主軸がある。SB30は調査区の北部に位置し，柵列跡SA4と古墳時代の周溝であるSM2を切り，SD43・44に切られて存在する。３間×２間の側柱建物であり，主軸方位はN－５°－Eで，桁行は5.4m，梁行は4.2mの規模であり，嶋戸東遺跡の掘立柱建物跡の中では小規模の建物である。柱掘りかたは円形で0.5m前後であり，貧弱である。埋土は暗茶褐色土及び黒褐色土で２㎝大のローム塊を含む。深さは，ピンポール等で探査したところ0.1m～0.35mである。なお，棟の妻部分の南北の位置にも柱穴があることから，独立した棟持柱を据えた建物になる可能性も考えられる。なお，SB30付近には柱穴群が多くみられるが，建物としてまとめることはできなかった。

調査区北西隅にみられるSB31は，規模については不明であるが，柱間は７尺前後である。柱掘りかたの大きさは0.75mで，埋土の色調は黒褐色土で，ローム粒が入る。主軸方位はN－８°－Eを測る。

SB33は調査区南端にみられる１間×２間で東西が９尺，南北が５尺の柱間の小型建物跡である。この建物跡については通路部が９尺となる四脚門である可能性が考えられるが，門柱に取り付くと考えられる施設は東側で柱穴を１本検出したのみであり，建物の性格付けについてはさらに周辺の調査が必要であろう。SA3とSI52を切って存在し，柱掘りかたは略円形又は略楕円形である。主軸方位はN－３°－Wである。本遺構については，遺構の新旧関係等を知るために柱掘りかたの半截を行い，柱の当たりを確認し，SB33がSA3を明確に切っていることを確認した。また，柱痕跡は確認できず，柱は抜き取っているものと考えられる。柱掘りかたの大きさは0.65m～0.74mで，深さは確認面から0.4m～0.55mであり，上層は暗茶褐色で１㎝～２㎝のローム塊と細かいローム粒を含んでおり，中層は暗茶褐色土で細かいローム粒を含み，下層は黒褐色土でローム粒を少量含む層である。

SB33に切られる柵列跡SA3は２間分を検出しており，N－58°－Wに主軸方位がある。柱穴の規模は0.66m～0.88mであり，土層は黒褐色土で１㎝のローム塊を含み，確認面からの深さは0.2mである。最も東に位置する柱穴には僅かに焼土粒がみられた。

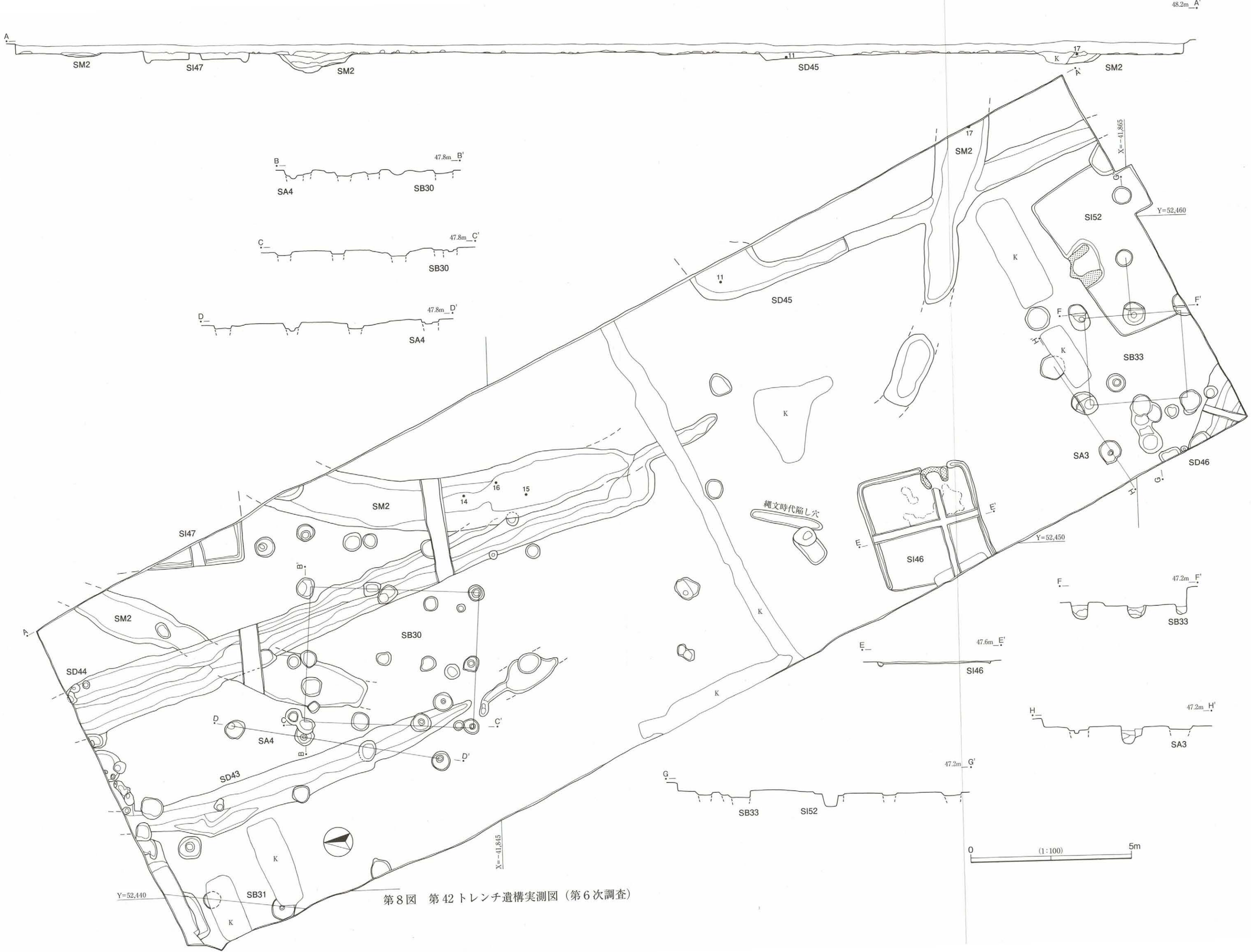

第8図　第42トレンチ遺構実測図（第6次調査）

調査区北側にあるSA4はSB30に切られて存在し，７尺等間の３間の柵列跡である。主軸方位はN－10.5°－Wである。0.6m前後の略円形及び略楕円形の柱穴で，基本的に暗茶褐色土にローム塊・ローム粒を多く含んでおり，深さはピンポールでの探査で0.15m～0.4mであった。北から３番目の柱穴には山砂塊と焼けた山砂塊がみられた。

調査区のほぼ全域にかけてみられるSM2は円墳の２重周溝である。この調査区については削平が著しいので，周溝は部分的に途切れた状態にある。外側周溝の外径で36m前後の直径となり，１重目と２重目の周溝の間は４m前後であり，周溝の断面形は２条とも皿状を呈する。遺物は７世紀前半の土師器が出土しており，ほぼこの時期に造営されたものと考えられる。覆土は３層又は４層に分かれ，最上層が暗黄褐色土で暗褐色土と褐色土が混合し，ローム粒・ローム塊（１cm大）を含み，上層が黒褐色土でローム粒・ローム塊（１cm大）を僅かに含んでおり，中層は暗褐色土でローム粒を含む。下層は暗黄褐色土でローム粒を多く含む土である。周溝の深さは最深部で0.62mである。

竪穴住居跡は３軒を検出した。調査区北側の東壁際にみられるSI47の覆土土層は１層であり，暗褐色土で１cm～３cm大のローム塊を多量に含み，焼土粒を僅かに含む人為的な埋め戻しの土である。周溝部まで同様な土のため一挙に埋め戻されたものと考えられる。覆土中から鉄滓が出土しているのみで，時期を特定できる遺物はないが，この竪穴住居はおそらく官衙造営に伴って廃絶したものと考えられる。

調査区南側の西壁にかかるSI46は3.5m前後の小型の竪穴住居跡であり，削平を受け，確認面から床面までの深さは５cm前後で非常に残りの悪い遺構である。カマドは東カマドであり，主軸方位はN－79°－Eである。遺構内には柱穴はなく，カマドの前の床面に硬化面がみられた。覆土は暗茶褐色土で0.5mm～10mmのローム塊・粒を含んでおり，遺物の出土は僅かで，須恵器甕の口縁部が出土している程度である。この須恵器甕は８世紀代まで下る可能性が認められるものであり，本遺構自体も古墳時代後期の竪穴住居跡よりも小型であることから，奈良時代まで時期が下る遺構であると考えることもできるが，時期の決定は周辺の遺構の状況が不明なので慎重を期したい。

SI52は調査区南端にみられ，１辺が5.4m前後の北カマドの竪穴住居跡であり，SB33に切られて存在する。確認調査のみで終了しているので遺物は検出していない。大きさ等から考えて古墳時代後期の遺構であろう。

調査区北壁から中央部まで伸びる溝跡２条のうち，西側にみられる溝跡SD43は主軸方位はN－18°－Wで，上幅1.15m，下幅0.4m，深さ0.15mの浅い溝跡である。

東側にある溝跡SD44は２条に分かれている部分も認められ，上部には硬化面が認められた。道路として利用されていた可能性が高い。上幅は最大で1.5m，下幅0.53mである。深さは0.25mで断面形は皿状を呈しており，主軸方位はN－20°－Wである。この溝跡については，第７・16・17トレンチで検出した溝SD７と同軸になるので同一の遺構とも考えられるが，断面形が異なることから，可能性は低い。溝跡SD43・44からは遺物がほとんど出土していないので時期的には不明瞭な点が多いが，現時点では２条の溝跡とも時期的に平安時代以降の溝と考えておきたい。

調査区南端部に伸びる鍵の手状の溝SD45はSM2の内側の周溝を切って存在する。深さ0.23m前後であり，比較的平坦な底面を有する。主軸方位はN－20°－W前後であるが調査区東壁際で東に90°近く振れる。平成10年度調査の第11トレンチ所在の溝跡SD14とほぼ同一の主軸方位となる。出土遺物に８世紀代の土師器・須恵器があり，SD14からも８～９世紀の遺物が出土していることから，両者は同一の溝跡になる

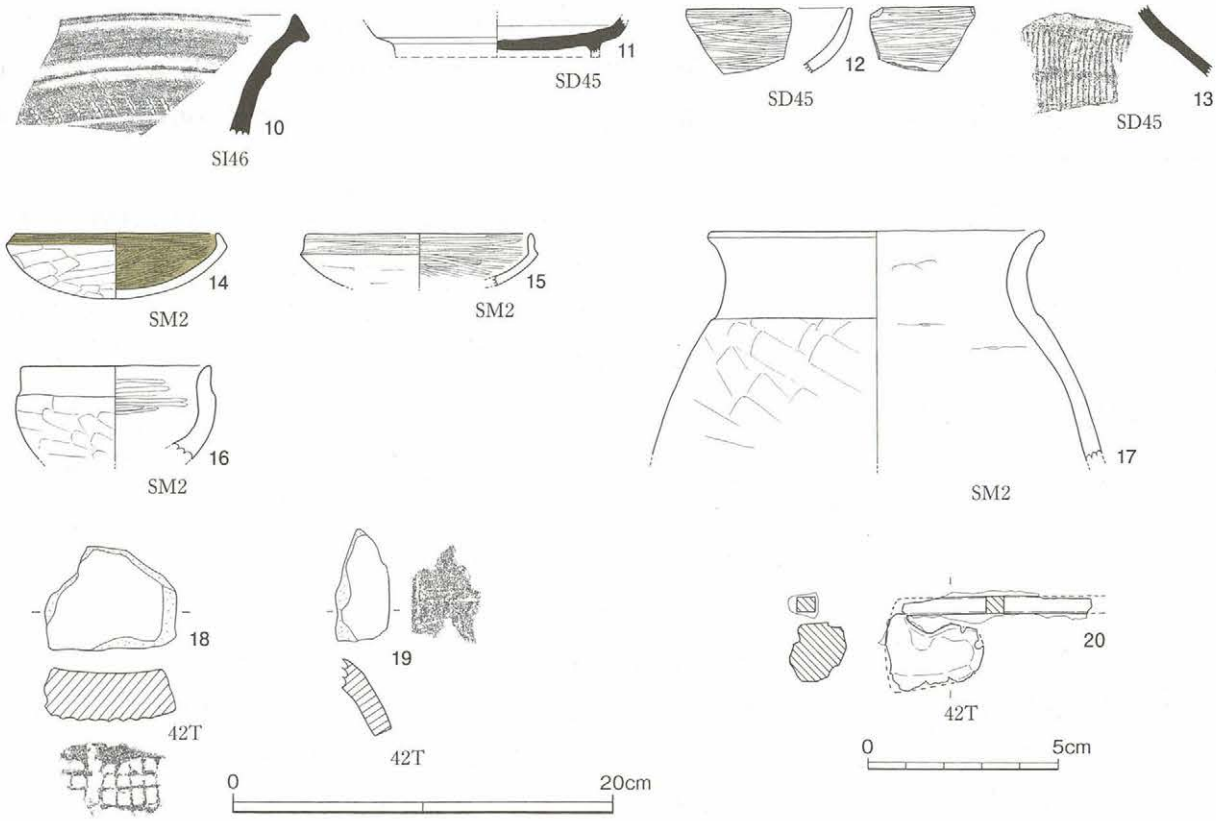

第９図　第42トレンチ遺物実測図（第６次調査）

可能性がある。ただし，SD14には幾度か掘り返した痕跡があるのに対してSD45にはみられないという違いがみられる。

調査区南西隅で検出した溝跡SD46は第５次調査で検出したSI42とした落ち込みに連続するもので，重複する柱掘りかたよりも新しい溝跡になることが判明した。上幅は不明であり下幅は0.43mで，深さは0.18m前後である。主軸方位はN－66°－Wである。

なお，調査区中央を横切って伸びる溝跡は，近・現代の溝と考えられる。

縄文時代の陥し穴はSI46の北側にあり，長軸は2.24m，短軸は0.38m前後の規模である。

第９図は第42トレンチ内出土遺物であり，10はSI46出土の須恵器甕の口縁部である。口縁部に刺突文がみられる。東海地域産と考えられ，色調は灰白色で，胎土に僅かに白色砂粒を含む。

11～13はSD45出土土器であり，11は須恵器高台付杯の底部で，底部全面回転ヘラケズリ後に高台を貼り付けている。12は土師器杯であり，内外面に横方向のミガキがなされている。13は下総地域産の須恵器甕の破片であり，外面には平行タタキが施されている。色調は褐灰色を呈する。

14～17はSM2出土の土師器である。14・15は杯であり，両者ともに内面及び口縁部外面に横方向のミガキがなされ，14は内面～口縁部外面に漆仕上げが施されている。14の口径は10.9cm，15は復元で12.0cmを測る。16は小型の鉢で，口縁部内面に横方向のミガキ，胴部外面に横方向のヘラケズリが施されている。17は胴部が膨らむ甕であり，胴部外面に斜め方向のヘラケズリがなされている。これらの遺物からSM2は７世紀前半の古墳であると認識される。

18～20は第42トレンチ出土遺物であり，42は平瓦で外面に格子目タタキ，内面に布目痕がみられる。19

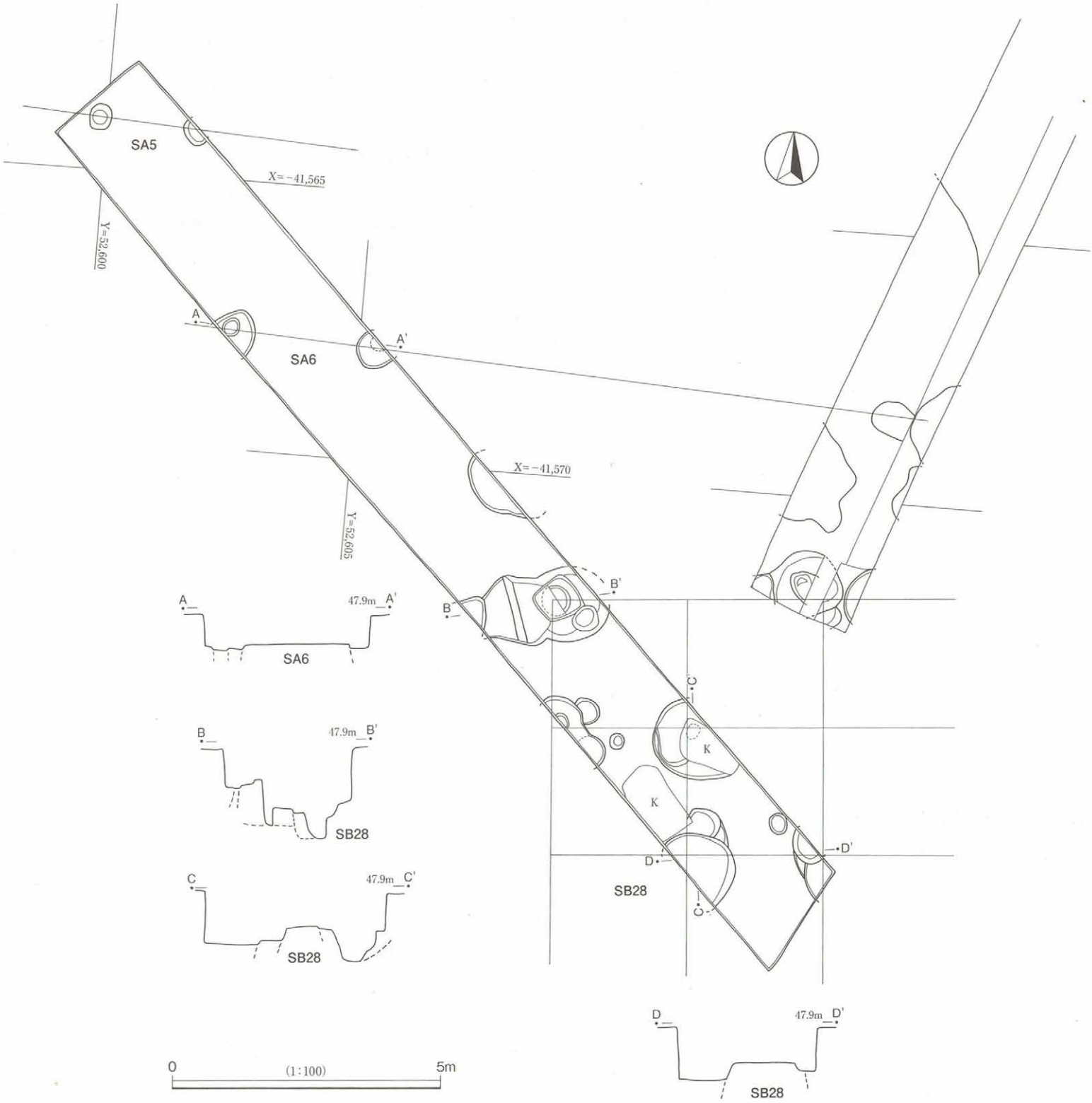

第10図　第43トレンチ遺構実測図（第６次調査）

は丸瓦で外面はナデ，内面には布目痕があり，側面は面取りがなされる。20は不明鉄製品であり，銹化による膨張，亀裂，剥離が進行し，図化した以外にも未接合破片が３点ある。残存部の長さは54.0㎜，幅4.5㎜，厚さ4.7㎜である。重量は13.7ｇであり，断面形は長方形を呈する。

第43トレンチ（第10図，図版６）

本トレンチは平成13年度（第５次調査）の第34トレンチ内で検出したSB28の規模・主軸等を確認するために設定したトレンチである。

本調査区はそれほど削平された痕跡がなく，遺構の残存状態は比較的良好であった。大型の柱掘りかたを有する柱穴５本を検出し，SB28の主軸方位を押さえることができた。掘りかたの平面形は歪んだ円形で，主軸方位はＮ－５°－Ｗであり，２間以上×２間以上の総柱建物で東西の柱間は8.5尺，南北は８尺である。柱掘りかたの規模は1.45m前後の大きさであり，確認面からの深さは1.2mであった。なお，一部の柱穴ではこれよりも古い，方形に近いやや大型の柱掘りかたを確認しているので，前段階にもこうした建物が存在したと考えられる。

また，トレンチ北側では，柵列跡２列を確認した。SA5はトレンチの北辺に位置し，軸はＮ-87°-Ｗであり，柱穴は円形で0.4m前後の大きさである。柱間は６尺であると考えられる。SA6はSA5の南側に位置し，ほぼSA5と同軸であり，両遺構は3.6m離れて存在する。柱穴はトレンチの壁際で検出したため大きさ等は不明瞭であるがSA5よりも大型である。この遺構は，平成13年度（第５次調査）の第34トレンチまで伸びている可能性があり，柱間は８尺と考えられる。

本トレンチでは遺物はほとんど検出することができなかった。

なお，今回の調査のなかで，伊藤和夫氏宅の庭先に礎石と考えられる石材（図版６参照）のあることが判明した。昭和30年代に宅地西北の畑地より耕作中に発見されたもので，当初は３個あったが，うち２個を村人が神社に持っていき，そのとき残された１個が現在保管されているとのことである。出土した位置は，推定正倉域の西北隅に近い部分である。同氏宅は戦後，山林を切り開いて開墾したとのことでなので，出土位置が当初の建物の据え付け位置とはいえないかもしれないが，この類の石材がまだ残存する可能性が認められるので，精査する必要があろう。

２　第７次調査（平成15年度の調査）

第44トレンチ（第11～14図，図版７～９・14・16）

正倉域を区画する西側の大溝の検出と基壇建物の構築状況を把握するために設定したトレンチであり，これまでの調査で最も広い897㎡の面積の調査を行った。

この区域については，基壇が検出される可能性が高かったため，重機等による掘り下げを２段階に分けて調査を行い，最終的にはソフトローム最上層まで掘り下げを実施して，遺構の有無を確認した。その結果，基壇跡１基，柵列跡１列，溝跡２条，竪穴住居跡１軒，古墳の周溝１条を検出した。

溝跡２条については，いずれも南北方向に伸びる溝跡であり，正倉の西側を区画する溝と考えられる。SD39は調査区の西側で検出した溝跡であり，主軸はＮ－１°－Ｗであり，ほぼ直線的に北に向かって伸びる。ローム上層の確認面では上幅2.5mで下幅1.15m，深さ0.6mであるが，第一段階の掘り下げの面（暗褐色土面）及びトレンチ西壁土層断面でみられる上幅は4.6mであり，極めて大型の溝である。断面形は逆台形を呈する。覆土は暗褐色土系の土で占められるが，最上層のみ黒色土がみられ，自然堆積の状況が

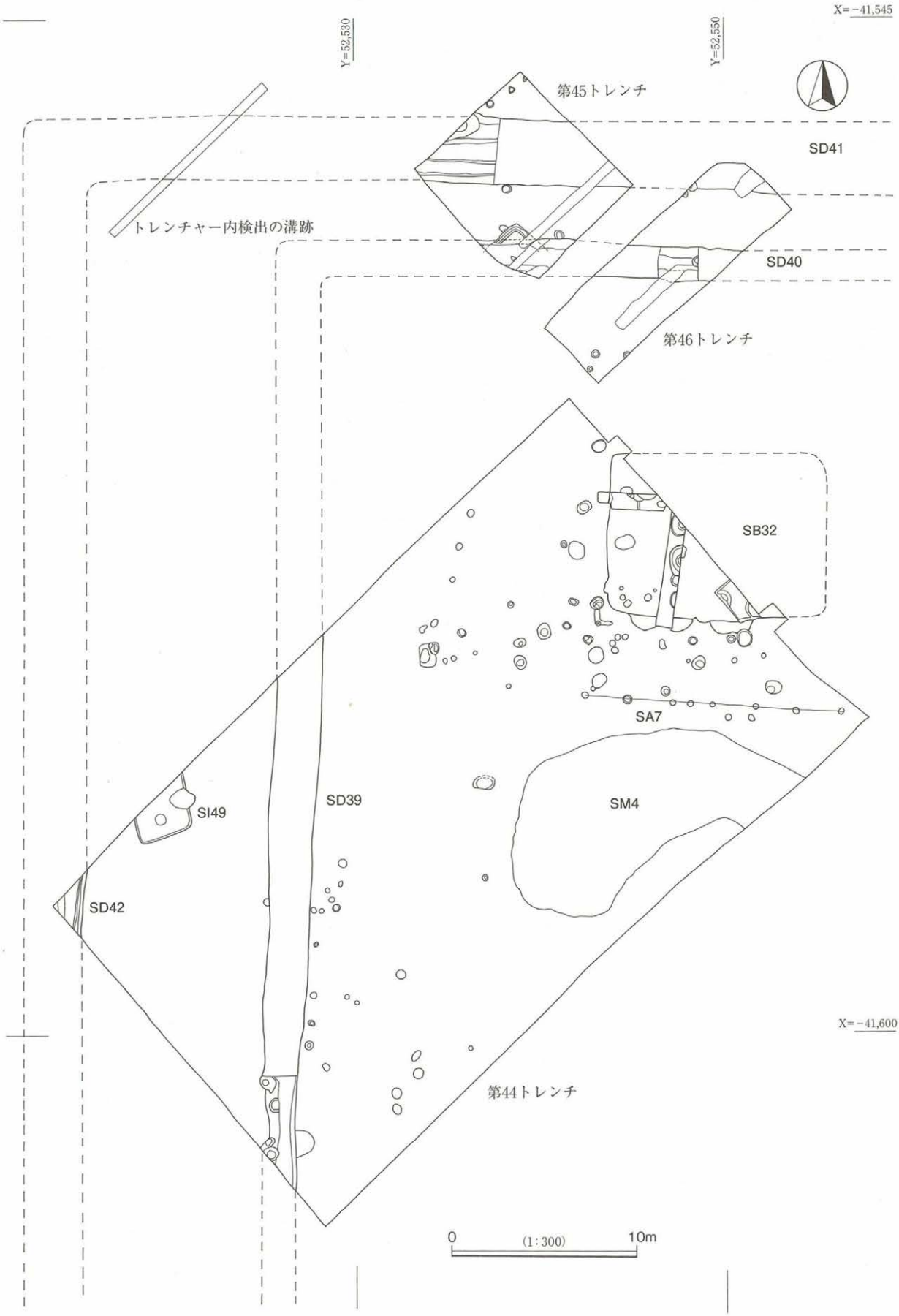

第11図　第44～46トレンチ遺構位置図（第７次調査）

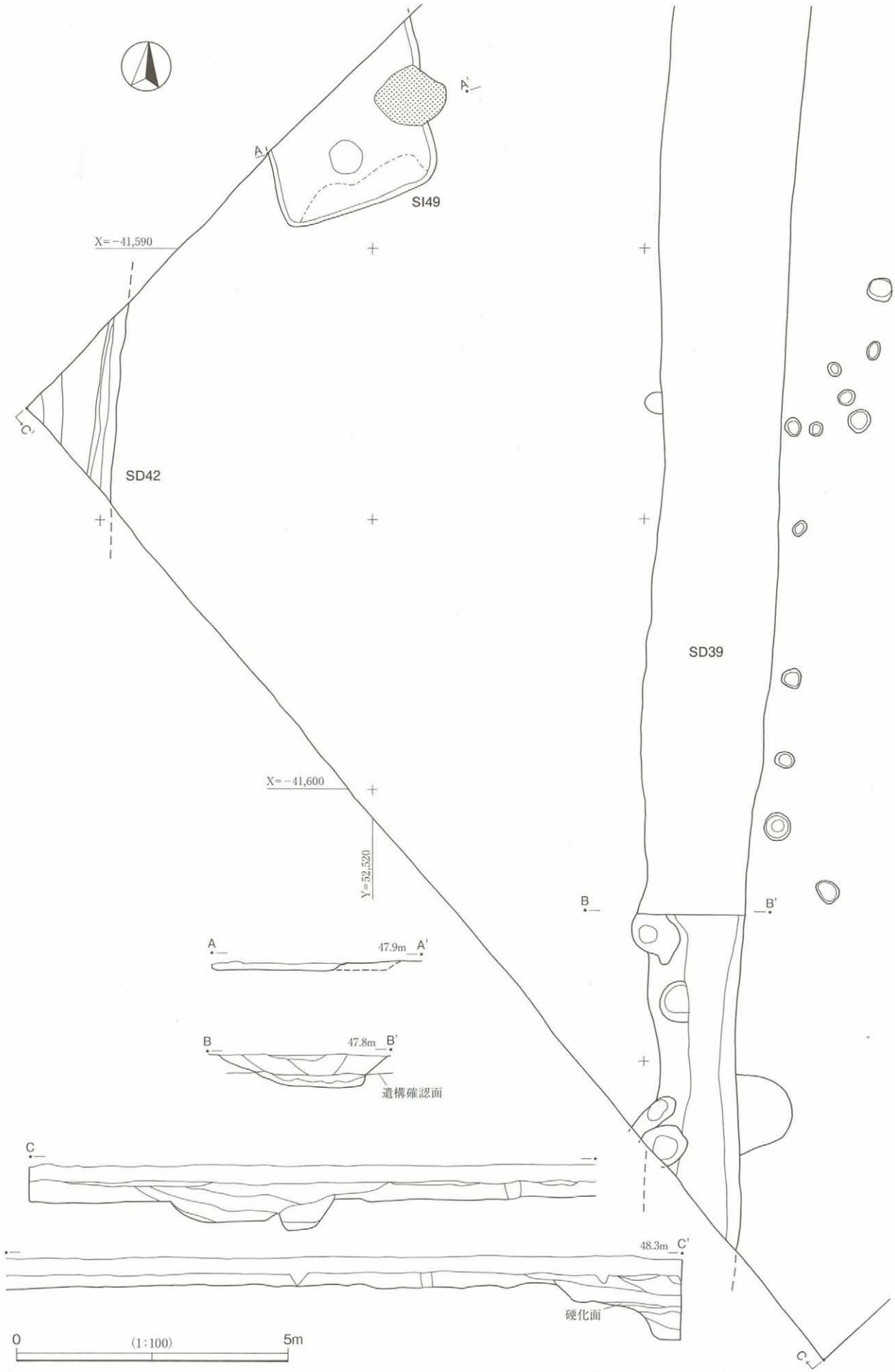

第12図　第44トレンチ・SD39・42，SI49遺構実測図（第７次調査）

窺えた。SD39の東側には幾つかの柱穴がみられた。これらの部分については，SD39に付属する柵列跡の可能性も考えられたので精査を繰り返し行ったが，並びを構成することはできなかった。

SD42は調査区西端で検出したため，上幅は不明であるが，深さはローム上層の確認面で0.8m，トレンチ北壁の土層断面で1.2mを測る。主軸方位はSD39と同じと考えられる。溝跡内には段差がみられ，溝の掘り返しが行われていたことがわかる。覆土は黒色系の土を主体とする。段に接する層が堅く締まっていることから，段の部分が路面として使用されていたと考えられる。堅い層の土層のみ，ローム塊が多く認められる。なお，SD39とSD42は約10m離れて存在する。

SI49はSD39とSD42の間で検出した竪穴住居跡である。時期を決定するために全体に掘り下げたが，遺物はまったく出土せず，時期は不明である。規模は東西の１辺が3.0mと小型であり，深さはローム上層の確認面から0.12mの深さであり，掘り込みの浅い住居跡である。主軸はN−75°−Eで，カマドを検出し，住居跡の南壁沿いに硬化面を検出した。なお，住居跡内に土坑状のピット１基を検出したが，性格等は不明である。

基壇建物跡SB32aはトレンチ東壁にかかる形で検出した。基壇の規模は南北方向が8.55mであり，東西方向は12m前後になると想定され，調査では全体の1/2弱を検出した。基壇の方位はN−２°−E前後である。基壇上について何回か精査を行い確認したが，礎石及び礎石据え付け痕跡は検出することはできず，黒褐色や暗褐色のシミ状の落ち込みしか認められなかった。基壇上面はかなり削平を受けていると判断できる。基壇面はハードロームを多量に含んだ灰褐色の土である。

SB32aについては，基壇の構築方法や他の時期の遺構との重複の有無を確認するために，３か所で断ち割り調査を実施した。その結果，基壇のおおよその構造と大型の柱掘りかた６基を検出することができた。

基壇はローム面を40cm〜50cm程度掘り込んで構築されており，しっかりとした総地業の掘込地業が行われていた。版築は基底面から70cmの高さを有し，ロームと黒色土・灰褐色土が混ざった土がつき固められており，３cm〜５cm前後の厚さの虎縞状の層が10層程度みられ，非常に締まった土であった。比較的水平に近い層序であり，大型の柱掘りかたを検出した部分のみ，下部が若干レンズ状に窪んでいた。

基壇中央部に南北にサブトレンチを開けた箇所と基壇西部の東西方向に開けた箇所の基壇裾部の土層断面には斜方向に層がみられる部分がある。西部の東西方向に開けた箇所の土層断面には２条の斜方向の土層があり，内側は暗灰色土で外は黒灰色土がみられ，いずれもロームは含んでおらず，水平の版築部の土とは異なるものであった。南北に開けた箇所の裾部土層断面でも小柱穴と斜方向に入る暗灰色の土層が認められる。これらについては，裏込土や堰板若しくは木装基壇の板の痕跡と考えられる。

また，基壇西部では基壇裾部から1.2m内側に入った部分に20cmの段差がみられた。この段差については，総地業の排水や湿気抜きのための溝の一部である可能性が認められる。総地業の遺構に溝や暗渠を有するものが各地[1]でみられ，これらは掘込地業の埋め固め作業中の排水や掘込地業終了後の湿気抜きを目的にしたものと考えられており，本遺構の段差についても同様な施設の一部である可能性も考慮する必要があろう。

６基の大型の柱掘りかたは，部分的な発掘なので判然としないが，３間×３間以上の総柱建物跡(SB32b)になる可能性が高い。柱間は７尺等間，主軸方位はN−4.5°−E前後と考えられる。柱掘りかたは1.1m〜1.73mであり，柱の当たりの大きさは40cm前後である。柱掘りかたの深さは基壇掘込地業基底面から0.6m〜1.0mを測り，基壇築造前の柱掘りかたはかなり深かったと想定できる。柱掘りかたの大半は柱が

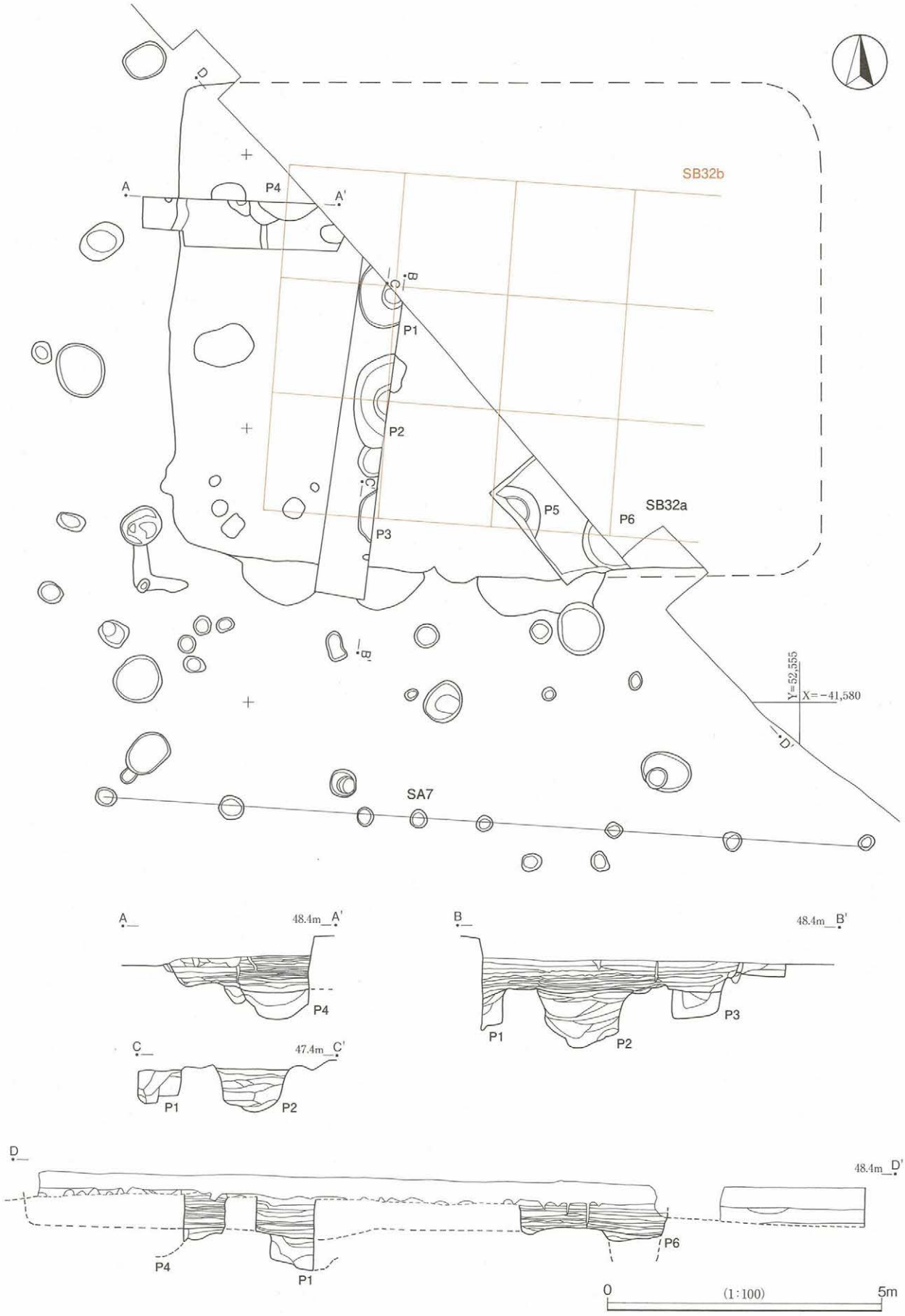

第13図　第44トレンチ・SB32遺構実測図（第７次調査）

抜き取られている。Ｐ２の柱は北側に抜かれていると考えられ，柱の当たりの部分には明瞭な柱抜き取り際の工具痕がみられた。ただし，Ｐ５については柱掘りかた内は非常に柔らかい土であり，検出時には人の重みで穴が開き，空洞部分が現れているので，柱が残存していた可能性も考えられる。なお，ほかの柱掘りかたについても，下面は締まりの弱い土の部分が多い。

基壇の南側には基壇に切られる形で２か所に黒灰色で土坑状を呈する性格不明な落ち込みが存在するが，あるいはこれらは基壇築造時のものであるかもしれない。

SB32の南側4.5mの位置にSA7がある。SB32の長軸とほぼ同軸で存在することから，SA7はSB32に付属する柵列跡と考えられる。規模は６間，長さ14.1mであり，柱穴はほぼ等間隔で並んでいる。柱穴は不整の円形で大きさは0.3m～0.46mである。なお，基壇周辺にはこのほかに柱穴がみられるが，建物・足場等を構成することはできなかった。

SM4は古墳の周溝であり，調査区の南壁に沿う形で検出した（第11図）。周溝は途中で途切れており，古墳の形状は円墳又は帆立貝式古墳である可能性が高い。周溝の最大幅は7.80mで，深さは不明である。覆土中には埴輪が多量にみられ，円筒埴輪・朝顔形埴輪や人形・馬形・鳥形の形象埴輪も存在する（図版16）。古墳の築造の時期はこれらの埴輪群から６世紀後半に求められる。

調査区外に伸びる古墳本体は地元の伊藤しげ氏によれば，40年～50年前までは塚状の高まりになっていたとのことであり，また，平成５年に島戸境１号墳の調査を行った際[2]にもSM4付近で僅かな高まりが視認され，古墳として認識されている。SM4墳丘は官衙施設の造営時には破壊されなかったものと考えられる。前述のSA7はこの古墳に対する目隠しであった可能性も考えられ，興味深い。

第44トレンチ内の出土遺物は僅かであった。第14図21～24はSB32内一括の出土遺物であり，21・22は下総地域産の須恵器甕の口縁部片で，黒褐色を呈する。23は産地不明の須恵器甕胴部片で，褐灰色を呈し，胴部外面に平行タタキが施されている。24は東海地域産と考えられる須恵器甕胴部片であり，灰白色を呈し，外面には平行タタキ，内面には細かい同心円文の当て具痕が残存する。これらの遺物の年代観は24が８世紀中葉までの遺物，21・22は８世紀後半～９世紀の所産と捉えられる。

30はSM4出土の鉄製品であり釘又は工具の断片と考えられ，銹化により膨張，変形，表面の剥離がみられる。現在長は65.3㎜で，幅5.8㎜，厚さは5.0㎜，重量は15.9ｇである。なお，SM4からは前述のように多量の埴輪（図版16）が出土している。

25～29・31は第44トレンチ出土遺物である。25・26は下総地域産の須恵器甕であり，25は口縁部片で外面は黒褐色，内面は灰黄褐色を呈する。26は胴部片で外面に平行タタキがなされ，灰白色の色調を呈する。27は須恵器高台付壺であり，高台は貼り付け高台で，外面胴部下半に回転ヘラケズリが施される。底部内面に自然釉が付着する。色調は灰白色である。

28は平瓦であり，内面は布目痕，外面には格子目タタキが施され，側面は面取りがなされる。29は不明鉄製品であり，再加工途上にある断片と考えられるもので，帯状品が２枚重なって折り曲げられた状態にある。長さは19.0㎜，幅4.7㎜，厚さ1.4㎜，重量は1.2ｇである。

31は製錬滓若しくは炉壁材の可能性がある遺物であり，外面は炉壁から剥がれたようなざらざらした痕跡が残り，内面は溶融物がみられる。長さ15.5㎝，幅は14.8㎝，厚さ8.6㎝を測り，重量は920ｇである。

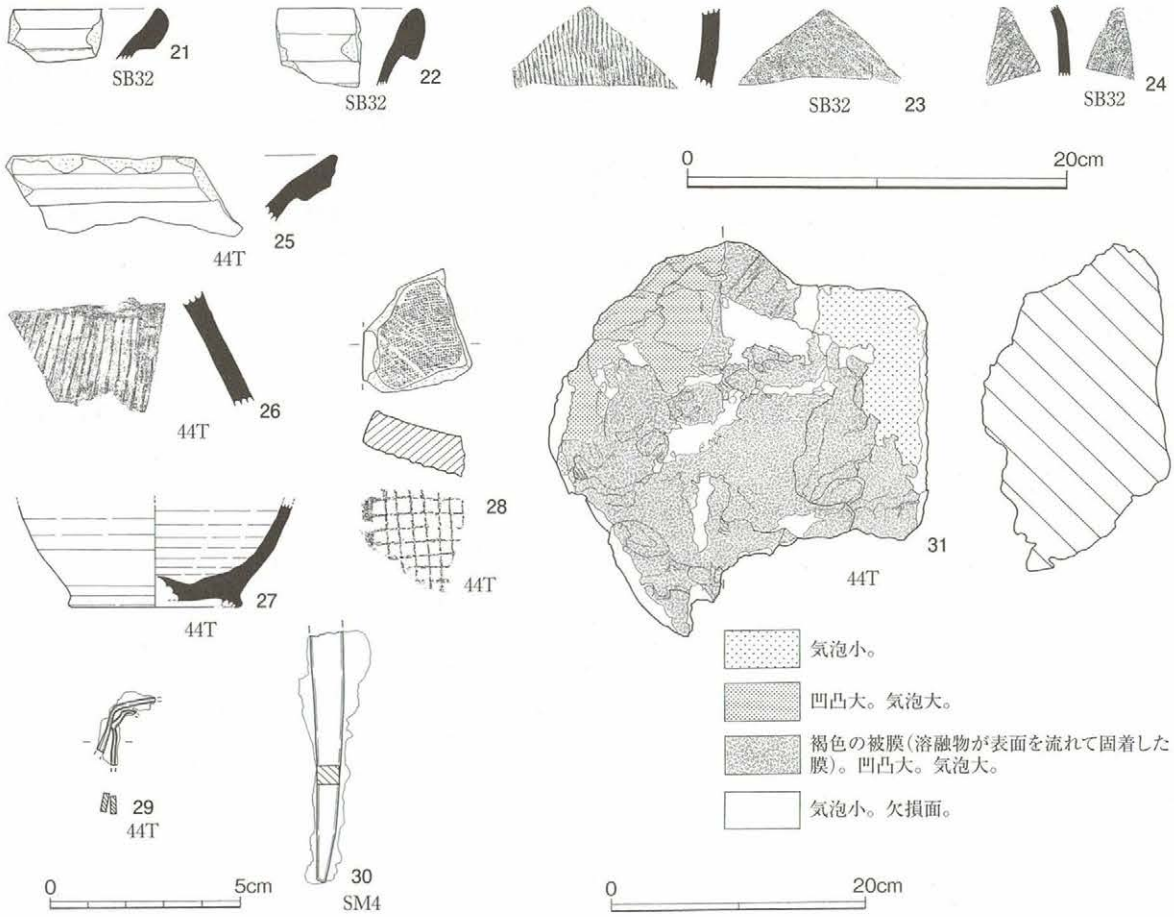

第14図　第44トレンチ遺物実測図（第７次調査）

第45・46トレンチ（第15・16図，図版９・14～16）

第45・46トレンチは，正倉を区画する溝跡を検出するために設定したトレンチである。平成13年度（第５次調査）の第34トレンチ内で検出した溝跡SD34・35・36のうち，いずれかが正倉を囲む大溝になるとの予測のもとに，それらの軸線上２か所にトレンチを設定した。

両トレンチで溝跡２条を検出し，第45トレンチからは竪穴住居跡１軒，土坑１基を検出した。この北を画する２条の大型溝跡の検出により，正倉域の西辺及び北辺をほぼ確定することができた。また，このトレンチの調査時に地元の方に御協力いただき，畑の耕作機械のトレンチャー痕を精査させていただいた結果，第45・46トレンチの西方に溝跡が直線的に伸びていることが確かめられた（第11図）。

両トレンチともソフトローム最上面において遺構検出を行っている。SD41は土坑を切って存在し，主軸方位はN－91°－Wで，上幅は3.6mである。段差がみられ，掘り返しがなされていたことがわかる。下幅は0.99mで，深さは0.94mを測る。覆土の状況は段及びその同レベルで硬化面が認められ，一時期道路として使用されたことがわかる。硬化面より下位の層は黒褐色系の土，上位の層は灰褐色系の土で一気に埋められている。第44グリッド検出のSD42も段差の部分で硬化面がみられることから，両者は同じ時期の溝跡であると考えられる。

SD40はSD41と平行に走る溝跡であり，主軸方位は同軸である。上幅は1.83m，下幅0.74m，深さは0.74mである。断面形は逆台形を呈する。覆土の堆積状況は下層から灰色土系→黒色土系→ローム塊・ローム

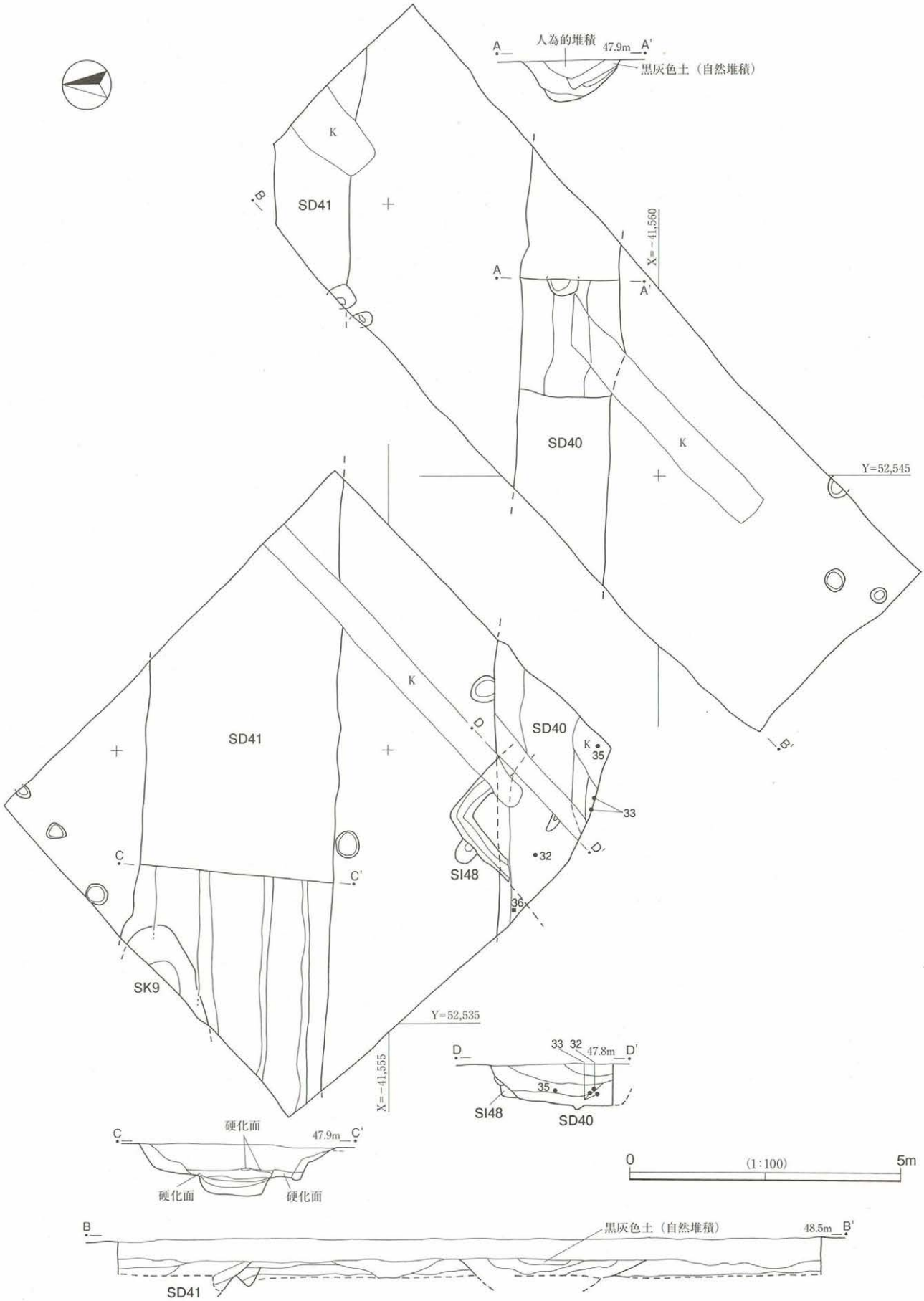

第15図　第45・46トレンチ遺構実測図（第７次調査）

粒を多量に含む灰褐色の土であり，基本的には自然堆積から最終的に一気に人為的に埋め戻されていた。第44グリッドで検出したSD39（南北方向）と第45・46トレンチのSD40（東西方向）は，断面形態が近似することと覆土上層に黒色土を含み，両溝跡が直交することから，両者についても一連の溝跡として捉えられ，後期正倉域の西辺及び北辺を画する溝跡であると認識できる。

以上，第７次調査で西辺及び北辺を画する溝が２条存在することが明らかになったが，内側の区画溝跡（SD39・40）と外側区画溝跡（SD41・42）の新旧関係については不明である。ただし，内側の区画溝がしばらくの間自然堆積（黒色土）の状態であることが判明しているので，これを考慮するならば内側の溝跡のほうが新しい可能性若しくは最後まで使用されていた可能性が高いと考えられる。

第45トレンチで検出したSI48はSD40によって切られており，住居跡の北西隅のみの検出である。残存の深さは0.35mであり，住居跡内には周溝がみられた。出土した土師器から７世紀後半の時期の竪穴住居跡と考えられる。第45トレンチの北西壁際にSD41に切られて，土坑SK9がみられる。全体の1/3程度の検出であり不明な点が多いが，形状は長楕円形を呈するものとみられ，深さは1.07mである。時期は古墳時代後期と考えられる。

第16図は第45・46トレンチ内出土の遺物である。32～36は溝跡SD40検出遺物であるが，遺物は古墳時代後期のものであり，おそらくSI48からの流れ込みであると考えられる。32は土師器杯であり，内面には横方向のミガキ，外面には横方向のヘラケズリがなされる。33は土師器の甑であり，外面には斜方向のヘラケズリがなされる。内面には粘土紐接合痕がみられ，上半にヘラナデがなされる。内面の胴部下半は器面の荒れがみられる。34・35は土師器甕であり，34の胴部外面には横方向のヘラケズリが施され，内面は器面の荒れが著しい。35の口縁部は肥厚し，胴部外面にヘラケズリが施され，内面に粘土紐接合痕がある。

36は銅芯金鍍金の中空の耳環であり，外径は16.6㎜×17.3㎜，内径10.6㎜×11.3㎜，断面幅3.0㎜，断面高4.5㎜，重さ3.1ｇの小型品である。銹化が進行し，全体が緑青に覆われている。環内側の表面に僅かに金がみられる。銅芯に直接金鍍金した可能性が高い。X線画像では銀板等を巻いた痕跡は認められなかった。

37・38は土坑SK9出土の手捏土器である。37は復元口径10.0㎝で，内面にミガキが施されている。38の復元口径は11.6㎝である。39～42はSD41出土の遺物であり，39は胴部が膨らみ口縁部が直立する形態の土師器甕で，胴部外面に斜方向のヘラケズリがなされる。内面は器面が荒れている。40は須恵器甕胴部片であり，外面に平行タタキ，内面に同心円文当て具痕がみられる。41は東海地域産の須恵器甕胴部片であり，色調は灰白色を呈し，外面に平行タタキ，内面に刻みが細かな同心円文当て具痕がある。

42は平瓦であり，内面に布目痕があり，端部は面取りがなされている。外面にはナデがなされる。

43～47は第45トレンチ出土遺物であり，43・44は土師器杯で，43は復元口径13.0㎝，44は復元口径11.4㎝で，両者とも内外面に横方向のミガキがなされる。

45は鉄釘であり，全長106.0㎜，幅5.0㎜，厚さ4.7㎜，重量15.8ｇを測り，頭部は長方形で15.0㎜×8.9㎜の大きさである。頭部・先端部の一部を僅かに欠損する。46は鉄製刀子であり，片面のみに植物繊維痕が付着する。刃部最大幅14.0㎜，背高3.4㎜，重量は11.2ｇである。47は含鉄鉄滓であり，メタル度は２である。長さ41.0㎜，幅45.0㎜，厚さ26.0㎜，重量は58.1ｇである。中央部下半に銹化がみられ，部分的に割れて欠落している。

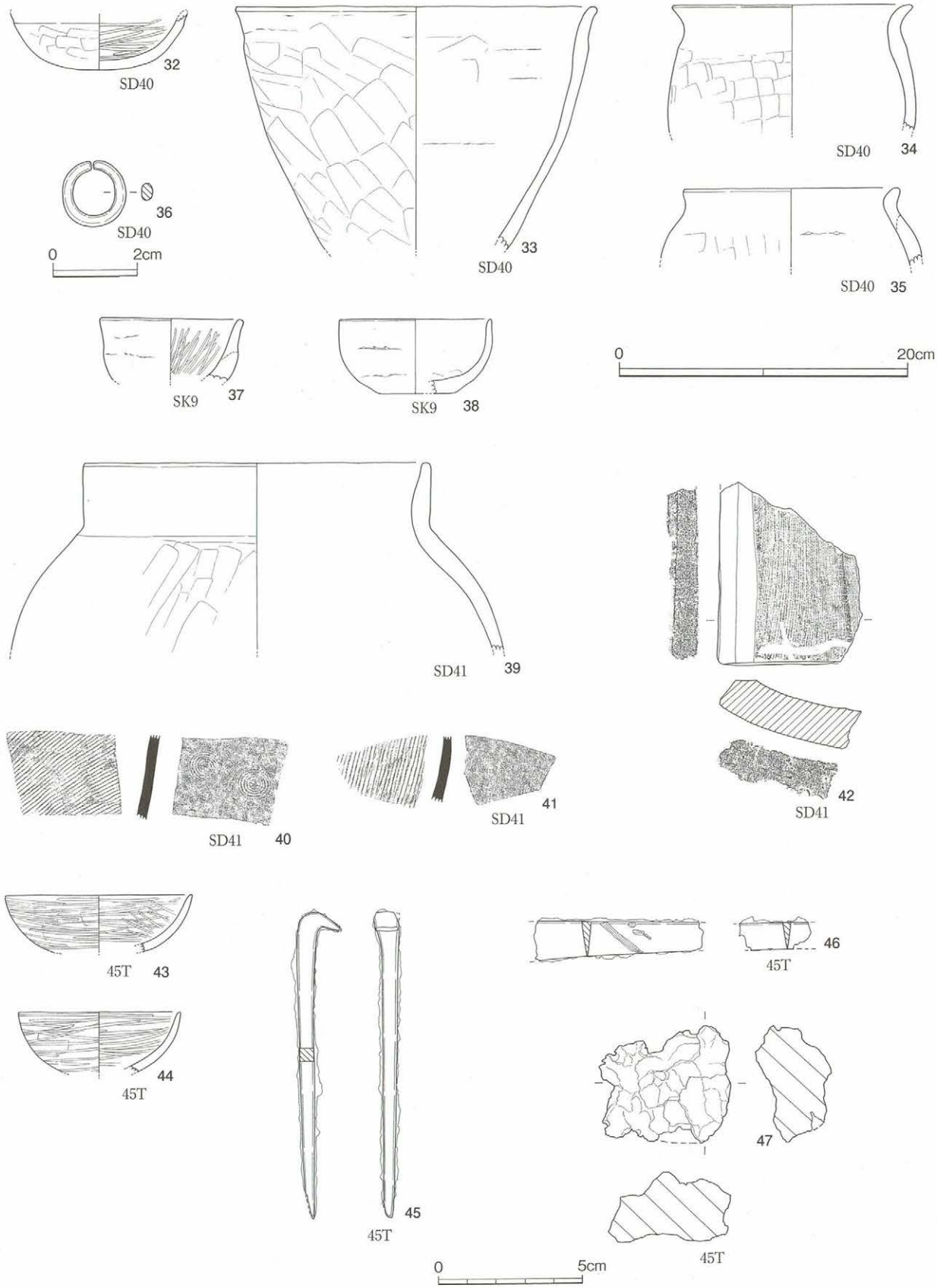

第16図　第45・46トレンチ遺物実測図（第７次調査）

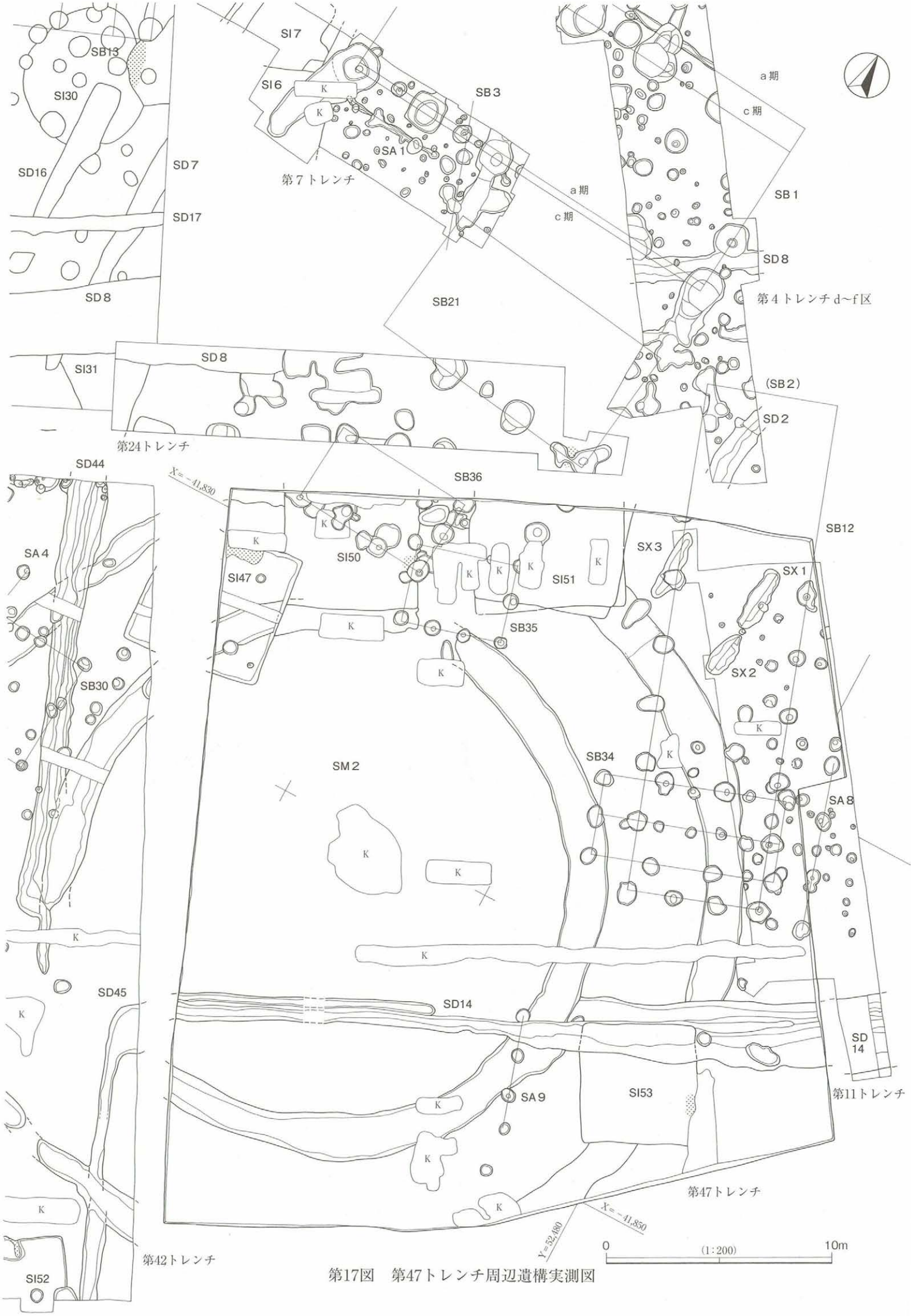

第17図　第47トレンチ周辺遺構実測図

3　第８次調査（平成16年度の調査）

この調査は推定後期郡庁の南東部を精査し，この区域が政庁機能を有していたかを確認するために実施したものであり，調査区を１か所に限定し，850㎡の調査を実施した。なおトレンチの一部は，遺構の連続性を確認するために，平成10年度（第２次調査）の第11トレンチの一部と重複している。また，遺構の一部については掘り下げを実施し，必要に応じて遺構の裁ち割り調査を行った。

その結果，古墳時代から奈良・平安時代にかけての遺構群を検出し，調査区の南東隅には谷頭が迫っていることを確認した。

第47トレンチ（第17～22図，図版10～13・15・16）

本トレンチからは，掘立柱建物跡４棟，柵跡２列，溝跡１条，竪穴住居跡４軒，古墳の２重周溝，近世の土坑墓１基を検出した。調査地は数十㎝程度削平されており，検出した竪穴住居跡は掘り込みがあまり残っていない状態にあった。

SB35・36は調査区の北部にみられ，SB35は３間×２間で方位はN－16°－Wを示しており，桁行は4.5m，５尺等間，梁行は3.6mで６尺等間である。嶋戸東遺跡の中で最も間尺が狭い掘立柱建物跡であり，柱掘りかたの大きさも0.55m～0.7mと小型である。北側柱列は攪乱があるため遺存度が悪い。柱掘りかたの埋土は黒みを帯びた暗茶褐色で４㎝程度のローム塊を含む。

SB36は調査区北壁にかかる形でみられ，３間×２間の規模と考えられる掘立柱建物跡であり，最低２時期の重複がみられる。方位はN－５°－Eであり，桁行は6.3m，７尺等間で，梁行は3.6m，６尺等間である。柱掘りかたの大きさは0.9m～1.0mであり，埋土は黒みを帯びた暗茶褐色で１㎝～２㎝のローム塊を含む。SB35・36は切り合っており，新旧関係を検討するために一部の柱掘りかたの裁ち割りを行った結果，SB36のほうが新しいことが判明した（第19図）。これにより，真北に近い建物群のほうが東へ16°前後角度が振れる建物群よりも新しくなることが確定した。

なお，第４次調査の第24トレンチで検出した５間×３間の規模と想定したSB21については，第47トレンチまで柱列が伸びないことがわかった。SB21の規模を改めて検討した結果，これまで北柱列としていたものを南柱列と考え，北側の第４・７トレンチにまたがる遺構として認識し，規模は３間×２間として捉えておきたい。方位はN－7.5°－Eで，桁行は10.8m，12尺等間，梁行は６mで10尺等間と考えられる。

SB12は調査区の東側に存在する。SB12は第２次調査の第11トレンチで検出した際には規模等が不明であったが，今回の調査で８間×３間の長大な建物跡であることが確定し，第２次調査の第４トレンチで検出したSB2と本遺構は同一であったことが判明した。よって，SB2については欠番とする。

SB12の主軸方位はN－18°－Wで，桁行は22.8m，9.5尺等間，梁行は5.9mで6.5尺等間である。本遺跡の中で最も桁行が長い建物跡である。柱掘りかたは0.78m～1.2mの規模で，柱はすべて抜き取られており，抜き取り穴の上面には白色の山砂が堆積していた。掘りかたの土は暗茶褐色を基調とする。

SB34はSB12の南部に重複してみられ，規模は２間×３間の東西棟で，内部に一回り小さい柱掘りかたがあり，棟持柱と考えられる。西妻柱列のうち２本はSM2の周溝内にある。柱掘りかた内には塊状に白色の山砂が堆積していた。方位はSB12とほぼ同様であり，桁行は8.1m，９尺等間，梁行は3.6m，６尺等間である。SB12とSB34の柱掘りかたの裁ち割り調査（第21図）を実施したところ，SB12が新しいことが判明した。

以上，第47トレンチでは調査地の東側と北側で建物群を検出したが，結局後期郡庁を構成するような脇

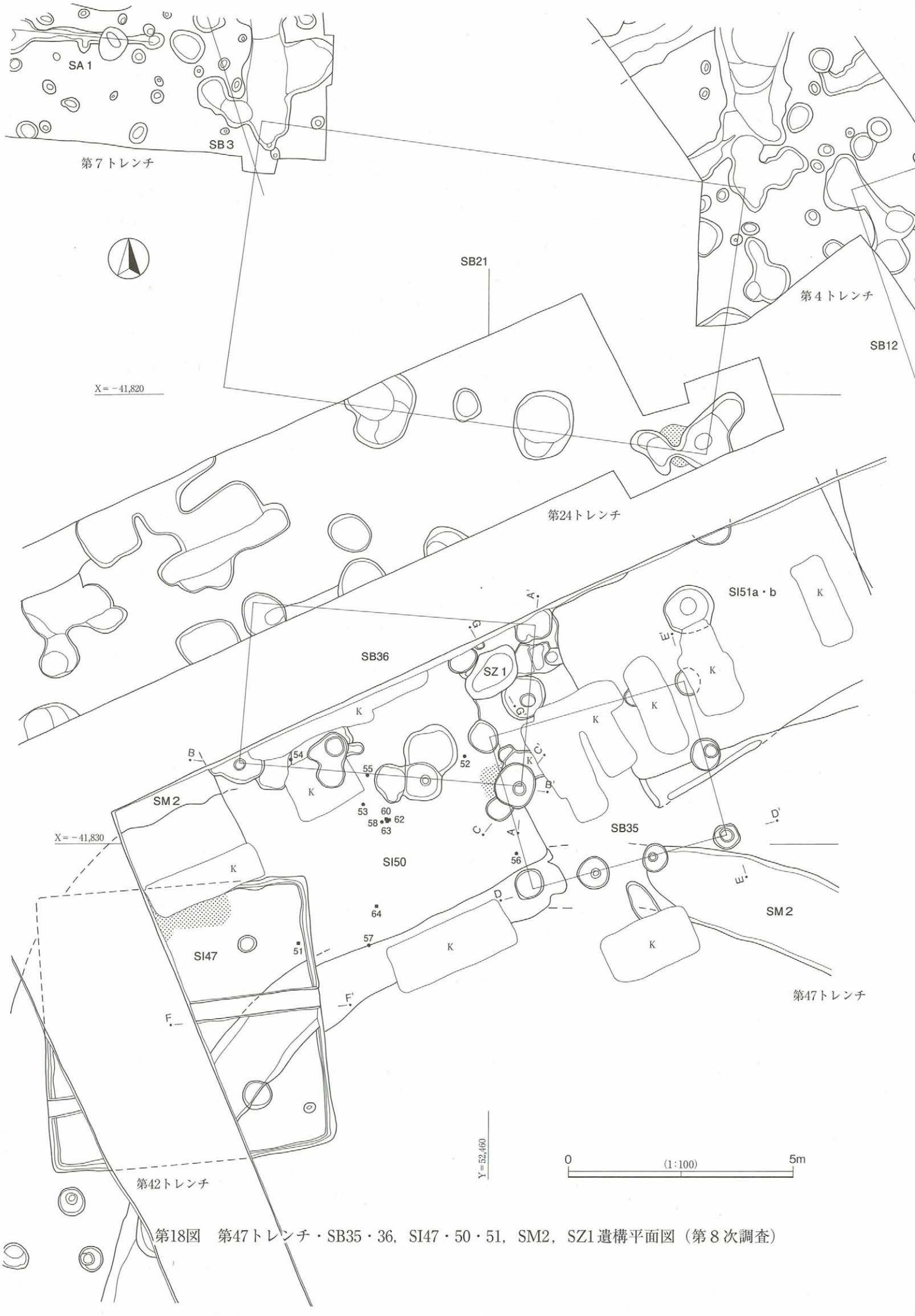

第18図　第47トレンチ・SB35・36，SI47・50・51，SM2，SZ1遺構平面図（第８次調査）

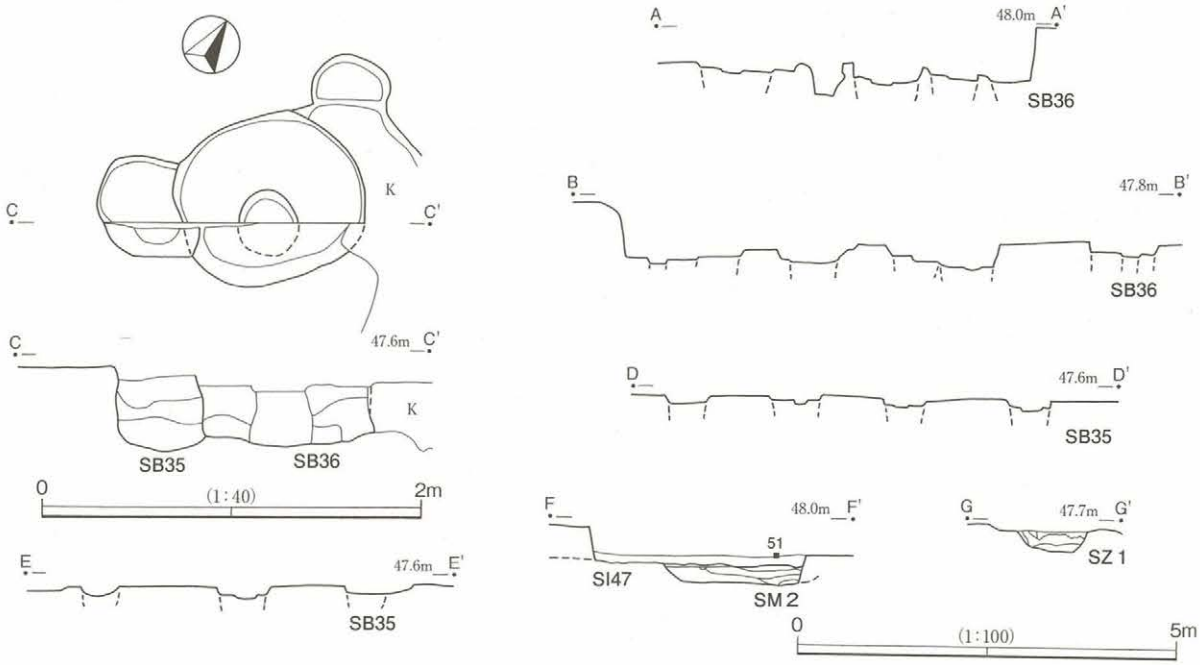

第19図　第47トレンチ・SB35・36，SI47，SM2，SZ1遺構断面図（第８次調査）

殿は存在しないことが明らかとなった。また，立地的にも谷頭が近くまで迫ることがわかり，平坦地がそれほど広がらないことが判明したので，この地が後期郡庁域とは言い難いことが明らかになった。

なお，SB34の東側には柵列跡SA８がみられる。これについては，SB12又はSB34のいずれかに付属するものと考えられるが，SB34に付属するものであるとみるならば，身舎と一体にならない廂になる可能性も考えられる。３間分を検出しており，軸はSB12・34と同軸である。

また，調査区南部中央付近に柵列跡SA9がみられる。方位はN－17°－Wであり，ほぼSB12・34の方位と同様である。３間で全長は５ｍ前後であり，柱穴の大きさは0.45ｍ～0.65ｍで，埋土は暗茶褐色の土の中にローム塊を含み，粗いローム粒を含む。

溝跡は調査区の南部を東西に横切る形でみられるが，これは第２次調査の第11トレンチ検出のSD14の続きであり，第６次調査第42トレンチのSD45に接続するものと考えられる。主軸方位はN－65°－Eであるが，第42トレンチで南側に鍵の手状に曲がってトレンチ外に伸びる。もとは大型の溝であったと考えられるが，この地点はかなり削平されており，底面近くの残存となっている。数度の掘り返しがみられる。出土遺物は奈良・平安時代の土器が出土している。

竪穴住居跡は調査区北部に３軒が集中してみられ，南部に１軒が存在する。トレンチ北西際にみられるSI47は第６次調査の第42トレンチでも検出しており，ほぼ住居跡の大きさがわかる。主軸方位はN－６°－Wで，6.1ｍ×6.3ｍの規模で，深さは0.38ｍである。北カマドと柱穴２本及び周溝を検出しており，SM2の周溝とSI50を切って存在する。遺物としては７世紀後半の土師器杯片が出土している。

SI50も一辺が６ｍ前後の竪穴住居跡であり，SI47及びSB35・36に切られ，SM2の周溝を切る。東カマドであり，主軸方位はN－65°－Eである。カマドの位置が東壁中央よりも少し南側にずれている。住居跡内からは７世紀後半の土器とともに鍛冶滓や鉄素材等が出土している。SI51は２軒の竪穴住居跡が重複（a・b）しており，SI50の東側に所在し，SB35に切られ，SM2の周溝を切っている。古墳時代後期の住居

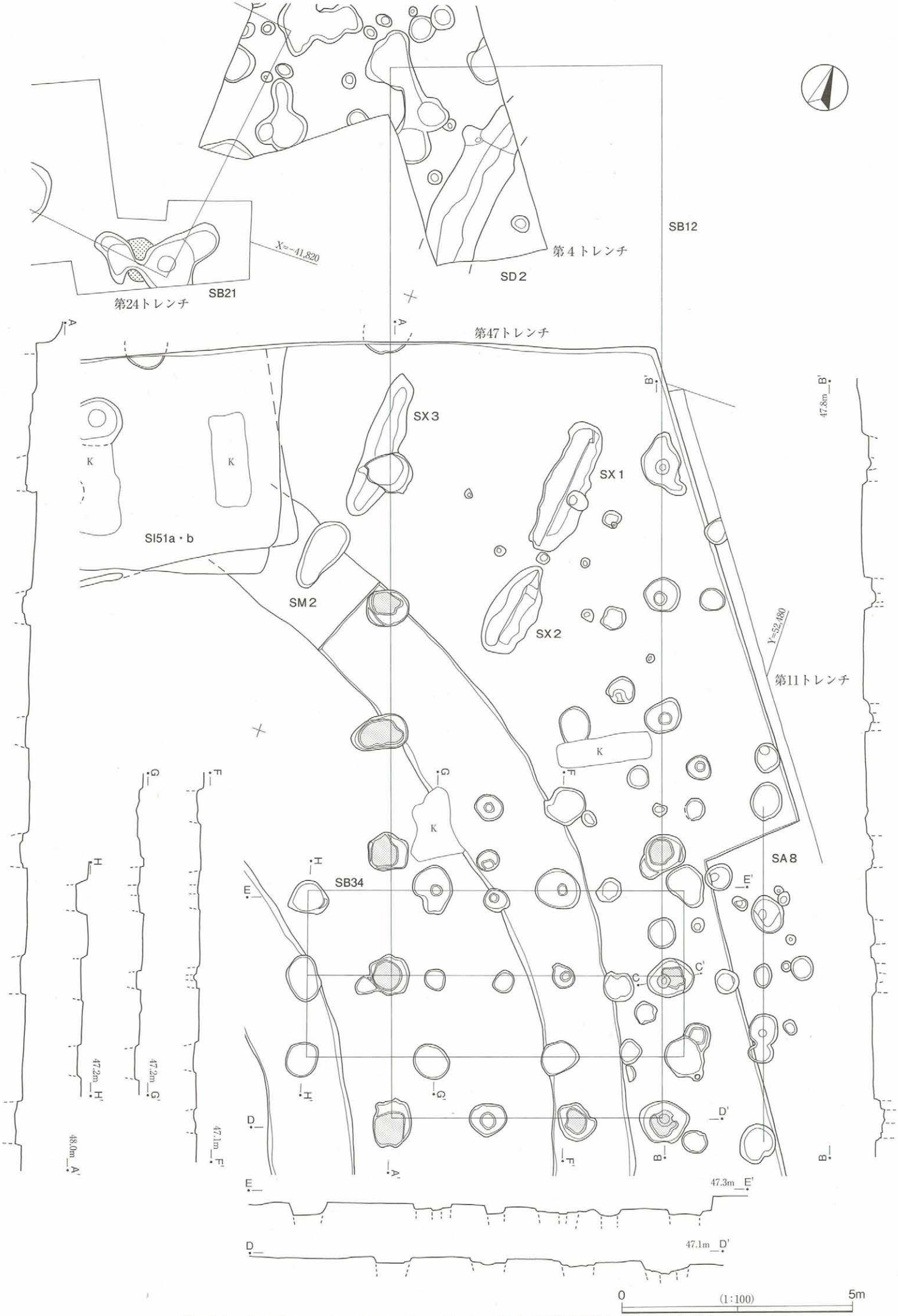

第20図　第47トレンチ・SB12・34，SA８，SM2遺構実測図（第８次調査）

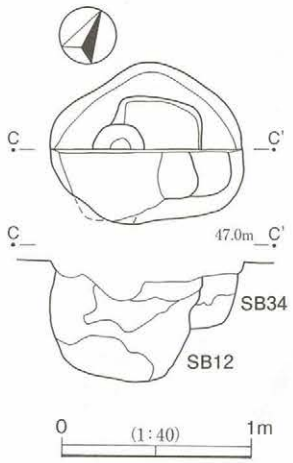

第21図　SB12・34柱掘りかた
平面・断面図

跡で，１辺が７ｍ弱の大きさである。

調査区南部に存在するSI53は，SM2の周溝を切り，SD14に切られて存在する東カマドの竪穴住居跡であり，SI50と同様に東壁中央よりも少し南側にカマドがずれてみられ，大きさは5.1ｍ×5.2ｍである。遺物が検出できなかったので時期決定は難しいが，主軸方位がSI50とほぼ同様であることから，古墳時代後期の住居跡と考えられる。

SM2は第６次調査の第42トレンチ内で検出した古墳の２重周溝と同一のものであり，第47トレンチで検出した遺構の中で最も古い遺構である。20ｍ規模の円墳の周溝であり，周溝の幅は２ｍ前後であるが，深さは不定のため，地点によっては周溝が途切れてしまうところもある。第６次調査分と合わせると周溝及びその内側の大部分を調査したことになるが，埋葬施設等は検出できなかった。遺物は土師器が出土しており，円墳の時期は７世紀前半と考えられる。なお，第２次調査の第11トレンチでSI20とした掘り込みは，SM2の周溝の一部と判明したので，ここで訂正する。

このほかに遺構としては，トレンチ北壁際に近世の土坑墓SZ1を検出している（第18図）。土坑内からは骨粉と寛永通寶及び鉄釘・土師質皿が出土している。

第22図は第47トレンチ内出土遺物であり，48はSB36の柱掘りかたから出土した土師器高杯で，杯部内面にミガキがなされ，脚部外面に手持ちヘラケズリが施される。49～51はSI47出土遺物であり，49・50は土師器杯口縁部片で，49の内面には放射状の縦方向のミガキ，外面は横方向のヘラケズリ後に横方向のミガキがなされる。50は外面に横方向の手持ちヘラケズリ，内外面に横方向のミガキがなされ，内外面とも漆仕上げが施されている。51は椀形鍛冶滓片であり，打ち割り面がみられる。長さ47.0㎜，幅26.0㎜，厚さ15.0㎜，重量は22.0ｇを測る。

52～64はSI50出土遺物である。52は湖西地域産と考えられる須恵器蓋であり，色調は内外面とも灰色である。口径は9.5㎝と小振りで，天井部は平坦であり，古墳時代の蓋杯としては最も退化した形態のものである。天井部外面には回転ヘラケズリがなされる。53～55は土師器杯であり，53は復元口径が11.0㎝で，底部は平坦となっており，内外面に横方向のミガキがなされる。54は復元口径が10.8㎝で外面下半に横方向のヘラケズリがなされ，内面～口縁部外面に横方向のミガキが施される。55は復元口径が9.0㎝と小振りの杯で，底部内面と外面の受け部から口縁部にかけて横方向のミガキがなされる。56は土師器高杯であり，非常に雑な作りである。杯部外面及び脚部外面に縦方向の手持ちヘラケズリがなされる。57は須恵器甕の胴部片であり，色調は暗灰色を呈する。外面には平行タタキがなされ，内面に同心円文の当て具痕が明瞭に残る。58は常総型の土師器甕の胴部～底部片であり，胎土に雲母及び白色小石を多量に含む。外面に縦方向のミガキがみられる。

59～63は再加工途上の鉄素材と考えられる遺物群であり，いずれも銹化が著しく，膨張・変形のため原形は不明である。59は長さ30.8㎜，幅18.0㎜，重量5.3ｇを測る。60・62・63は表面に植物繊維が付着し，61には木片が付着する。60は長さ35.5㎜，幅20.0㎜，厚さ19.5㎜，重量9.5ｇであり，61は長さ50.0㎜，幅35.6㎜，厚さ23.5㎜，重量は41.9ｇを測る。62は銹化が著しく，膨れにより不明な点が多いが，本来は厚さ1.5㎜前後の板状製品であった可能性が高いものである。重量は4.6ｇである。63は長さ33.0㎜，幅24.6㎜，

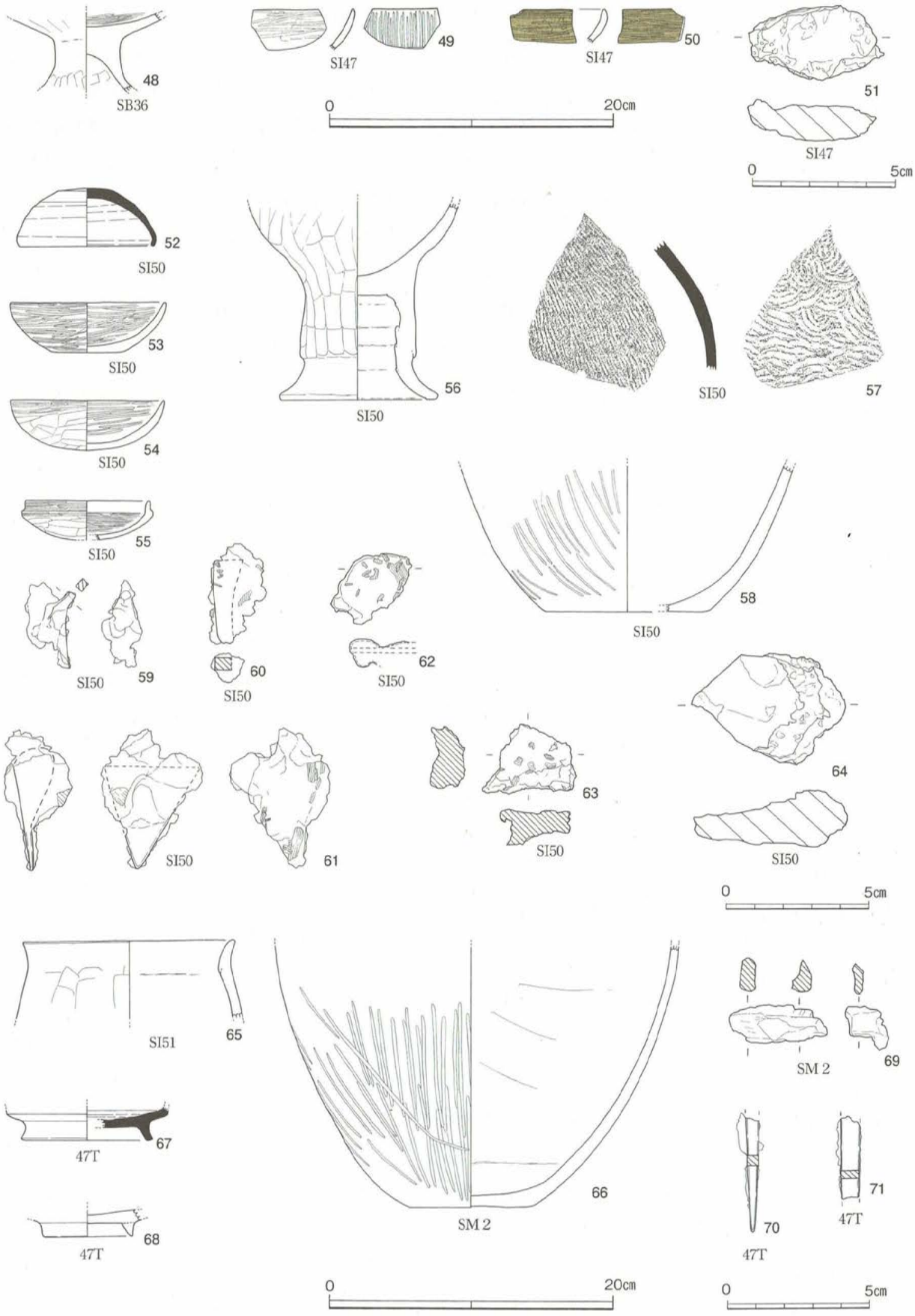

第22図　第47トレンチ遺物実測図（第８次調査）

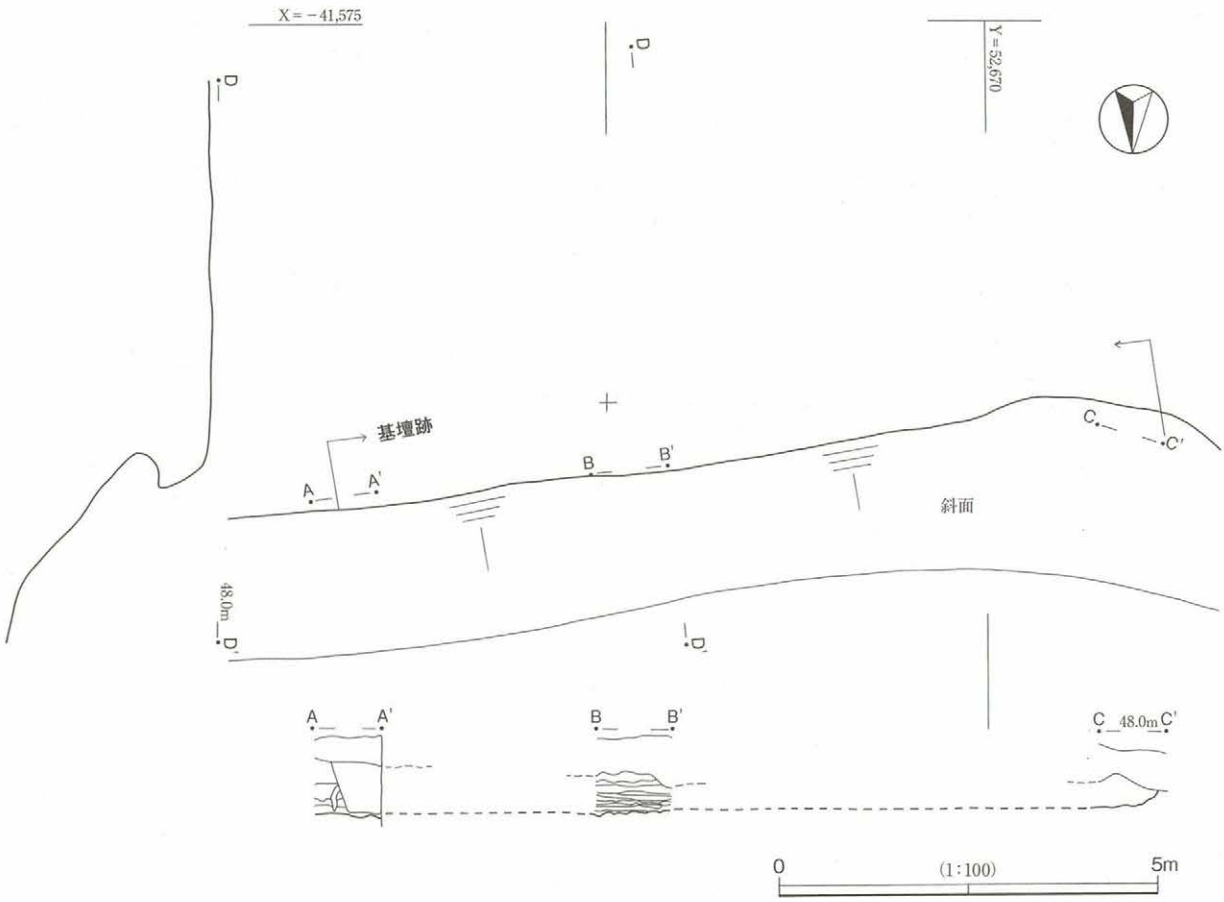

第23図　道路部・SB37遺構実測図（第８次調査）

厚さ12.6㎜で，重量は9.0ｇを測る。64は椀形鍛冶滓片であり，打ち割り面がみられ，長さ54.0㎜，幅39.0㎜，厚さ21.0㎜，重量は53.2ｇである。

65はSI51出土の土師器甕であり，胴部上半に縦方向のヘラケズリがなされる。66はSM2の周溝出土の常総型の土師器甕であり，外面には縦方向のミガキが施されている。

67・68はトレンチ出土の土器であり，67は常陸地域産の須恵器高台付杯で，胎土に白色小石を多量に含み，内外面とも灰色を呈する。底部回転ヘラケズリ後に高台を貼り付けている。68は土師器高台付杯で，底部回転糸切り後に高台を貼り付けている。

69はSM2の周溝出土の鉄製品断片である。形状は不明である。重量は8.2ｇを測る。70・71はトレンチ出土の鉄製品で70は釘の可能性が高い遺物であり，長さ40.2㎜，幅4.0㎜，厚さ3.5㎜，重量は2.5ｇである。71は棒状の製品であり，長さ29.0㎜，幅6.3㎜，厚さ2.9㎜，重量2.6ｇである。

道路部の基壇跡の確認調査（第23図，図版13）

平成９年の第１次調査の段階から道路部の断面で確認されていた基壇建物跡について，断面を精査し，部分的に断面実測を実施し，規模等の確認を行った。作業終了後に崖面の養生を施した。この基壇建物跡については，SB37として報告する。

SB37は東西長が約10ｍになり，正倉域の北側溝跡に平行する東西棟の建物であると思われる。版築はハードローム・ソフトローム及びその上の層（Ⅱ層）を0.6ｍ～0.7ｍ掘り込んで構築されており，総地業

の掘込地業である。版築はロームと黒褐色土や暗褐色土が混ざった土がつき固められており，３cm～５cm前後の厚さの虎縞状の層が10層程度みられ，版築の中層以下は非常に締まった土であった。比較的水平に近い層序であり，版築の最上層と上から３番目の層については，さらに３cm～４cm幅で細分が可能である。

なお，基壇断面には掘立柱建物跡の柱穴はかかっていないので，その点ではこれまでに検出した基壇建物跡の様相とやや異なっている。

註

1　山中敏史　2003「Ⅲ－６　建物の基礎地業と基壇」『古代の官衙遺跡　Ⅰ遺構編』　奈良文化財研究所

2　平山誠一　1994「第２章　調査経過」『島戸境１号墳』山武町教育委員会

第１表　掘立柱建物跡・基壇跡一覧表

建物跡	規　模	種類	主　軸	桁行長	梁行長	柱間寸法	柱　穴	検出トレンチ	備　考
SB1	５間×３間	側柱	N－５°－E	18.0m	8.1m 後に7.2m	12尺／９尺	1.5m 後に0.9m	第４・７トレンチ	３時期の変遷あり
SB2								第４トレンチ	SB12の一部と判明のため欠番
SB3		側柱	N-18°-W			８尺／	0.65m	第４トレンチ	
SB4	４間以上	側柱	N－８°-W	9.6m以上		９尺／８尺	1.1m～1.2m	第５トレンチ	
SB5		側柱	N-20° 前後-W				0.9m～1.1m	第５トレンチ	
SB6	基壇建物							第２トレンチ	
SB7	基壇建物							第２トレンチ	
SB8	２間×６間	総柱	N-33.5°-W	17.0m	4.2m	9.5尺／７尺	0.9m～1.45m	第３トレンチ	束柱がある
SB9	４間×（２間）	側柱	N-33.5°-W	10.8m	(5.1m)	９尺／8.5尺	0.95m～1.2m	第14トレンチ	
SB10	３間以上	側柱	N－６°-W	8.5m		9.5尺／8.5尺	0.7m～0.9m	第13トレンチ	
SB11		側柱	N-18°-W			９尺／	0.5m～0.6m	第13トレンチ	
SB12	８間×３間	側柱	N-18°-W	22.8m	5.9m	9.5尺／6.5尺	0.78m～1.2m	第11・47トレンチ	SB34を切る
SB13	６間×１間以上	総柱	N-21°-W	11.7m	2.45m以上	6.5尺～8.5尺	0.9m～1.1m	第16トレンチ	
SB14	基壇建物							第18トレンチ	
SB15	１間以上		N-34.5°-W	3.0m以上		10尺／	0.9m～1.3m	第19・20トレンチ	
SB16	基壇建物							第19・20トレンチ	
SB17	基壇建物							第21トレンチ	
SB18	１間以上	側柱	N-50°-E	2.0m以上		6.5尺／	0.5m	第22・21トレンチ	
SB19	５間×２間	側柱	N-34.5°-W	12.7m	4.2m	8.5尺／７尺	0.9m	第22トレンチ	
SB20	基壇建物							第23トレンチ	
SB21	３間×２間	側柱	N-7.5°-E	10.8m	6.0m	12尺／10尺	1.0m～1.5m	第４・７・24 トレンチ	
SB22	基壇建物カ							第29トレンチ	詳細不明
SB23	５間×３間	総柱	N-2.5°-E	13.6m	6.0m	９尺／７尺	1.05m～1.2m	第30・31トレンチ	
SB24	２間以上×１間以上	側柱	N－０°-E	2.1m以上	1.8m以上	７尺／６尺	1.1m～1.3m	第30・31・41 トレンチ	SB27に切られる
SB25	６間×（３間）	側柱	N-18°-W	10.8m	(4.9m)	６尺／5.5尺	0.5m～0.8m	第30・31トレンチ	
SB26	１間以上×１間以上	側柱	N－４°-W	2.7m以上	2.1m以上	９尺／７尺	0.65m～0.8m	第30・31トレンチ	
SB27	４間以上×３間	側柱	N－２°-E	9.0m以上	5.85m	7.5尺／6.5尺	1.0m～1.2m	第30・31・41 トレンチ	SB24を切る
SB28	２間以上×２間以上	総柱	N－５°-W	5.1m以上	4.8m以上	8.5尺／８尺	1.45m	第34・43トレンチ	２時期の可能性あり
SB29	１間以上	側柱	N-17°-W	2.7m以上		９尺／	0.9m	第35トレンチ	
SB30	３間×２間	側柱	N－５°-E	5.4m	4.2m	６尺／７尺	0.5m	第42トレンチ	
SB31	１間以上	側柱	N－８°-E	2.1m以上		７尺／	0.75m	第42トレンチ	
SB32a	基壇建物		N－２°-E					第44トレンチ	SB32bと重複
SB32b	３間×３間以上	総柱	N-4.5°-E	6.3m以上	6.3m	７尺／７尺	1.1m～1.73m	第44トレンチ	SB32aと重複
SB33	１間×２間	側柱	N－３°-W	3.0m	2.7m	５尺／９尺	0.65m～0.74m	第42トレンチ	
SB34	３間×２間		N-18°-W	8.1m	3.6m	９尺／6尺	0.7m～1.0m	第47トレンチ	棟持柱がある。 SB12に切られる
SB35	３間×２間	側柱	N-16°-W	4.5m	3.6m	５尺／６尺	0.55m～0.7m	第47トレンチ	SB36に切られる
SB36	３間×２間	側柱	N－５°-E	6.3m	3.6m	７尺／６尺	0.9m～1.0m	第47トレンチ	２時期あり。SB35を切る
SB37	基壇建物							道路部	
SB38	３間×２間	側柱	N－５°-E	7.65m	5.1m	8.5尺／8.5尺	0.75m～1.2m	第30・31トレンチ	
B-1	５間以上×１間		N-33.5°-W	14.2m以上	4.2m	9.5尺／13尺	0.8m～1.5m		
B-2	６間以上		N-33.5°-W	16.2m以上		９尺／７尺	0.95m～1.3m		

掘立柱建物跡の方位については，南北棟は桁の方位，東西棟は梁の方位を記した。（　）は推定値。

Ⅲ まとめ

平成14年度～平成16年度に行った第６・７・８次調査で検出した遺構は掘立柱建物跡11棟以上（SB12・24・27・28・30・31・32b・33～36），基壇跡２基（SB32a・37），掘立柱建物跡の柱掘りかた多数，柵列跡７列（SA3～9），溝跡９条（SD14・39～46），竪穴住居跡９軒（SI46～53），古墳（周溝）４基（SM1～4），縄文時代の陥し穴１基，土坑１基（SK9），近世の土坑墓１基（SZ1）を検出した。遺物については僅かな検出にとどまり，具体的に官衙を示す遺物は検出できなかった。

第６・７・８次調査によって，これまで想定してきた後期郡庁（SB1周辺）の問題や後期正倉域の規模に関する事柄が明確に浮かび上がってきた。多岐にわたる事柄なので，一つずつ区切って整理していきたい。

1　建物の軸の振れと新旧関係について

今回，重複する建物跡の柱掘りかたの裁ち割り調査を実施した結果，遺構の重複関係から建物の主軸方位の新旧関係を部分的にではあるが確認することができた。建物跡群は主軸方位によっておおまかに３群に分かれる。

Ⅰ群　軸が西に33.5度振れるもの。

前期郡庁の建物群が該当し，SB8・9などがある。ほかの時期の掘立柱建物跡とは重複関係にはないが，SB9を切る溝跡SD4がⅢ群の正倉域の区画溝であることが確認できたので，Ⅰ群は正倉と考えられる建物群よりも古い時期であることが明確となった。

Ⅱ群　軸が西に16度～20度前後振れるもの。

SB12・34・35などがある。以前の調査では遺構平面の重複関係の観察からⅡ群はⅢ群よりも新しいと捉えていたが，第８次調査において西へ16度建物の軸が振れるSB35と東に５度軸が振れるSB36の柱掘りかたの裁ち割り調査を実施した結果，SB35が切られていることがわかり，Ⅱ群はⅢ群よりも古いことが明らかとなった。

Ⅲ群 真北及び西又は東に５度前後軸が振れるもの。

SB1やSB32の後期正倉建物群など多くの建物跡がこの軸方位をとる。

以上，本遺跡の建物群の変遷はⅠ群が古く，Ⅲ群が新しいことになる。Ⅱ群についてはⅢ群よりも古いことは確認できたが，Ⅰ群との新旧関係は未だ不明である。なお，それぞれの群はさらに群ごとの建物跡の重複により時期的には細分できる。

Ⅰ群については，SB15に同軸の切り合いがみられるので２時期の変遷がある。Ⅱ群はSB12とSB34の重複から２時期として捉えられ，Ⅲ群についてはSB1が３時期の変遷，SB27にはほぼ同軸（真北及び東に２度・2.5度振れる建物）のSB23・24・38が重複しており，４時期の変遷が認められる。また，このⅢ群は西に軸が振れる建物群と東に振れる建物群にさらに分離して考えることもできるが，両者の遺構の切り合い関係がつかめていないので，現段階では時期差として認識することは避けておきたい。このように軸の振れからみると合計で８時期以上の変遷が考えられ，さらに時期は不明であるが西に８度振れる建物群

がこのほかに認められるので，９時期以上の変遷になる可能性が高い。

これらのそれぞれの時期については，柱掘りかた内からほとんど遺物が検出できないので，具体的には不明といわざるを得ないが，竪穴住居跡との関係で郡衙が営まれはじめた時期についてはおおよその予測が可能である。

本遺跡の集落の展開は，弥生時代後半～古墳時代前半にもみられるが，古墳時代中期の時期の竪穴住居跡は検出していないので，古墳時代前期で集落は途切れると考えられる。６世紀代に至って再び集落が営まれ，７世紀後半代に比較的多くの竪穴住居跡がみられるようになるが，この７世紀後半を境として一挙に官衙域から竪穴住居跡の検出例が乏しくなっている。この時期の後半を中心とする時期に郡衙の造営が開始されたものとみなすことができるであろう。

また，郡衙の終末の時期については，溝跡等から10世紀代の遺物群が検出されるので，それ以前には収束に向かうものと考えられる。

各群の時期は以上のように不明確であるが，Ⅲ群の正倉が基壇建物となる時期については，各地の郡衙遺跡の正倉が掘立柱建物から基壇を有する礎石建物に変化する時期は８世紀後半が多いとされていることを勘案するならば，８世紀後半に比定することも可能であろう。

2　前期郡庁の再検討

(1)　B－１・B－２建物跡の座標データ復元について

前期郡庁と考えられる建物群の中で，㈶山武郡市文化財センターが平成３年に調査を行ったB－１・B－２の建物跡及び溝跡（M－１～M－３）は位置・方位が公共座標で示されていないため，前期郡庁については不確定な要素が多分にあった。すなわち，平成10年の第２次調査の報告書で示したB－１・B－２の建物跡については，平成３年に検出した溝跡M－１を平成10年度検出の溝跡SD12と同一の遺構と想定し，同じく溝跡M－２とSD5，溝跡M－３とSD6をそれぞれ同一の遺構と想定した。

以上のような想定に誤りがあった場合，棟筋等が揃わない状況となり，これら一群の建物跡は郡庁である可能性が乏しくなるものと懸念された。これは嶋戸東遺跡の性格付けにも影響する大きな問題であるため，今回の整理作業の中で，平成３年に検出した遺構群の座標データ復元を外部委託により実施し，前期郡庁とされる地域の再検討を行うことにした。

座標データ復元作業の概要は以下のとおりである。

・作業工程

資料収集と資料検討

調査時の資料以外に入手できる資料を調査し，入手した。

１）調査当時の航空写真

千葉県全域の航空写真を京葉測量株式会社が毎年，写真図化できる状態で撮影していることから，平成３年と平成４年の航空写真を入手し，調査したところ平成４年の航空写真が利用可能と判断し，座標データ復元に利用した。

２）公図

法務局において公図調査を行い，該当地域（成東町島戸字後の月）の公図を入手し，データの照合に利用した。

・現地調査

現地に行き，発掘調査写真に写っている周辺地形と現状を調査した。

・作業工程の検討と作業

収集した資料及び現地調査から，どのような作業工程を用いて座標復元を行うか検討した。その結果，植林された木と造成地の敷地境（コンクリート）が平成４年の航空写真と平成３年の調査時の写真に写っており，これを利用して以下の工程で作業を進め，調査区の座標データ復元を行った。

１）RTK-GPS（VRS）により標定点及び図化チェック用の点を現地観測

２）調査当時の写真で利用する標定点を平成４年の航空写真モデルから計測図化

３）調査当時の写真モデルから遺構を計測図化

４）当時の図面をデータ化（CAD化）

５）計測図化された遺構図を基に当時の図面データを座標変更

６）公図を利用して位置を照合

７）成果図面を作成

・結果

上記の作業により，座標データを復元することができた。これによるとB－１・B－２の建物跡の方位はほぼ想定どおりであったが，位置については南に45cm程度下がることになった。

この結果は前述の各溝跡の位置とも整合する内容であった。これにより，B－１と平成９・10年度調査のSB8と棟筋が揃うことが確認され，本地域一帯の建物が極めて計画的な配置であったことが明らかとなった（第24図）。

(2)　前期郡庁の再検討

上記の結果を受けて，改めて一群の建物跡の構成を考えることにしたい。

建物の並びは，左右対称を意識した整然とした方形を呈する可能性が濃厚である。今回の復元では，西列の南北棟は従前どおりに軸をN－33.5°－Wとし，東列の南北棟建物はN－37°－Wの軸からN－34.5°－Wの軸に変更し，東西棟の建物は梁をN－33.5°－Wとし，ほぼ方形の建物群として捉えなおした。

主な改訂点は以下のとおりである，西列建物はB－１の梁行を12尺から13尺とし，SB8の梁行と同じとした。東列建物はSB15の方位をN－34.5°－Wとし，桁行の柱間を10尺に改めた。また，SB19の北東隅柱と考えていた柱掘りかたを北側柱列（梁）の中間の柱として捉らえ，さらにこれまでSB15の梁の柱列としていた柱掘りかたをSB19の梁の柱列とし，梁行の柱間を6.5尺から７尺等間に変更し，桁行を５間，8.5尺等間とした。この見直しによりSB19はN－34.5°－Wに軸を設定してもSB15と棟筋を同じとすることができた。

南列建物のSB9は軸をN－35°－WからN－33.5°－W，梁行の柱間を７尺から8.5尺とし，長舎建物のSB8の南柱列と位置・方位を合わせた（第24図）。

これらの見直しによって，建物群が方形に配置されている可能性がより鮮明となった。

郡庁の規模は東西が54m，南北が55mほどが平均的規模[1]とされており，本遺跡の前期郡庁の規模は東西が54m弱と考えられるので，これと符号する。充分に郡庁としての格式は備わっていたものとみなされる。前期郡庁の南北の規模は，現在確認できた範囲では39m程度であり，横に長い形状を呈する（第25図A）ことになる。全国的にもこれほど横長の郡庁はめずらしいが，南北の規模については北側部分に調

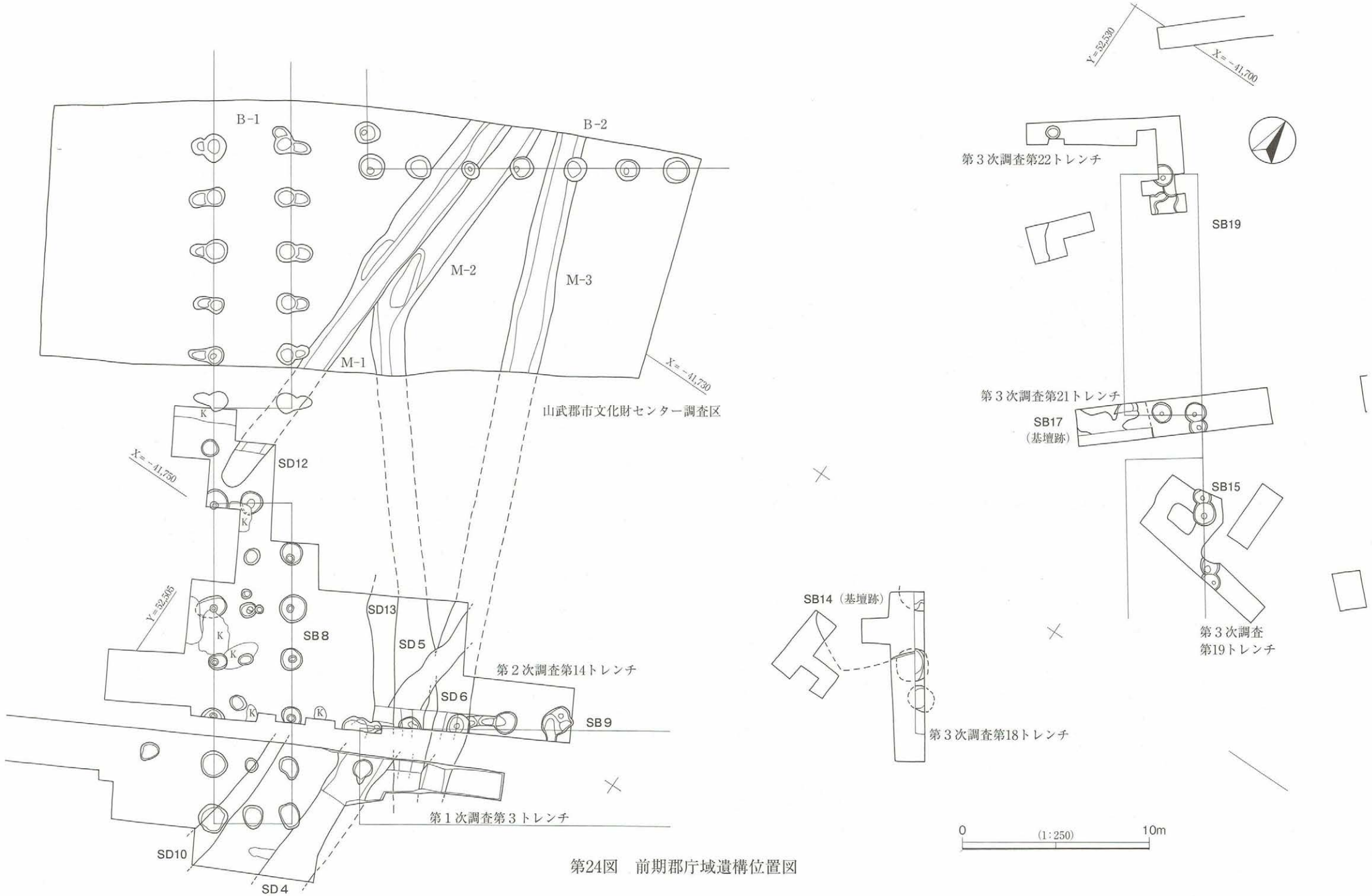

第24図　前期郡庁域遺構位置図

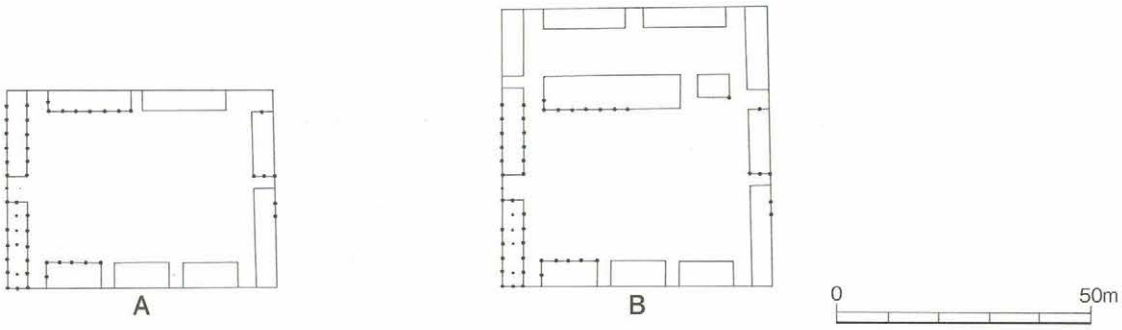

第25図　前期郡庁想定図

査の手が及んでおらず，未だ判明していない点が多く，再考の余地が残される。

郡庁の北限はB－２の掘立柱建物跡をどのように解釈するかによって異なるであろう。B－２は東西が６間以上の規模を有し，桁行の柱間は9.5尺等間で，梁行の柱間は７尺の大型の建物である。これを「ロ」の字状に囲む北側の長舎としてみるか，若しくは正殿又は前殿として捉えるかで様相がまったく違ってくる。

この建物を正殿として位置付けた場合，建物自体が西の長舎に寄りすぎており，全体的にみて片寄った配置となる。このような類例はみられず，理解に苦しむところである。ただし，この正殿を東西10間程度の長大な建物とし，さらにこの建物の東側に別な建物を配置した場合，並びとしては類似した例も存在するので，可能性がみられるようになる。もし，この設定が可能であれば，さらに北側まで建物群又は柵列が伸びて正殿を囲み，南北の長さは55m前後（第25図B）になるであろう。

いずれにしても，前期郡庁の北東部分の，現況が山林となっている地点の調査を実施すればこの問題は解決されると考えられる。今回は，南北長39mと55mの２つの模式図を提示するに留め，結論は今後の調査の進展に委ねることとしたい。

3　SB1周辺の建物配置について

第４次調査において，大型の掘立柱建物跡SB1（５間×３間，桁行12尺等間で18.0m，梁行９尺等間で8.1m，後に８尺等間）の南側にほぼ同規模の大型掘立柱建物跡SB21を検出したことから，これらの区域は後期郡庁の可能性が濃厚であると考えた。SB1を正殿とし，SB21を前殿であるとしたが，しかしながら第６・８次調査の確認調査の結果から，この地区については郡庁ではない可能性が高くなった。これは脇殿その他の施設を検出することができず，前殿と考えたSB21が２間×３間の建物の可能性が高くなり，格的及び位置的に前殿には該当しない可能性が高いことが判明したことによるものである。

SB1及びその南側に存在する建物群については，性格を再度検討する必要が発生した。この地区には西に８度程度振れる建物群と西へ18度前後振れる建物群，真北に近い軸を有する建物群がある（第26図）。

西に18度前後振れるⅡ群の建物跡はSB12・13・25・34・35が存在し，とくにSB12は８間×３間，桁行が22.8mにも達する建物跡であり，この地区の中でも重要な建物であると認識されるが，どのような性格の建物であるか不明である。これらについては棟数も少なく，Ⅲ群と異なり，同一地区に同様な建物配置を取り続けてはいないので，今回の検討からは除外する。

今回，問題とする建物群はSB1と同様に真北に近い軸のⅢ群である。真北を中心として東西に５度振れ

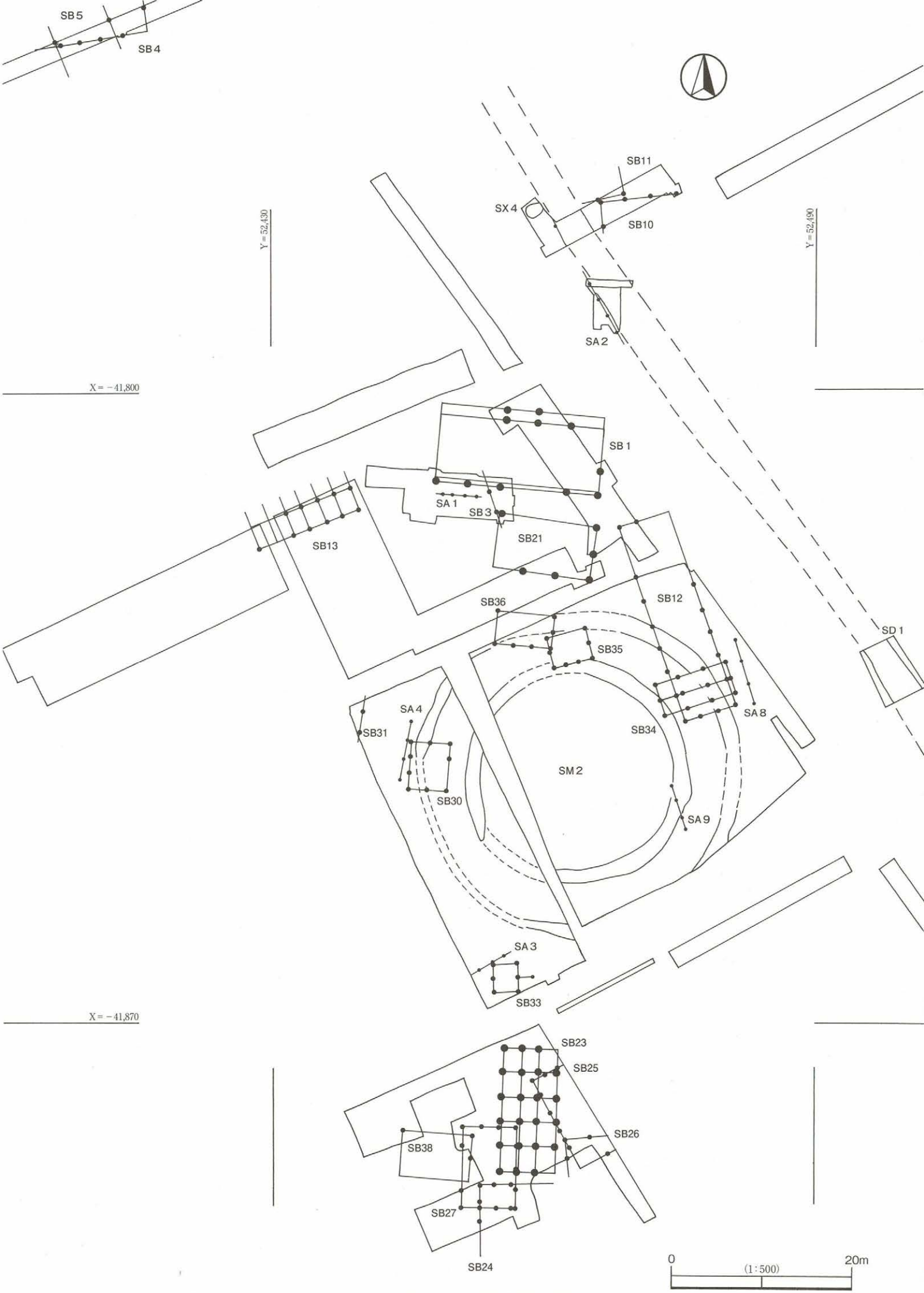

第26図　SB1周辺遺構位置図

る建物はSB1・23・24・26・27・30・33・36・38の９棟がみられる。SB1は柱間が12尺等間で柱の太さが40cm前後の中枢殿舎の格を有する建物であり，同一の場所に２度の建て替えがみられるなど，長期間に亘ってこの地区の中心建物であったと考えられる。また，SB27は真北を中心として数度振れる建物３棟（SB23・24・38）と重複関係にあり，この群は少なくとも４時期の建物が同様な場所に存在していたことが認められる。

Ⅲ群の時期に限ってみた場合，SB1とその周辺はどのような区域であったのであろうか。中心殿舎としての格を有するSB1と同軸の建物にはSB36やSB30・38があるが，SB30・36は３間×２間で柱間は７尺及び６尺等間の小型の建物跡である。このような雑舎的な建物と大型建物が軸を揃えて配置されている点から考えると館の可能性のほうが高いように思われる。

SB1を館の主要殿舎とすれば，SB1の半町（54m）南に離れた地点に存在するSB33を四脚門としても無理がないと考えることができる。また，SB33の南側に５間×３間の倉庫と考えられる総柱建物跡SB23がみられることや，同軸の側柱建物跡が集中する点も館の機能とは無関係とは言えないものがある。今回の調査報告では，後期の時期の館としてSB1及びその周辺を評価しておきたい。

なお，平成10年度の第２次調査でSB1の北側22mの地点（第15トレンチ内）から性格不明遺構SX4とした直径２m前後の土坑状遺構を検出しているが（第26図），この遺構はボーリング棒を入れると１m以上入り，覆土が非常に柔らかいことから井戸跡の可能性も考えられるものである。SB1周辺域に厨が存在する可能性も視野に入れる必要があると思われる。

4　後期正倉域について

Ⅲ群（後期）の時期の正倉域範囲をおおよそ確定することができた。今回の調査で検出した大溝跡及び平成２年度に㈶山武郡市文化財センターによって発掘調査がなされた島戸境遺跡[2]の成果等から，正倉を区画する西辺の南北方向の２条の大溝跡については，第44トレンチから平成９年度に調査を実施した第３トレンチ検出のSD12及びSD4まで伸びることが判明した。また，北辺の溝は第45･46トレンチで検出したSD40とSD41の両者が第34トレンチのSD35とSD34にそれぞれ対応することがわかり，発掘調査の成果から南北200m，東西100m以上の長さを有する２条の区画溝の存在が明らかとなった（第27図）。

さらに，昭和42年の航空写真（図版２）で東西方向と南北方向に２重線のソイルマークがみられることがわかり，写真を1/2,500まで拡大し，溝跡の発掘図面を重ね合わせたところ，両者の位置がほぼ一致した。この航空写真によっておおよその正倉院（正倉域）の範囲を想定することが可能となった。航空写真による推定では，南北方向の西辺溝南端部は第12トレンチ付近までソイルマークがみられ，300m前後の長さを有するものと思われる。西辺溝の主軸方位は全体的にみると東に２度～３度傾いている（第27図，図版２）。

東西方向の北辺溝は300m以上の規模を有すると考えられるが，東側に行くにしたがってソイルマークは不明瞭となっている。

東辺溝については，山林近くの畑地に南北に走るソイルマークが極めて短い部分ではあるが確認できるので，この線を北に直線的に延長させると北辺溝の総延長は350m以上に達する。また，そのソイルマークの近くには島戸境１号墳が存在するが，同古墳の発掘調査で南北に走る溝跡が検出[3]されており，これについても東辺溝の可能性が認められることになった。この溝跡の規模は上幅2.9m，下幅は1.2m，確

認面からの深さは0.92mを測り，断面形は逆台形を呈するしっかりとしたものであり，西辺及び北辺の区画溝と遜色がない規模の遺構である。ただし，主軸はN－15°－Wにあるので，これを東辺の区画溝とすると東側の地域のみかなり歪む形状となる（第27図）。想定した区画溝の北東部分を確認する必要があろう。

現段階では不明な点が多いが，正倉域は東西350m以上，南北300m程度の規模を有するとみておきたい。これは単純計算で100,000㎡以上の規模を有することになる。郡衙遺跡で本遺跡と同様な集中型正倉がみられる例では10,000㎡～20,000㎡[4]程度が通常であり，嶋戸東遺跡の区画範囲は非常に広大な面積であると言える。しかしながら，本遺跡の正倉域内の地形をみると中央部まで谷部が迫っており，実際に建物を建てられる部分は限られたものであったのであろう。おそらく斜面部のため面積の2/3程度は建物が建てられていなかったものと推察される。

正倉域内の建物は，現在までのところ基壇建物跡８棟，掘立柱建物跡１棟を検出している。さらに，第７次調査（平成15年度）の調査時に，基壇跡の疑いがある地点が発見されているので全部で９か所の基壇跡の存在が確認されていることになる。

この基壇跡の可能性がある部分については地元の方から山芋掘りの最中に石のような堅い物が出てきたと連絡があり，実見したところ版築状の土の塊であったため，出土地点を教えてもらいボーリングステッキで周囲を探査した結果，硬化面が面的に広がっていることが判明したものである。検出地点は第46トレンチから東に約200mの箇所にあり，第27図中におおよその場所をスクリーントーンで略円形に示した。

基壇跡のうち６か所で基壇下から重複して掘立柱建物跡の柱掘りかたを検出しており，基本的には正倉は掘立柱建物から基壇建物に変遷していると考えられるが，SB28のように掘立柱建物のみのものも認められる。

基壇下の掘立柱建物跡の構造は，SB32bが３間以上×３間の規模の総柱建物跡であり（第13図），ほかの基壇下にある掘立柱建物跡の構造は不明であるが，掘立柱建物跡のみ単独で検出したSB28についても総柱建物であることや，各基壇下に存在する掘立柱建物跡の柱掘りかたの規模等がSB32b・SB28と同規模であることから，基壇跡下の掘立柱建物跡についても総柱建物であることはほぼ確実である。

倉庫群の配置については，部分的調査なので不明な点が多いが，北辺部は東西棟の建物が規則的に並んでいると考えられ，西辺部にも南北棟の建物が軸を揃えて３棟みられる。全体的には北に軸を揃えて配置している状況が窺える。

なお，南西部の２棟（SB14・17）は主軸が40度及び52度ほど西に振れており，上記の配列とは異なる。主軸が異なる要因については，時期差によるものとも捉えられるが，両遺構とも基壇の下に掘立柱建物跡の存在が認められ，南北方向に並ぶSB6・7・32と同様な重複状況にあることを勘案するならば，それらと同時期の可能性のほうが高いと考えられる。両遺構の主軸は等高線に対して直行しており，地形の制約から軸が振れている可能性を考えておきたい。また，SB14・17のすぐ西側に所在する溝跡M－２は主軸が西に40度前後振れており，軸が近いことからSB14・17に関連する遺構と考えることもできる。

本正倉域は島戸境古墳群と重複している。北東にみられる島戸境１号墳は周溝部分を東辺区画溝が切っており，北西にみられる２号墳も位置関係から考えて，周溝を北辺区画溝が切っている蓋然性が高く，両区画溝とも墳丘部は避けて溝を通している可能性がみられる。また，正倉域北西隅の第７次調査で確認したSM4（島戸境３号墳）の場合は，SB32基壇跡とSM4の周溝の間に柵列跡が存在し，古墳と正倉とを区画していた可能性も認められる。第５・６次調査で検出したSB28の北側についても２列の柵列跡があり，

第27図　後期正倉域想定図

その北西には島戸境２号墳が存在する。このような観点からみると，古墳をなるべく避け，壊さずに古墳を取り込んで正倉域が造られている可能性が浮かび上がる。前述のSB1周辺のSM2（第８次調査第47トレンチ）の場合においても墳丘部の域内には遺構が存在しない点もこれと合致するように思える（第17・26図）。郡衙の造営はかなり周辺の古墳群に制約を受けたものであったのではないだろうか。

5　結　　語

第６・７・８次調査の成果及びこれまでの成果を総合した結果，前期郡庁についてはほぼ想定どおりの位置にみられることが明らかとなった。また，後期の正倉域は真行寺廃寺跡とほぼ軸を揃えてみられ，正倉も整然と並んでいる可能性が強く，相当計画的に郡衙が整備されていたことがわかった。SB1周辺は郡庁よりも館の可能性が有力となった。

武射郡衙の範囲は東西５町，南北４町程度の極めて広大な範囲である可能性が高くなった。この地に郡衙が造営された背景はすでに遺跡の歴史的環境でも触れたように，巨大な前方後円墳などの郡衙の造営にとってさまたげとなる大規模古墳が造営されていない台地の中で，大きな面積を占有することのできる最良の地域が嶋戸周辺であった可能性がみられる。そして，武射郡衙の造営のあり方をみると，なるべく古墳を避けて各官衙域が設定されているように思われるが，これだけ大規模な郡衙を成立させた背景には，古墳時代後期からの大型前方後円墳築造など，当該地区を取り巻く社会的背景が大きな影響を及ぼしていたのと同時に，国家的な政策の中で極めて重要な位置を占めていたのであろう。

その背景を解明するためには，武射郡の前身である武社国の古墳時代からの動向が重要な鍵を握っているように思われる。武社国内の大型古墳の分布は，第２図に示したように，北から境川・作田川流域に集中して分布している。しかも各流域の大型古墳築造開始時期は６世紀後半からとなる。

それまで大きな勢力のなかった地域に全長60mを超すような大型前方後円墳が突如出現する背景については，栗田則久氏が伊甚の屯倉の設置と関連させて紹介している[5)]。『日本書紀』安閑天皇元（534）年四月条に，伊甚国の一部が贖罪のため伊甚屯倉になった伝承が記載されている。『日本三代実録』貞観九（867）年四月条に，「上総国夷灣郡春部直黒主売」と書かれており，平安時代前期に春日部直が存在していたことから，６世紀中頃とされる伊甚屯倉の設置に伴って伊甚国造が春日部直という氏姓を与えられた可能性を指摘し，春日部氏は和邇氏と同族関係にあり，武社国造である牟邪臣は，和邇臣十六氏に含まれていることから，春日部氏と牟邪臣との関係を想定している。また，『続日本紀』神護景雲三（769）年三月条に，大国造道嶋宿禰嶋足の推挙により陸奥国牡鹿郡人春日部奥麿ら３人が武射臣を賜姓した記事があり，春日部と武射臣との関係から，故地である武射郡と春日部の関係も窺われるとし，このような伝承や記事から，国造制下の伊甚国と武社国とのつながりを考えている。６世紀中頃以降の伊甚国と武社国の大型古墳の分布をみると，武社国の優位性が明らかであり，伊甚屯倉を基盤とした勢力がこの時期以降に武社国領域に新たな開発を展開していったことも指摘している。

このような古墳時代後期からの動向をみると，６世紀後半から中央政権の東国経営の拠点として当該地域が位置づけられ，すでにこの段階で東北との接触があったものと思われる。海上や水上交通の要所でもあるこの地域に大規模な郡衙を設置した背景には単に当該地域の支配にとどまらず，東北経営を主眼とした国家的な意図が垣間見えるのである。

嶋戸東遺跡の北方1.5kmには久保谷遺跡が存在するが，同遺跡からは旧佐倉街道と並行するように古代

の道路跡及び中・近世の道路跡が検出されている。旧佐倉街道は江戸時代の絵図面から判読すると嶋戸東遺跡の正倉域を斜めに抜けて伸びている。このことは明治時代の地図からも窺い知ることができ，久保谷遺跡で検出された古代道は嶋戸東遺跡まで続き，前期郡庁域の東脇を抜け，九十九里の平野部まで達していたと考えられる。また，第２図の環境復元図から読みとれるように嶋戸東遺跡の南方の平野部は古代には大きな沼が広がっており，川と川を結ぶ水上交通が発達していた可能性も考えられる。このような観点から考えるならば，嶋戸東遺跡は郡衙にとって格好の立地条件をそなえていたものと推察される。

これまでの調査により，前期郡庁や後期の館・正倉域などが明らかとなり，隣接する真行寺廃寺跡を含めて郡衙としての要件は揃ってきたといえよう。ここで課題として残るのが，後期郡庁の検出と前期郡庁の規模や配置の確定である。これは，今後の調査を待たなければならないが，前期郡庁については，前述のように北東部分の山林内の調査が必要であろう。後期郡庁は，第５トレンチで検出したSB4（第27図）を手がかりに遺跡の北西側一帯の確認が必要であろう。また，後期郡庁及び主要建物群の候補地としては，館の南西側の台地縁辺に当たる現農道が東西南北に走る区域も注意しておかなければならない。

註

1　山中敏史　2004「Ⅶ－３郡庁」『古代の官衙遺跡Ⅱ　遺物・遺跡編』　奈良文化財研究所

2　稲見英輔ほか　1991「島戸境遺跡」『平成２年度　山武町内遺跡群発掘調査報告書　島戸境遺跡道祖神前遺跡　旭山遺跡　岩ノ谷台遺跡　上戸田遺跡』　山武町教育委員会

3　平山誠一・椎名信也　1994『島戸境１号墳』山武町教育委員会

4　山中敏史　1994「第一章　郡衙の構造と機能　第四節　正倉構造と機能」『古代地方官衙遺跡の研究』　塙書房

5　栗田則久　2005「伊甚のミヤケ」『月刊　考古学ジャーナル』№533　ニューサイエンス社

写　真　図　版

嶋戸東遺跡周辺航空写真（1/10,000）

図版2

正倉域航空写真（1/2,500）

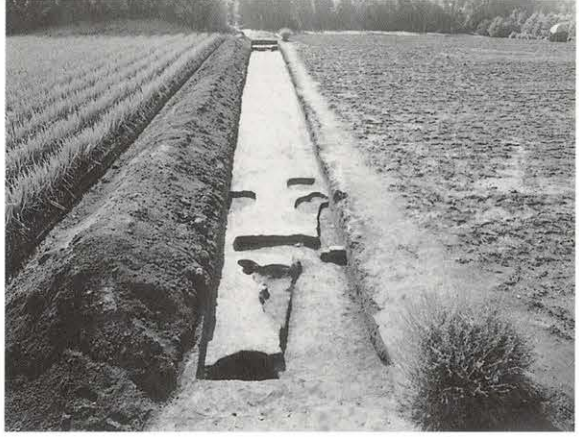

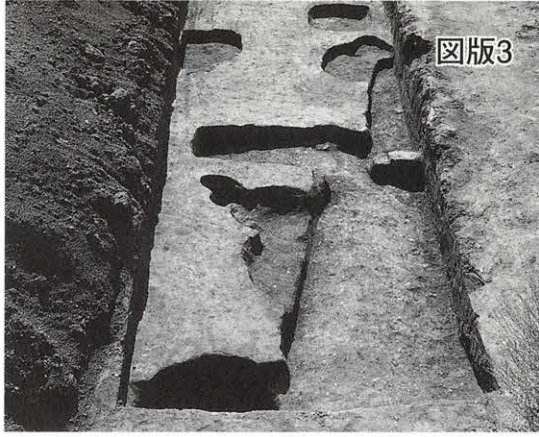

第40トレンチ全景
北から：左
第40トレンチ柱掘りかた
北から：右

SM1周溝　南から：左
SM1周溝断面
西から：右

第41トレンチ内
SB23・24・27，SM3周溝
北から

SB24・27土層断面　西から

図版4

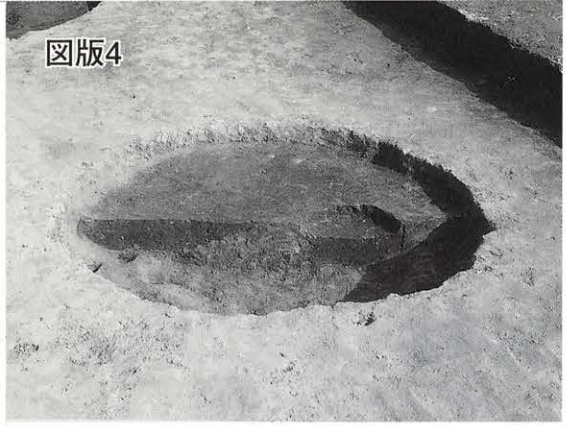

SB24土層断面　西から：左
SI46　　北から：右

SB30・33・34，SA4，
SI47，SD43・44，SM2周溝
東から

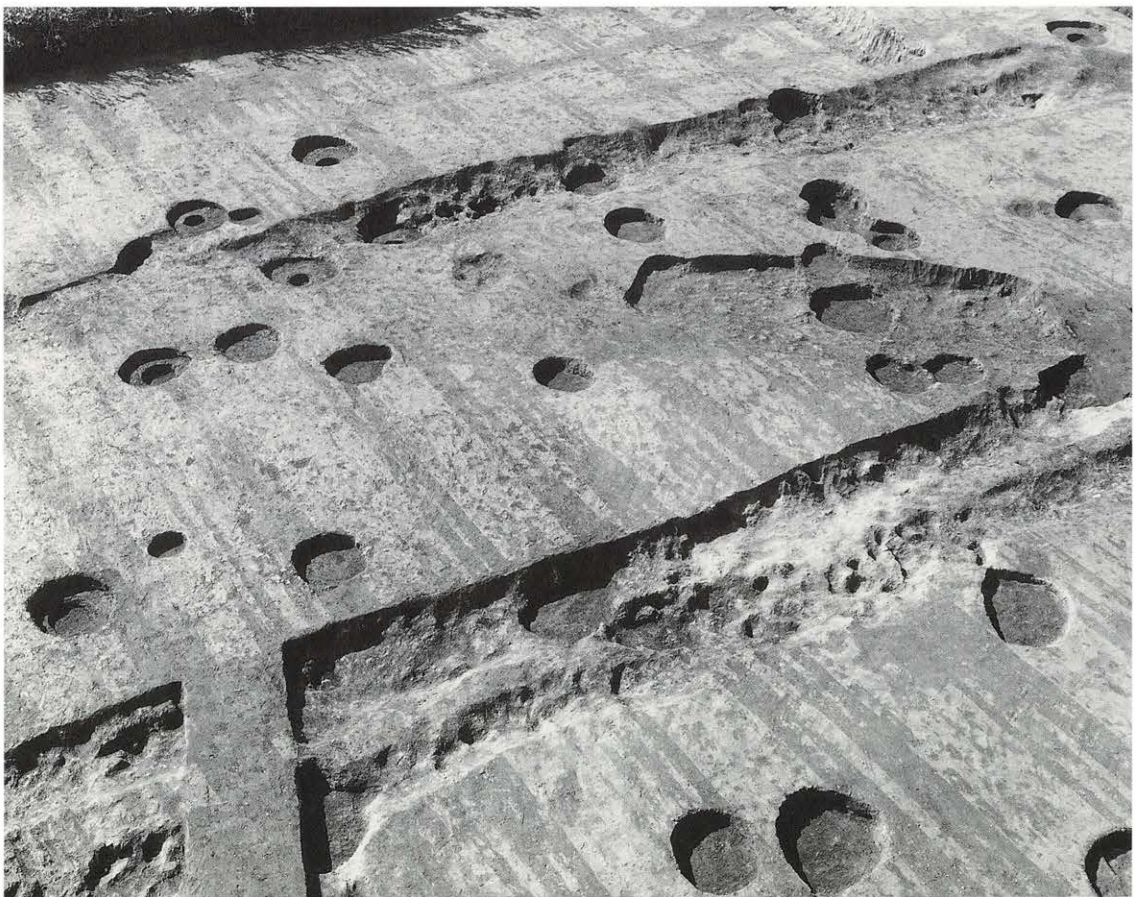

SB30，SA4　東から

第42トレンチ内
SB33，SA3，SI52，SD46
北西から

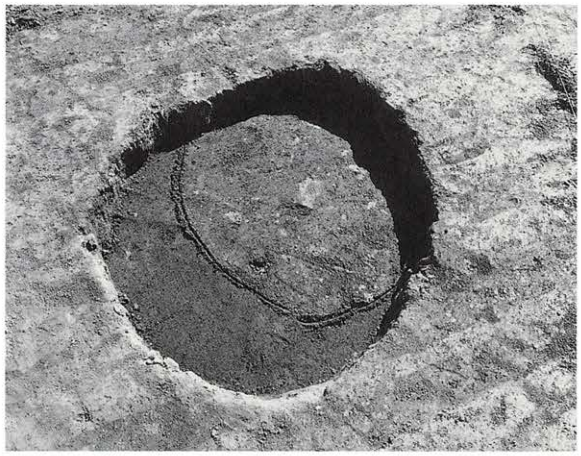

SB33，SA3柱掘りかた：左
SB33，SA3柱掘りかた
土層断面：右

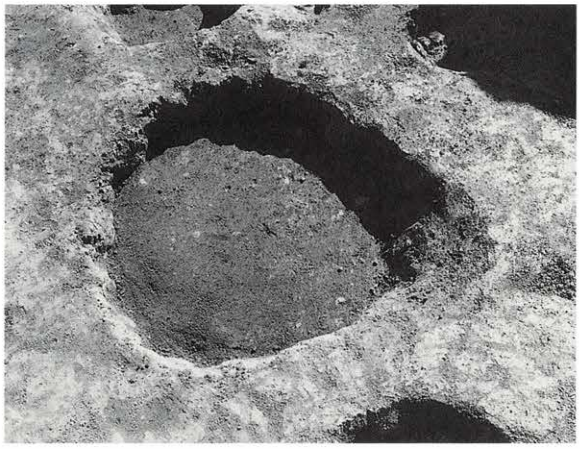

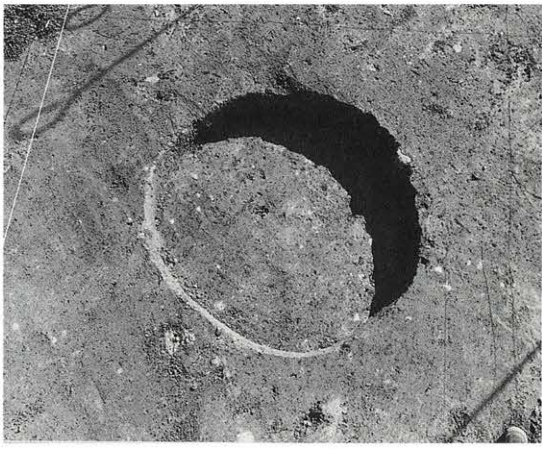

SB33柱掘りかた：左
SB33柱掘りかた：右

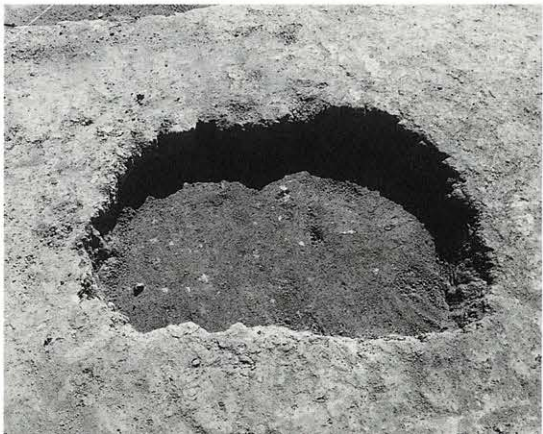

SB33柱掘りかた：左
SB33柱掘りかた：右

図版6

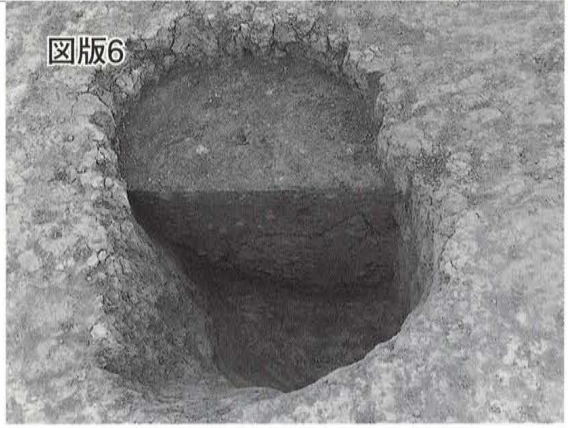

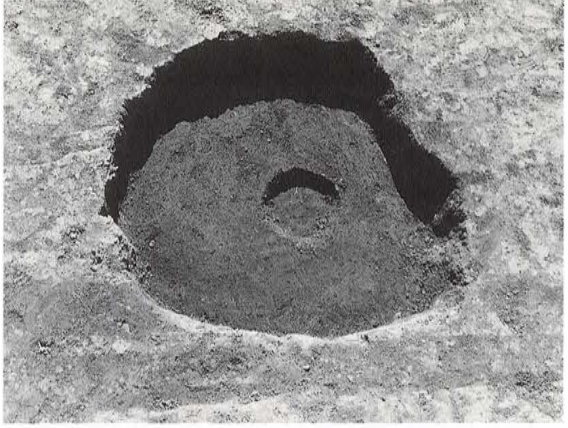

SB33柱掘りかた土層断面：左
SA3柱掘りかた：右

第43トレンチ　北西から：左
SB28柱掘りかた　東から：右

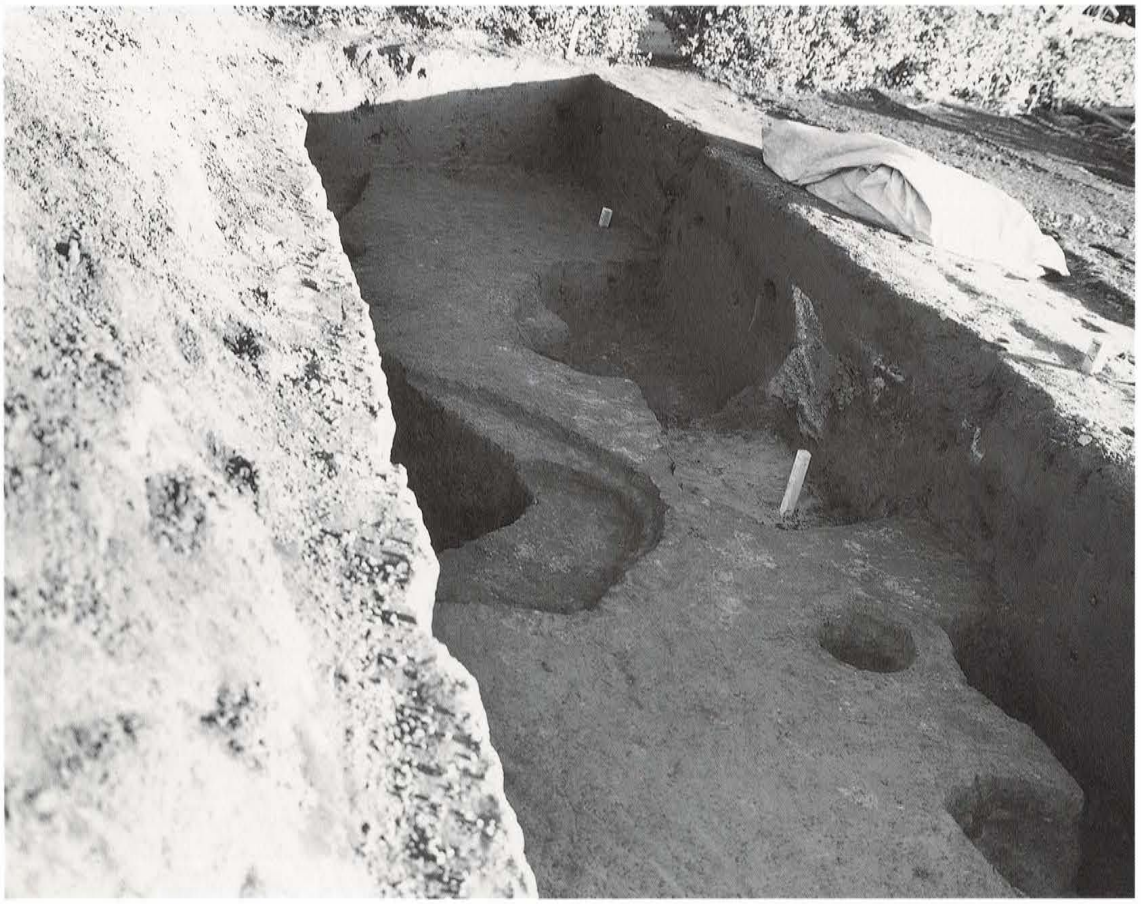

SB28柱掘りかた　北西から

SB28柱掘りかた　西から：左
礎石：右

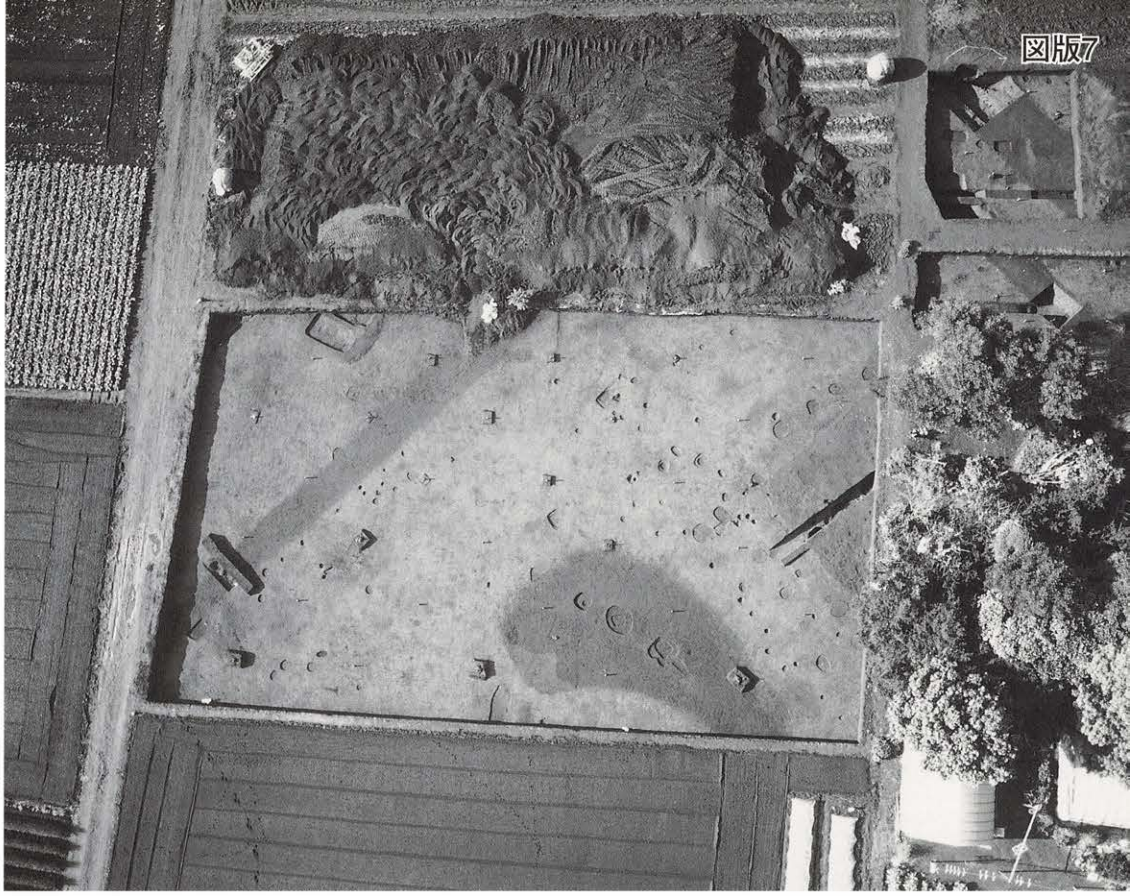

第44トレンチ航空写真

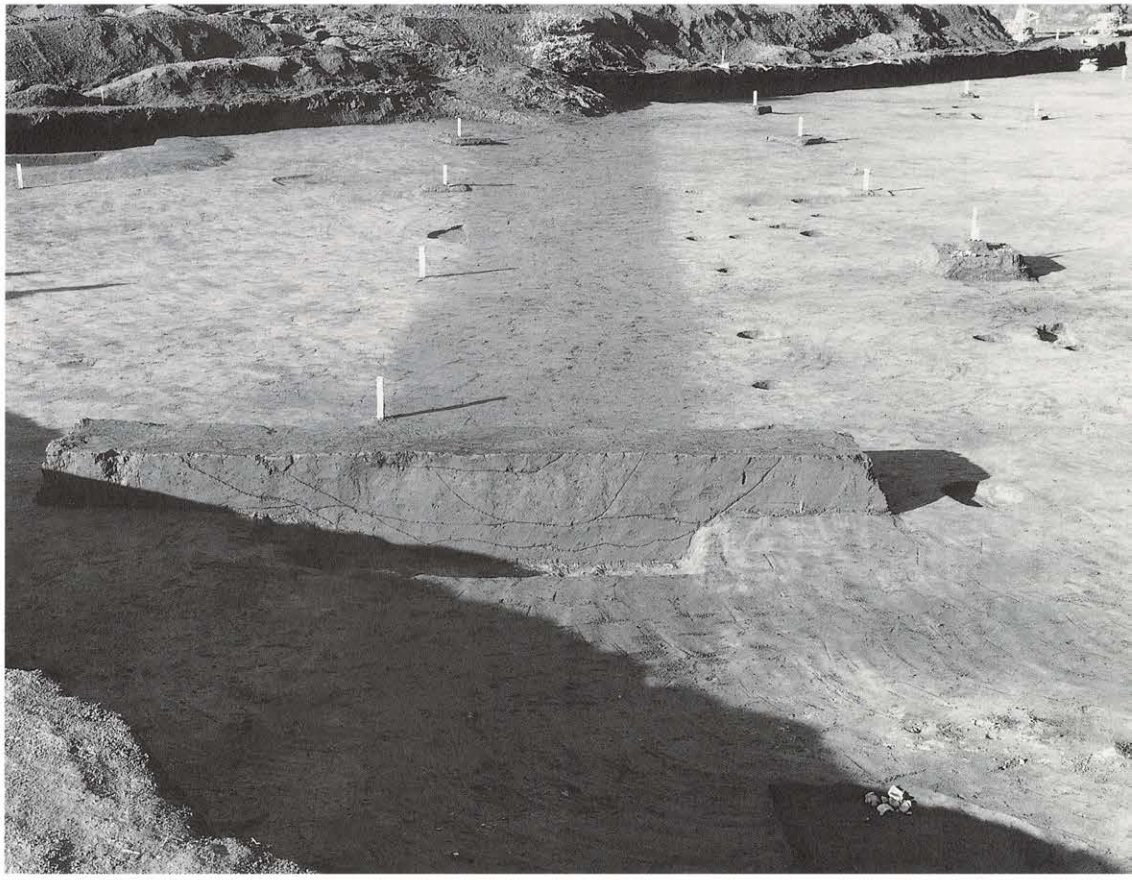

SD39土層断面　南から

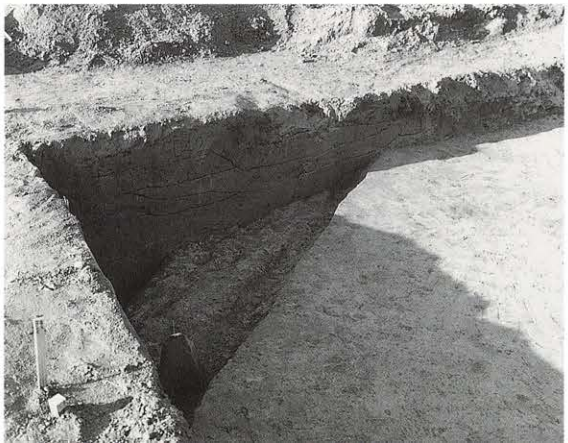

SD42　南から：左
SI49　西から：右

図版8

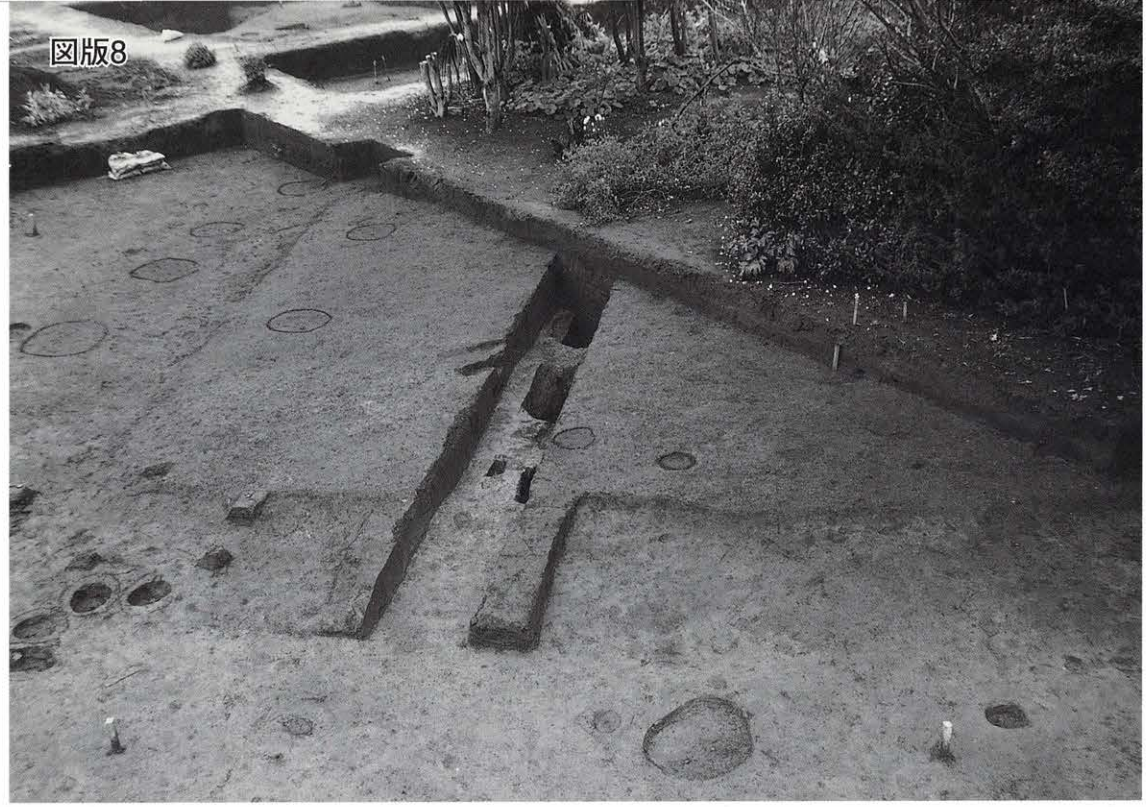

SB32　南から

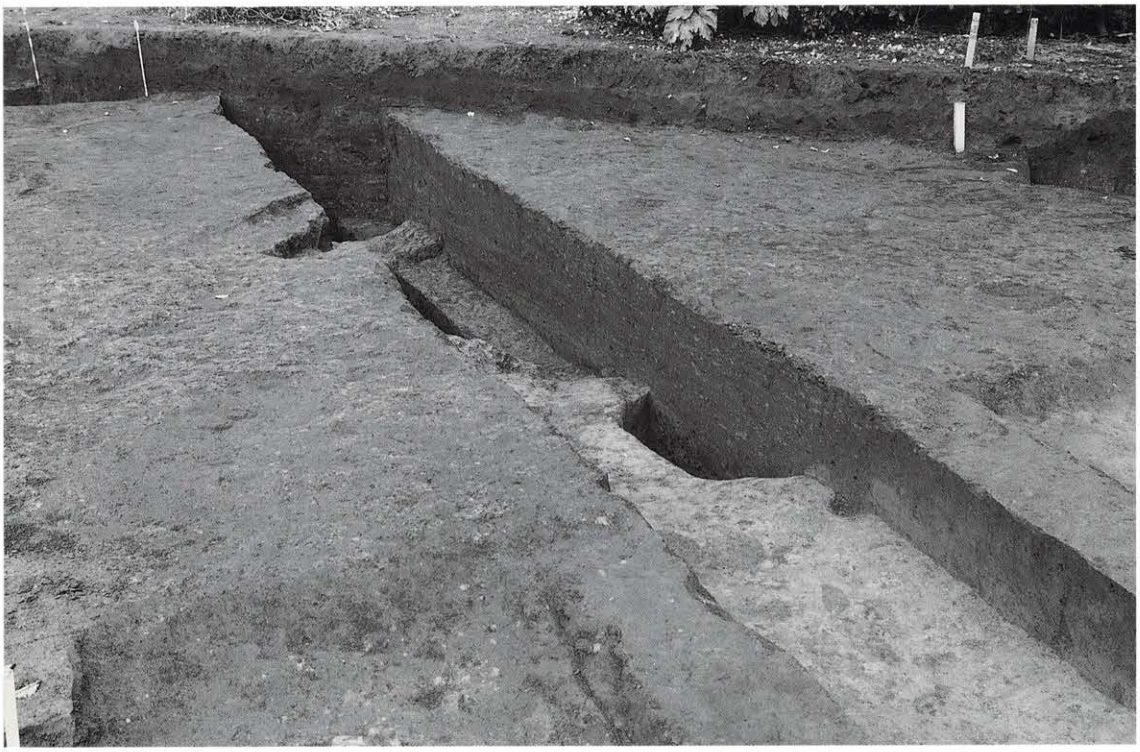

SB32基壇部B-B’ 土層断面
南西から

SB32基壇部D-D’ 土層断面
西から

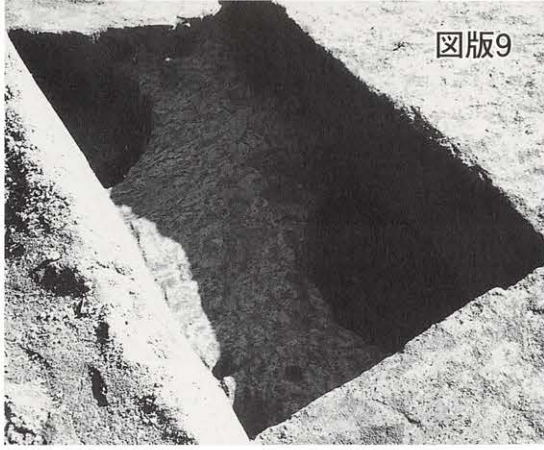

SB32内柱掘りかた断面
西から：左
SB32内柱掘りかた
北西から：右

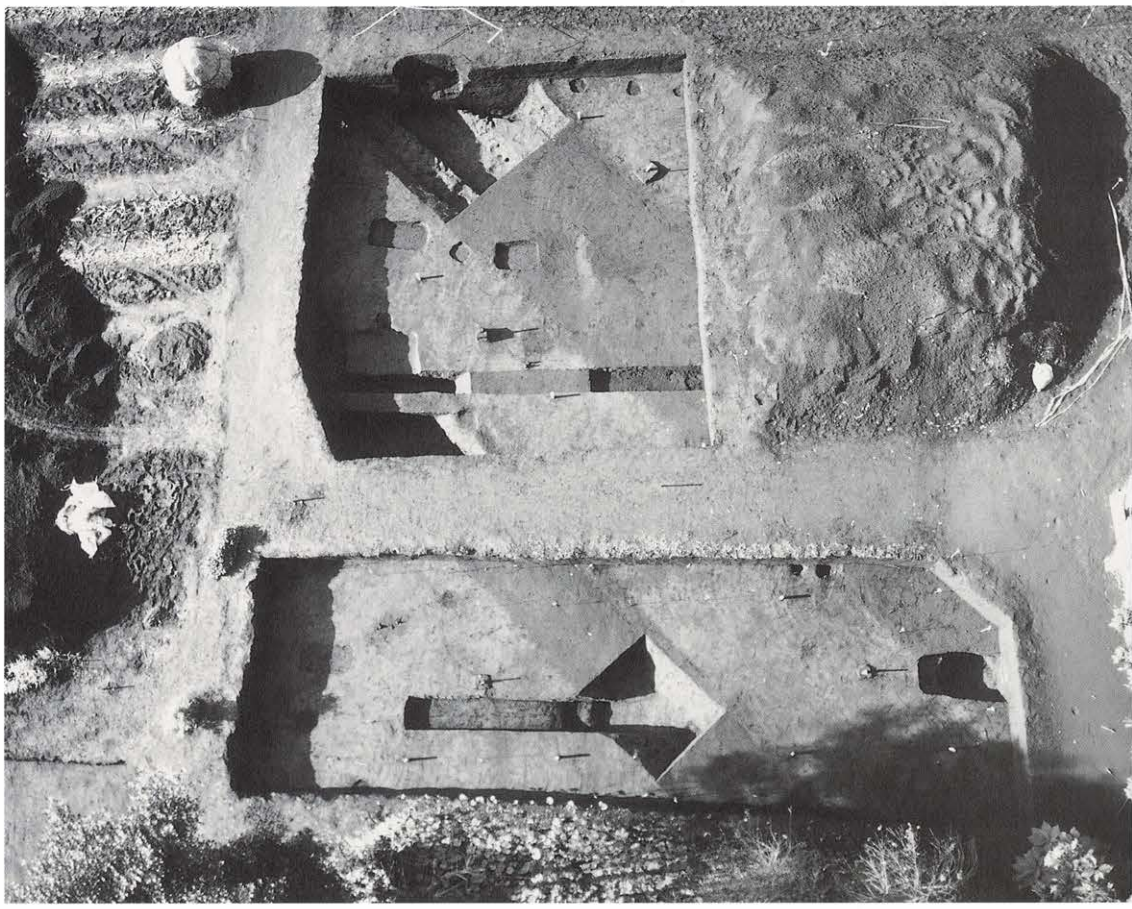

第45・46トレンチ航空写真

SD41土層断面　西から

図版10

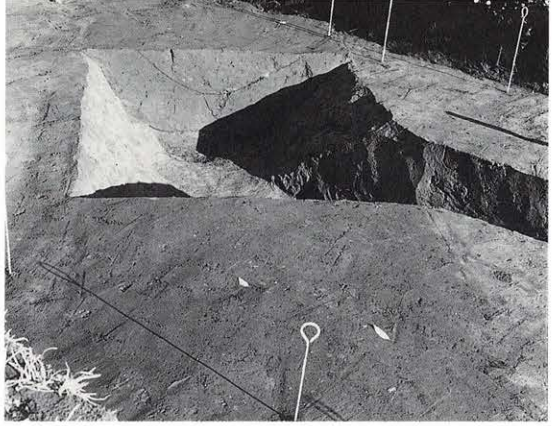

SI48　南西から：左
SD40土層断面　西から：右

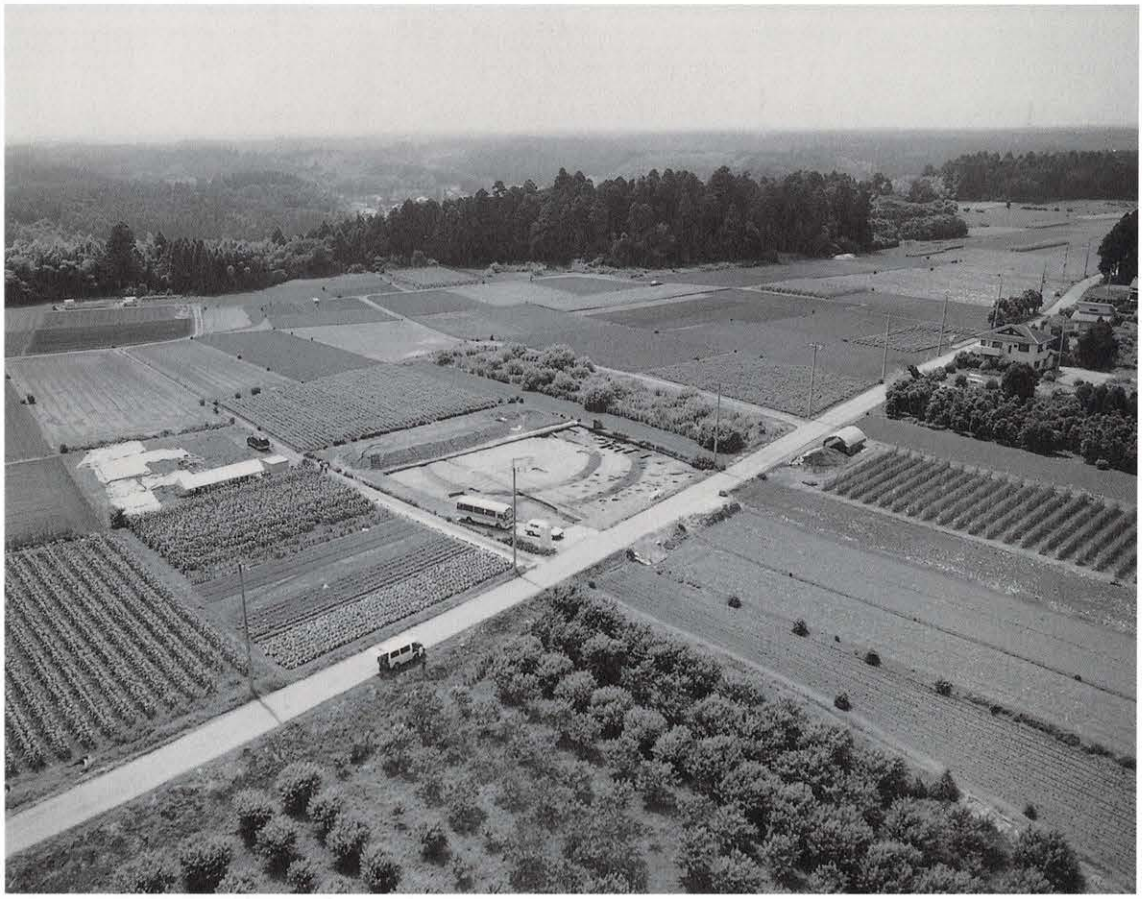

第47トレンチ周辺航空写真

第47トレンチ航空写真

SB12・34，SA8航空写真

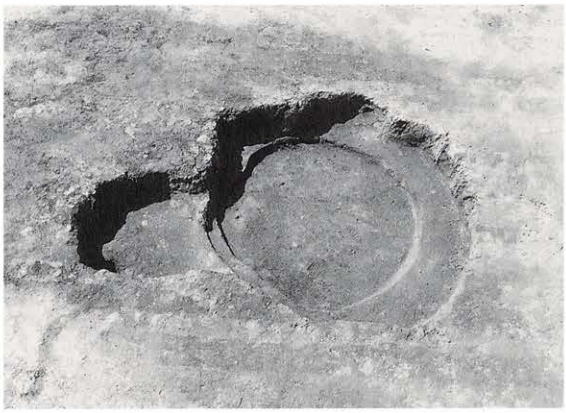

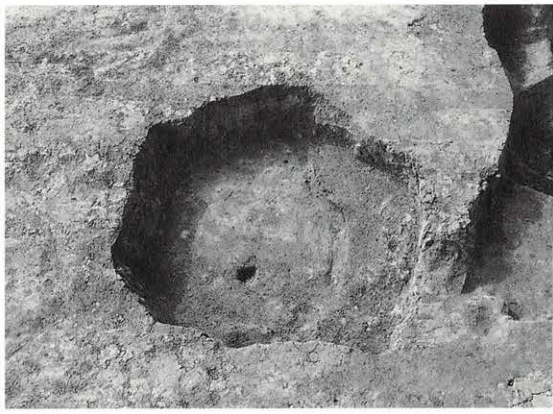

SB12柱掘りかた
南東から：左
SB12柱掘りかた
南東から：右

SB12柱掘りかた
南東から：左
SB12柱掘りかた
南東から：右

SB12柱掘りかた
南東から：左
SB12柱掘りかた
土層断面：右

SB35・36，SI50・51a・b
南から

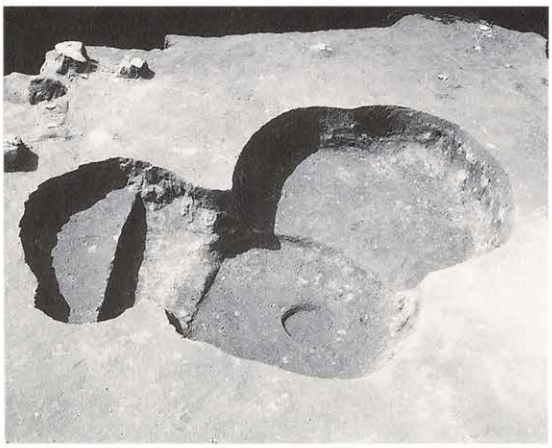

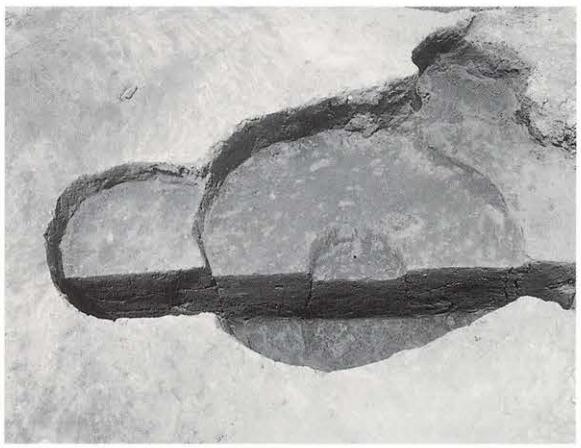

SB36柱掘りかた　南から：左
SB35・36柱掘りかた土層断面
南東から：右

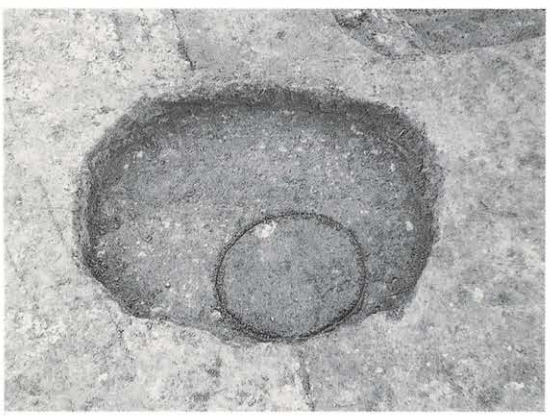

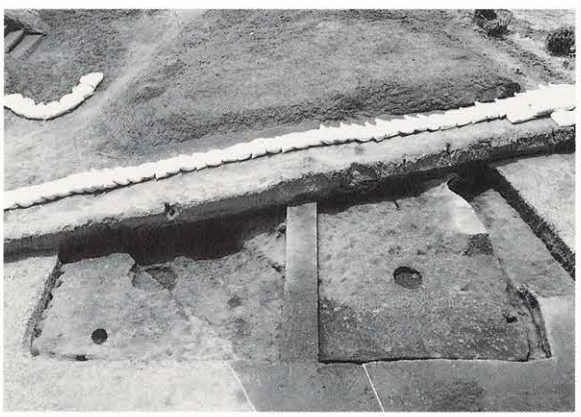

SB35柱掘りかた　東から：左
SI47，SM2周溝　東から：右

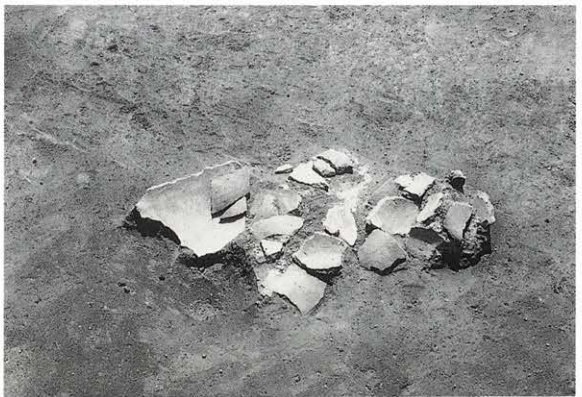

SM2検出状況　南から：左
SM2遺物検出状況：右

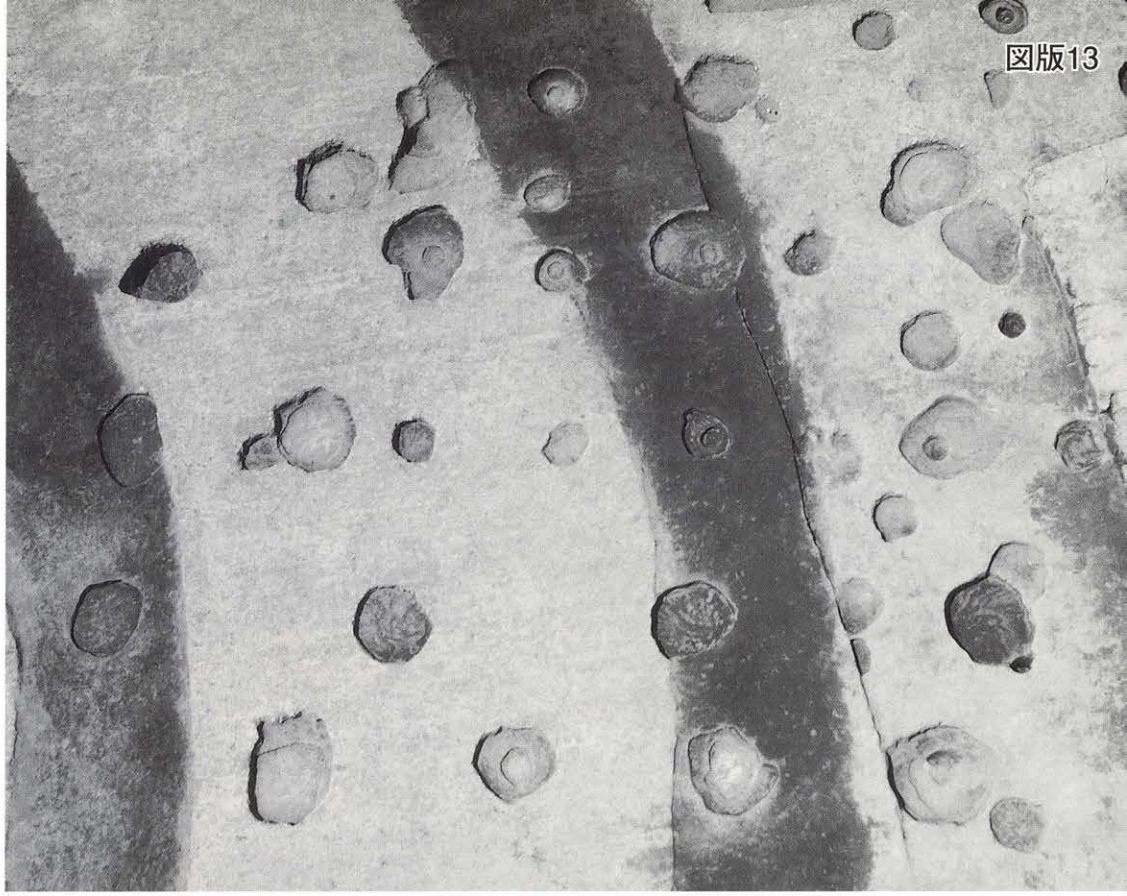

SB34　南から

道路部SB37調査前
北西から

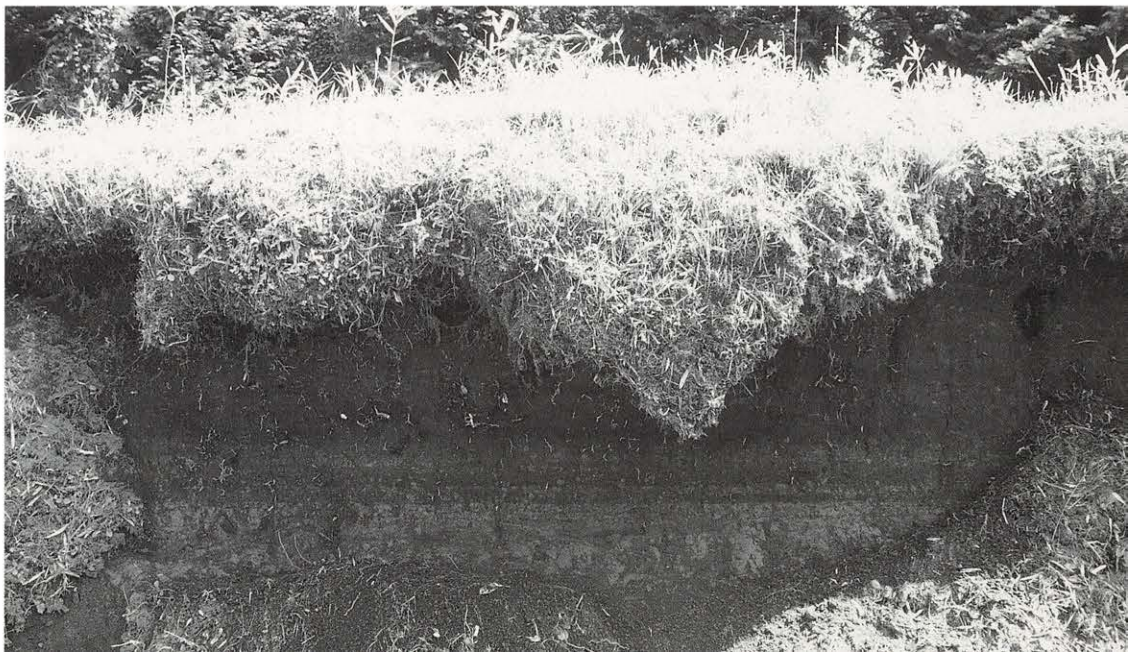

道路部SB37基壇断面
北から

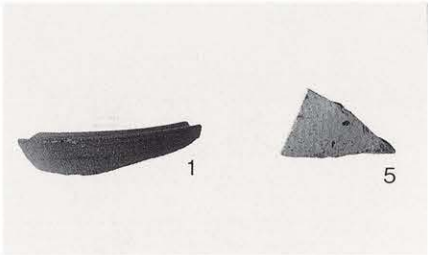

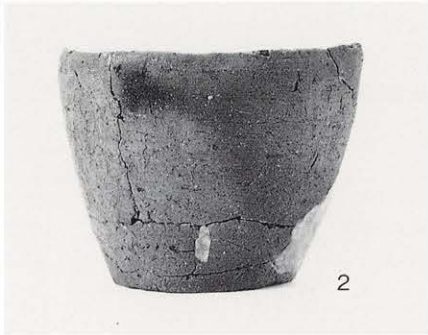

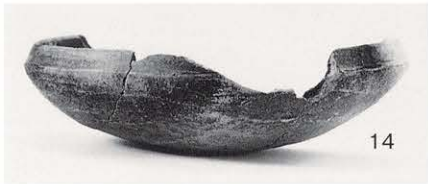

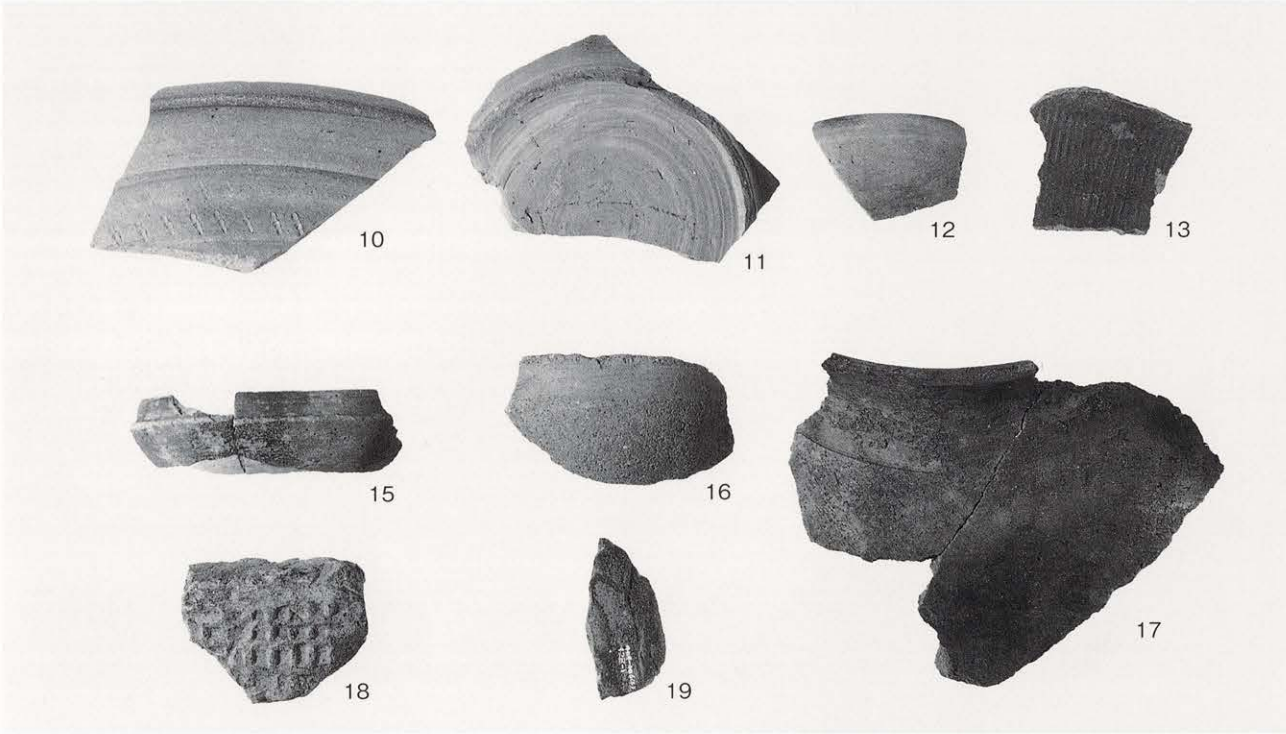

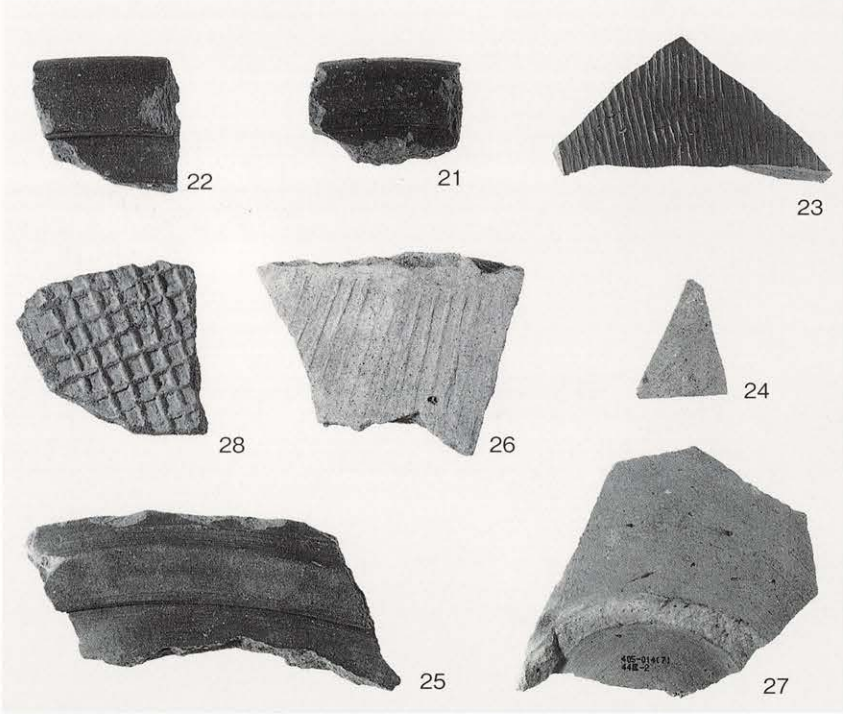

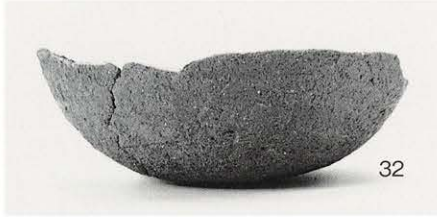

出土遺物(1)

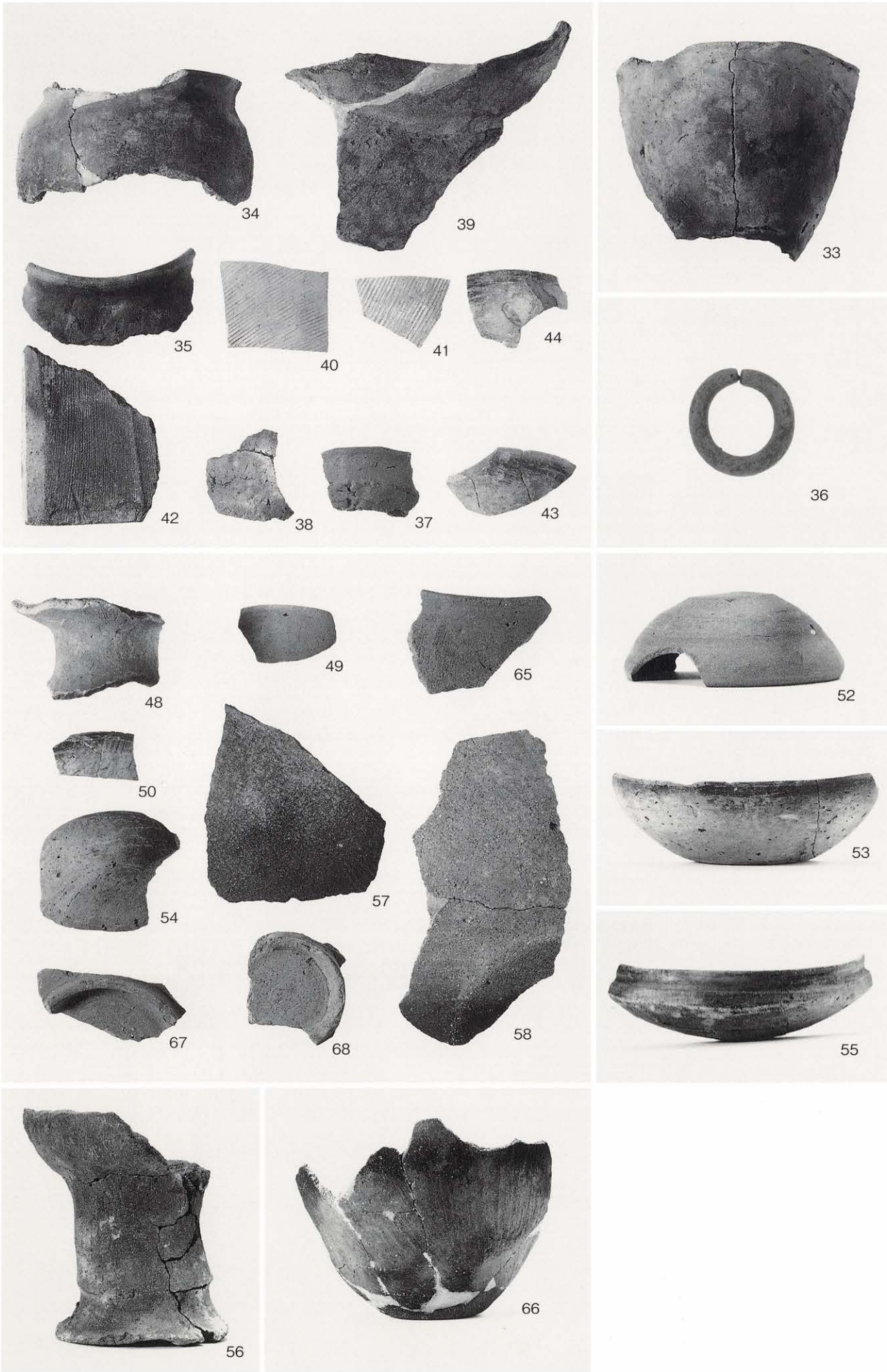
34
39
33
35
40
41
44
36
42
38
37
43
48
49
65
52
50
53
54
57
58
67
68
55
56
66

出土遺物(2)

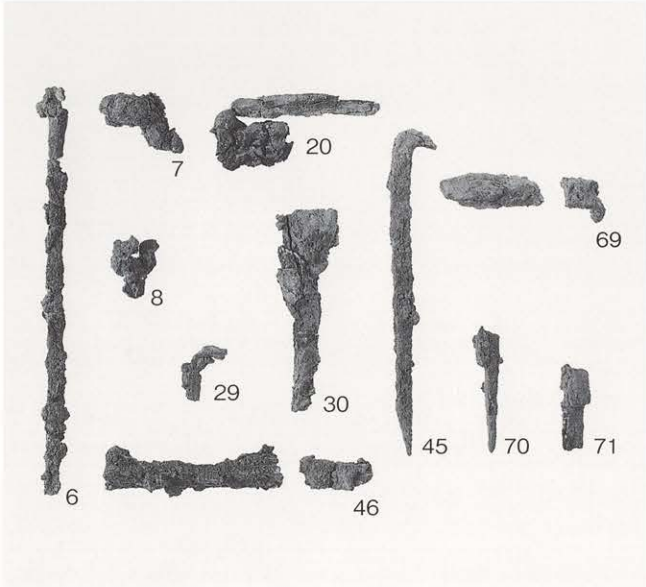

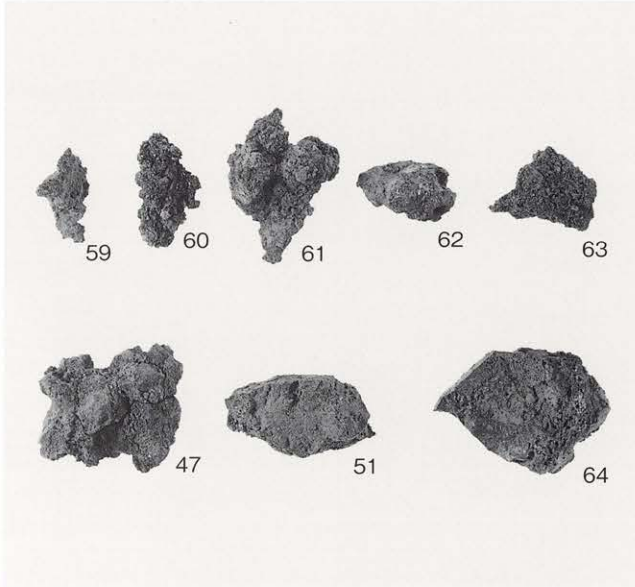

SM４周溝出土円筒埴輪

SM４周溝出土形象埴輪

SM４周溝出土形象埴輪

出土遺物(3)

報告書抄録

ふりがな	ちばけんさんぶぐんなるとうまち・さんぶまちしまとひがしいせきだいろく・しち・はちじはっくつちょうさほうこくしょ
書名	千葉県山武郡成東町・山武町嶋戸東遺跡第６・７・８次発掘調査報告書
副書名	
巻次	
シリーズ名	千葉県教育振興財団調査報告
シリーズ番号	第554集
編著者名	小林信一・小高春雄
編集機関	財団法人　千葉県教育振興財団
所在地	〒284－0003　千葉県四街道市鹿渡809番地2　　TEL　043－422－8811
発行年月日	2006年10月１日

所収遺跡名（ふりがな）	所在地（ふりがな）	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡番号					
嶋戸東遺跡（しまとひがし）	山武郡成東町島戸（さんぶぐんなるとうまちしまと）343-1ほか	12404	006	35度37分17秒	140度24分44秒	20021001～20021031 20031001～20031119 20040601～20040630	2,480	国庫補助事業による学術調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
嶋戸東遺跡	官衙	奈良・平安時代	掘立柱建物跡11棟以上 基壇跡２基 柵列跡７条 溝跡８条 柱穴多数	土師器・須恵器・金属製品・鉄滓	正倉域の範囲を把握した。 大型掘立柱建物跡（SB1）は館施設の可能性が高くなった。
	集落	古墳時代後期～奈良時代	竪穴住居跡９軒	土師器・須恵器・金属製品・鉄滓	
	古墳	古墳時代後期	古墳（周溝）４基	土師器・須恵器・埴輪	

千葉県教育振興財団調査報告第554集

千葉県山武郡
成東町・山武町嶋戸東遺跡第６・７・８次発掘調査報告書

平成18年10月１日発行

発　行　　財団法人　千葉県教育振興財団
四街道市鹿渡809番地２
印　刷　　株式会社　正　　文　　社
千葉市中央区都町1丁目10番6号

本報告書は，千葉県教育委員会の承認を得て
増刷したものです。